

令和 2（2020）年度
包括外部監査結果報告書

令和 3（2021）年 1 月
港区包括外部監査人
公認会計士 谷川 淳

（本報告書における記載内容等の注意事項）

1. 端数処理

報告書の数値は、原則として、金額の単位未満の端数を切り捨て、比率の表示単位未満については四捨五入により表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

2. 報告書の数値・表記等の出典

報告書の数値・表記等は、原則として港区が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。

報告書の数値等のうち、港区以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

3. 監査の結果及び意見

本報告書では、監査の結論を「指摘」と「意見」に分けて記載している。

「指摘」は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項（主に合规性に関する事項）に該当する。法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項となる。

「意見」は、最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など（経済性、効率性及び有効性に関する事項）に該当する。ただし、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、重要性が高いと判断される場合には「指摘」としている。

目 次

第1章 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3. 外部監査対象期間	1
4. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由	1
5. 監査の方法	2
6. 外部監査の実施期間	3
7. 監査従事者	4
8. 利害関係	4
第2章 外部監査の対象	5
1. 港区の環境に関する施策の概要	5
2. 監査対象とした事業	9
第3章 外部監査の総括	15
1. 外部監査の総括	15
2. 外部監査の結果及び意見の一覧	16
第4章 外部監査の結果及び意見（各論）	20
I 安心して暮らせる低炭素・省エネルギー社会の実現に関する事業	20
1. 省エネルギー活動普及啓発	20
2. 集合住宅向け省エネ取組支援	25
3. 緑のカーテンプロジェクト	30
4. 建築物低炭素化促進	32
5. 全国連携による再生可能エネルギー活用	35
6. みなとモデル森林整備促進	38
II 健康で安全に暮らすことのできる生活環境の保全に関する事業	42
1. アスベスト対策	42
2. 環境監視施設維持管理	46
3. 環境測定調査分析	50

4. 台場水質調査	54
5. 泳げるお台場の海創生事業	58
Ⅲ 快適で魅力ある都市環境の形成に関する事業.....	61
1. みなとタバコルール推進	61
2. 芝地区みなとタバコルール推進、麻布地区みなとタバコルール推進、赤坂地区みなとタバコルール推進、高輪地区みなとタバコルール推進、芝浦港南地区みなとタバコルール推進	67
3. 芝地区環境美化啓発、麻布地区環境美化啓発、赤坂地区環境美化啓発、高輪地区環境美化啓発、芝浦港南地区環境美化啓発	75
4. 芝地区生活安全・環境美化活動推進事業、麻布地区生活安全・環境美化活動推進事業、赤坂地区生活安全・環境美化活動推進事業、高輪地区生活安全・環境美化活動推進事業、芝浦港南地区生活安全・環境美化活動推進事業	79
Ⅳ 自然や生きものと共存できる、質の高い緑と水の保全・創出に関する事業.....	84
1. 生物多様性推進事業	84
2. みどりの活動員活動支援	93
3. 水防対策	95
4. 芝地区保護樹木・樹林助成、麻布地区保護樹木・樹林助成、赤坂地区保護樹木・樹林助成、高輪地区保護樹木・樹林助成、芝浦港南地区保護樹木・樹林助成	99
5. 高輪地区高輪みどりを育むプロジェクト	106
6. 芝浦港南地区みどりのあるまちづくり事業	109
Ⅴ 環境保全に向けた多様な主体の行動と協働の推進に関する事業.....	113
1. みなと区民の森づくり	113
2. 環境にやさしい行動推進	118
3. エコプラザ管理運営	122
4. みなと環境アプリ	125
5. みなと森と水会議	130
第5章 参考	133
I 安心して暮らせる低炭素・省エネルギー社会の実現に関する事業.....	134
1. 省エネ対策サポート事業	134

Ⅱ 健康で安全に暮らすことのできる生活環境の保全に関する事業.....	137
1. 放射能・放射線対策	137
Ⅳ 自然や生きものと共存できる、質の高い緑と水の保全・創出に関する事業....	140
1. 雨水浸透施設整備費助成	140
2. 芝地区緑化普及啓発・麻布地区緑化普及啓発・赤坂地区緑化普及啓発・ 高輪地区緑化普及啓発・芝浦港南地区緑化普及啓発	142

第1章 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に定める港区との包括外部監査契約に基づく監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

環境に関する事業の財務事務の執行について

3. 外部監査対象期間

原則として令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）
ただし、必要に応じて平成30年度以前及び令和2年度の執行分を含む。

4. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

国際社会では、平成27（2015）年に気候変動対策の新たな国際的枠組みであるパリ協定の採択や、気候変動や生物多様性など、環境分野に関わりの大きい目標も多く設定されているSDGs（持続可能な開発目標）が国連サミットで採択されるなど、環境への関心が高まっている。

このような中、港区では、平成30年3月に「港区環境基本計画」を見直し、めざす環境像「歴史ある自然をみなではぐくみ、暮らし、働くことを誇りに思える国際環境都市 みなと」の実現に向け、様々な環境施策を積極的に進めている。

しかし、活発な社会経済活動を背景に、温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素排出量が都内で最多規模であることなどから、環境負荷の低減に向けた取組などが一層求められている。

港区の人口は、平成29年2月に54年ぶりに25万人を超え、今後も全ての世

代で増加を続ける見通し¹である。加えて、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、各地域で複数の再開発事業が進められるなど、新たなまちづくりの動きが活発化²しており、今後も区内の環境に大きな影響を与えることが考えられる。

また、環境に関するテーマを取り上げた監査委員による監査（「緑化推進について（平成 19 年度）」、「みなとタバコルールについて（平成 20 年度）」、「みなと区民の森を活用した環境学習等事業について（平成 22 年度）」）から、約 10 年が経過していることから、今一度、区民に密着し、区民の関心も高いと考えられる環境をテーマに検証することは、有意義であると考えられる。

以上のことから、区の環境を取り巻く状況の変化に的確に対応しているか、環境に関する事業の財務事務の執行について、有効性・効率性等の観点から監査を行うことは、今後の港区の区政運営にとって有用であると判断し、監査テーマに選定した。

5. 監査の方法

（1）監査の視点

- ・ 環境に関する事業の財務事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等に従い、適正に行われているか。
- ・ 環境に関する事業の財務事務の執行が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

（2）主な監査手続

- ・ 環境に関する事業の概要をヒアリングにより把握し、課題等を分析する。
- ・ 関係書類の閲覧及び担当部署への質問を行う。
- ・ 環境関連施設等の現場視察を実施する。

¹ 令和 2 年 10 月に港区人口推計が見直され、新型コロナウイルス感染症の影響等により、港区の人口は令和 3 年度に一時的に減少し、令和 4 年度以降は再び増加すると推計が修正された。

² テーマ選定後、新型コロナウイルス感染症による影響から、活発な経済などにブレーキがみられるが、各地域で予定されている複数の再開発事業によりまちづくりは進んでおり、区内の環境に大きな影響を与える状況には変わりはない。

(3) 監査の対象

① 監査の対象部署等

- ・ 総合支所

芝地区総合支所	協働推進課、まちづくり課
麻布地区総合支所	協働推進課、まちづくり課
赤坂地区総合支所	協働推進課、まちづくり課
高輪地区総合支所	協働推進課、まちづくり課
芝浦港南地区総合支所	協働推進課、まちづくり課
- ・ 支援部

環境リサイクル支援部	環境課、地球温暖化対策担当
街づくり支援部	都市計画課、土木課

② 視察施設等

- ・ みなと区民の森、里山保全地域（横沢入）ほか環境学習事業実施場所
- ・ 港区立エコプラザ
- ・ 環境影響調査書案 事業者による説明会
 - 浜松町二丁目地区第一種市街地再開発事業
 - （仮称）三田一丁目計画
- ・ 港区指定喫煙場所
 - 高橋是清翁記念公園、赤坂見附駅前、溜池山王駅9番出口、虎ノ門1丁目、新橋駅前SL広場、新橋駅烏森口、新橋2丁目、桜田公園内、六本木駅6番出口、表参道駅A1出口前、表参道交差点①、表参道交差点②、新一の橋交差点、大門駅A6出口、浜松町駅北口、田町駅西口（1階）、田町駅西口（2階）、白金高輪駅3番出口前、高輪二丁目東海大学前 計19か所
- ・ 港区指定喫煙場所未設置区域
 - 白金台駅周辺、白金高輪駅と麻布十番駅の間、赤羽橋駅周辺、青山一丁目駅周辺 計4か所
- ・ 麻布飯倉片町地下横断歩道

6. 外部監査の実施期間

令和2年5月29日から令和3年1月25日まで

7. 監査従事者

包括外部監査人	公認会計士	谷川 淳
監査補助者	公認会計士・税理士	加藤 聡
	公認会計士	木田 彰
	公認会計士・税理士	木下 哲
	公認会計士	宮本 和之
	公認会計士・税理士	森田 清人
	公認会計士・税理士	柳原 匠巳

8. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 外部監査の対象

1. 港区の環境に関する施策の概要

(1) 港区基本構想・港区基本計画における位置づけ

平成14(2002)年12月に策定された第三次港区基本構想は、総合的・体系的に区行政の基本的方向づけを示したもので、港区基本計画・港区実施計画の指針となるものである。「やすらぎある世界都心・MINATO」を港区の将来像とし、基本的施策の大綱として次の3つの重点方向を定めている。

かがやくまち
にぎわうまち
はぐくむまち

これら3つの重点方向について、それぞれ次のような基本政策として港区基本計画・港区実施計画 平成30(2018)年度～平成32(2020)年度が策定されている。

- I かがやくまち（街づくり・環境）
 - 1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる
 - 2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる
- II にぎわうまち（コミュニティ・産業）
 - 3 地域の課題を自ら解決できるコミュニティをつくる
 - 4 港区からブランド性ある産業・文化を発信する
- III はぐくむまち（福祉・保健・教育）
 - 5 明日の港区を支える子どもたちを育む
 - 6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する

環境に関連する主な事業は、分野Ⅰの基本政策2の政策（7）～（10）に含まれる。

分野Ⅰ かがやくまち（街づくり・環境）

基本政策2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる

政策（7） 循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める

政策（8） 緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる

政策（9） 環境負荷の少ない都心づくりを進める

政策（10） 環境に対する意識を高め行動する

（2）港区環境基本計画

港区環境基本計画は、港区基本計画の基本政策の実現を図るための環境分野の計画であり、図1に示すとおり、環境関連計画の最上位に位置付けられる計画として、区の環境に関する取組の基本的な方向性を示すものである。

区は、港区環境基本計画のめざす環境像「歴史ある自然をみなではぐくみ、暮らし、働くことを誇りに思える国際環境都市 みなと」の実現に向け、様々な環境施策を積極的に進めている。

以下、この報告書においては、区が実施している環境に関する事業について、港区環境基本計画の基本方針に関連付けて分類し、検証を進めていくこととする。

基本方針1 安心して暮らせる低炭素・省エネルギー社会の実現

基本方針2 協働による循環型社会の形成

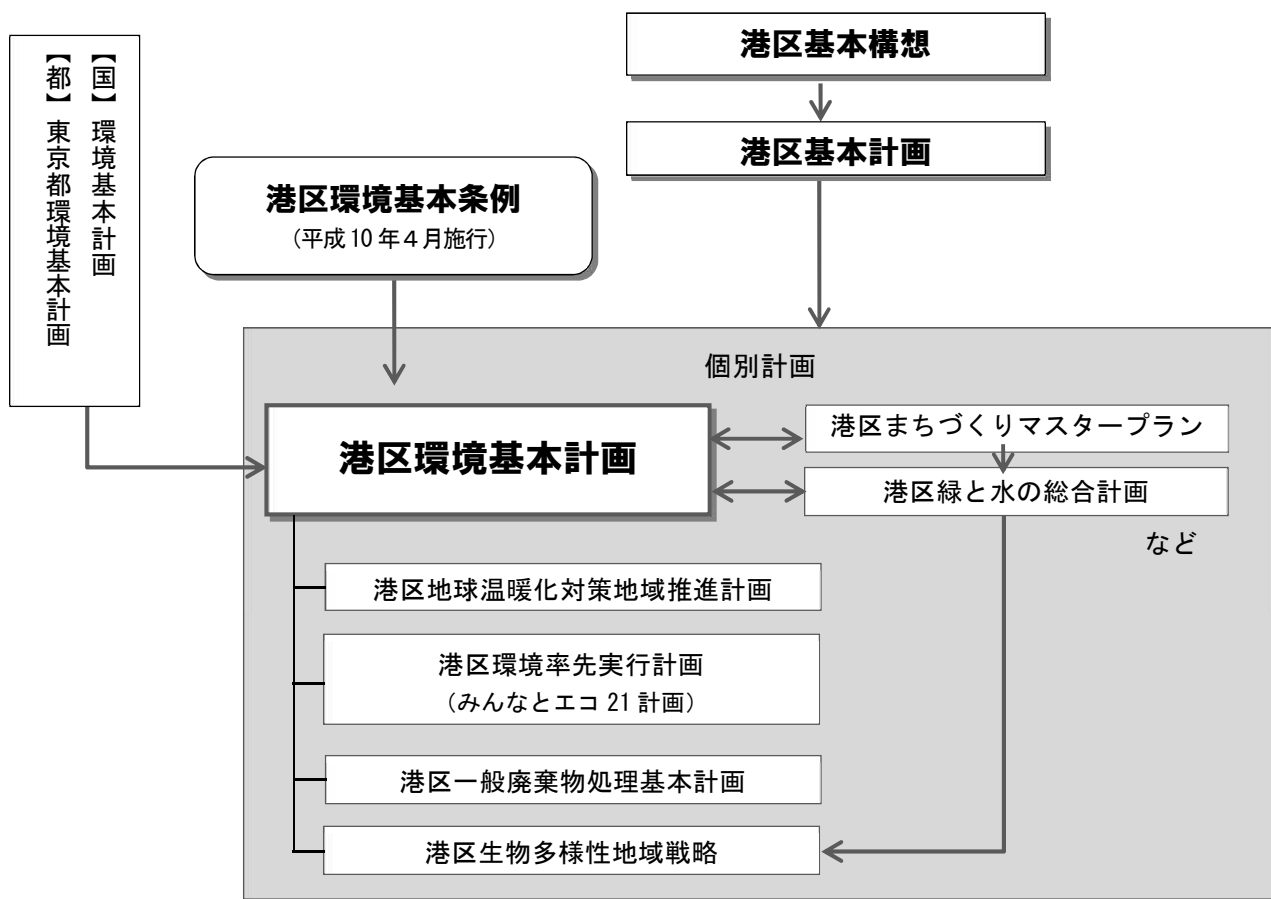
基本方針3 健康で安全に暮らすことのできる生活環境の保全

基本方針4 快適で魅力ある都市環境の形成

基本方針5 自然や生きものと共存できる、質の高い緑と水の保全・創出

基本方針6 環境保全に向けた多様な主体の行動と協働の推進

図1 港区環境基本計画の位置づけ



（３）港区地球温暖化対策地域推進計画

港区地球温暖化対策地域推進計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）第19条第2項に基づき、市町村が策定・実行するよう努めるものとするとしてされている「温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策」に該当する計画で、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）と呼ばれるものである。

また、本計画は、港区環境基本計画の関連計画の一つに位置づけられる。

（４）港区環境率先実行計画（みんなとエコ21計画）

港区環境率先実行計画（みんなとエコ21計画）は、温対法第21条に基づき策定する、地方公共団体の事務事業から排出される温室効果ガスの排出抑制等のための計画である地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）に該当するものである。現在、第4次計画であり、計画期間は平成28（2016）年度から令和2（2020）年度である。

本計画は、区が事業者として温室効果ガスを削減するため、港区環境基本条例に基づく環境行動指針に定める区がとるべき行動やその他の区の事務事業に係る環境行動を率先して実行するために策定している。

（５）港区生物多様性地域戦略

港区生物多様性地域戦略—生物多様性みなとプラン—は、生物多様性基本法、生物多様性国家戦略及び港区みどりを守る条例に基づき、豊かな自然環境の象徴である動植物の生息・生育環境の充実を図り、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を総合的に推進することを目的に策定している。

また、本計画は、港区環境基本計画の関連計画の一つに位置づけられる。

2. 監査対象とした事業

環境に関する事業は、港区基本計画・港区実施計画、港区環境基本計画、港区地球温暖化対策地域推進計画、港区生物多様性地域戦略など、各種計画に様々な切り口でその取り組みが掲げられている。したがって、環境に関する事業の財務事務の執行をテーマとしている今回の監査においては、財務事務の執行の根拠となる予算書に計上されている事業をベースに、港区環境基本計画等を加味し、監査対象事業を選定した。

具体的には、平成 31 (2019) 年度港区一般会計予算の、(款) 環境清掃費-(項) 環境費に計上されている事業をベースに、港区環境基本計画に掲載されている施策・事業を加味して、監査対象事業を選定した。なお、(款) 環境清掃費-(項) 清掃費に計上されている事業については、平成 20 (2008) 年度の包括外部監査「清掃事業に関する財務管理及び事務の執行等について」で検証しているため、監査対象外とした。

選定した事業は、港区環境基本計画における基本方針（「安心して暮らせる低炭素・省エネルギー社会の実現」、「健康で安全に暮らすことのできる生活環境の保全」、「快適で魅力ある都市環境の形成」、「自然や生きものと共存できる、質の高い緑と水の保全・創出」、「環境保全に向けた多様な主体の行動と協働の推進」）に関連付けて分類した。複数の基本方針に関連する事業については、平成 31 (2019) 年度港区一般会計予算を参考に、主に関連する基本方針に分類している。

監査対象事業の一覧は、表 1 のとおりである。

表 1 監査対象事業の一覧

(単位：千円)

事業名	所管課	令和元年度 決算額
I 安心して暮らせる低炭素・省エネルギー社会の実現に関する事業		
環境基本計画策定	環境課	7,150
地球温暖化等対策基金利子積立金	環境課	192
省エネルギー活動普及啓発	地球温暖化対策担当	265
集合住宅向け省エネ取組支援	地球温暖化対策担当	6,908
創エネルギー・省エネルギー機器等助成	地球温暖化対策担当	54,937

事業名	所管課	令和元年度 決算額
緑のカーテンプロジェクト	地球温暖化対策担当	6,535
クールルーフ推進	地球温暖化対策担当	6,577
地球温暖化対策地域推進計画策定	地球温暖化対策担当	8,800
建築物低炭素化促進	地球温暖化対策担当	13,186
省エネ対策サポート事業	地球温暖化対策担当	7,375
区有施設低炭素化推進	地球温暖化対策担当	7,297
全国連携による再生可能エネルギー活用	地球温暖化対策担当	2,688
みなとモデル森林整備促進	地球温暖化対策担当	33,229
低炭素まちづくり計画改定	都市計画課	77
ミストを活用したクールスポットの設置	土木課	32,861
芝地区東京 2020 大会に向けた道路の整備	芝地区総合支所 まちづくり課	71,282
芝地区道路・側溝等維持管理	芝地区総合支所 まちづくり課	187,005
赤坂地区東京 2020 大会に向けた道路の整備	赤坂地区総合支所 まちづくり課	66,867
芝浦港南地区道路・側溝等維持管理	芝浦港南地区総合支所 まちづくり課	178,043
Ⅱ 健康で安全に暮らすことのできる生活環境の保全に関する事業		
放射能・放射線対策	環境課	961
環境影響評価	環境課	253
公害防止指導	環境課	18,719
アスベスト対策	環境課	2,914
環境監視施設維持管理	環境課	16,412
環境測定調査分析	環境課	957
台場水質調査	環境課	2,574
芝地区公害防止指導	芝地区総合支所 協働推進課	56
麻布地区公害防止指導	麻布地区総合支所 協働推進課	121

事業名	所管課	令和元年度 決算額
赤坂地区公害防止指導	赤坂地区総合支所 協働推進課	1
高輪地区公害防止指導	高輪地区総合支所 協働推進課	-
芝浦港南地区運河と海辺の活用推進	芝浦港南地区総合支所 協働推進課	2,728
お台場ふるさとの海づくり	芝浦港南地区総合支所 協働推進課	3,125
泳げるお台場の海創生事業	芝浦港南地区総合支所 協働推進課	44,207
芝浦港南地区公害防止指導	芝浦港南地区総合支所 協働推進課	62
Ⅲ 快適で魅力ある都市環境の形成に関する事業		
環境課運営	環境課	1,745
環境審議会	環境課	388
みなとタバコルール推進	環境課	457,419
芝地区みなとタバコルール推進	芝地区総合支所 協働推進課	36,723
芝地区環境美化啓発	芝地区総合支所 協働推進課	2,244
芝地区環境改善	芝地区総合支所 協働推進課	-
芝地区生活安全・環境美化活動推進事業	芝地区総合支所 協働推進課	5,673
麻布地区みなとタバコルール推進	麻布地区総合支所 協働推進課	14,419
麻布地区環境美化啓発	麻布地区総合支所 協働推進課	189
麻布地区環境改善	麻布地区総合支所 協働推進課	26
麻布地区生活安全・環境美化活動推進事業	麻布地区総合支所 協働推進課	286

事業名	所管課	令和元年度 決算額
飯倉片町地下横断歩道小学生児童絵画 展示事業	麻布地区総合支所 まちづくり課	504
赤坂地区みなとタバコルール推進	赤坂地区総合支所 協働推進課	43,678
赤坂地区環境美化啓発	赤坂地区総合支所 協働推進課	4
赤坂地区環境改善	赤坂地区総合支所 協働推進課	-
赤坂地区生活安全・環境美化活動推進事業	赤坂地区総合支所 協働推進課	1,058
高輪地区みなとタバコルール推進	高輪地区総合支所 協働推進課	13,563
高輪地区環境美化啓発	高輪地区総合支所 協働推進課	42
高輪地区環境改善	高輪地区総合支所 協働推進課	-
高輪地区生活安全・環境美化活動推進事業	高輪地区総合支所 協働推進課	1,296
芝浦港南地区みなとタバコルール推進	芝浦港南地区総合支所 協働推進課	41,742
芝浦港南地区環境美化啓発	芝浦港南地区総合支所 協働推進課	206
芝浦港南地区環境改善	芝浦港南地区総合支所 協働推進課	-
芝浦港南地区生活安全・環境美化活動 推進事業	芝浦港南地区総合支所 協働推進課	841
IV 自然や生きものと共存できる、質の高い緑と水の保全・創出に関する事業		
ハクビシン等対策	環境課	636
生物多様性地域戦略策定	環境課	4,900
生物多様性推進事業	環境課	8,204
緑と水の委員会運営	環境課	418
緑化指導	環境課	2,352

事業名	所管課	令和元年度 決算額
緑化助成	環境課	2,775
みどりの活動員活動支援	環境課	-
緑と水の総合計画策定	都市計画課	9,112
水防対策	土木課	26,117
雨水浸透施設整備費助成	土木課	545
芝地区保護樹木・樹林助成	芝地区総合支所 まちづくり課	1,471
芝地区緑化普及啓発	芝地区総合支所 まちづくり課	964
麻布地区保護樹木・樹林助成	麻布地区総合支所 まちづくり課	1,304
麻布地区緑化普及啓発	麻布地区総合支所 まちづくり課	1,637
麻布地区みんなでエコっとプロジェクト	麻布地区総合支所 まちづくり課	1,248
赤坂地区保護樹木・樹林助成	赤坂地区総合支所 まちづくり課	832
赤坂地区緑化普及啓発	赤坂地区総合支所 まちづくり課	252
高輪地区保護樹木・樹林助成	高輪地区総合支所 まちづくり課	1,888
高輪地区緑化普及啓発	高輪地区総合支所 まちづくり課	243
高輪地区高輪みどりを育むプロジェクト	高輪地区総合支所 まちづくり課	3,595
高輪地区自然でつながるたかなわの輪	高輪地区総合支所 まちづくり課	1,454
芝浦港南地区保護樹木・樹林助成	芝浦港南地区総合支所 まちづくり課	121
芝浦港南地区緑化普及啓発	芝浦港南地区総合支所 まちづくり課	252
芝浦港南地区みどりのあるまちづくり事業	芝浦港南地区総合支所 まちづくり課	3,386

事業名	所管課	令和元年度 決算額
V 環境保全に向けた多様な主体の行動と協働の推進に関する事業		
みなと環境にやさしい事業者会議	地球温暖化対策担当	9,502
みなと区民の森づくり	地球温暖化対策担当	22,656
全国連携による環境学習	地球温暖化対策担当	1,196
環境にやさしい行動推進	地球温暖化対策担当	1,934
エコプラザ管理運営	地球温暖化対策担当	122,024
環境学習設備管理	地球温暖化対策担当	6,541
環境保全啓発	地球温暖化対策担当	7,046
みなと環境アプリ	地球温暖化対策担当	142
環境率先実行計画推進	地球温暖化対策担当	13,435
みなと木育プロジェクト	地球温暖化対策担当	2,139
みなと森と水会議	地球温暖化対策担当	3,516

第3章 外部監査の総括

1. 外部監査の総括

【意見1】 環境負荷低減に向けた取組の更なる推進について

表1 監査対象事業の一覧のとおり、区は、様々な環境施策を積極的に展開している。例えば、省エネルギー取組支援や再生可能エネルギーの有効活用、国産木材の活用による森林整備などの地球温暖化対策や、独自の環境アセスメント制度の運用、港区民間建築物低炭素化促進制度、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度などの事業者による環境負荷低減につながる取組、また、みなとタバコールの推進や生物多様性みなとネットワークの設置など、区民、事業者、地域の団体等、様々な主体が連携・協働する環境保全活動を進める取組などを展開している。

監査テーマを選定した理由にも記載したが、近年、パリ協定やSDGsが採択されるなど、環境に関する関心が高まっている。また、平成30(2018)年に公表されたIPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)特別報告書では、気温上昇を2℃上昇よりリスクの低い1.5℃未満に抑えるためには、2050年頃にCO₂排出を実質ゼロにする必要があることが示されている。

こうした状況下、監査期間中の令和2(2020)年10月26日に、国として「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること」が宣言された。また、港区議会令和2年第4回定例会において、「ゼロカーボンシティ宣言に関する請願」、「2030年CO₂削減目標引き上げに関する請願」が提出されるなど、環境に関する区民の関心も更に高まっている。

このように環境施策の推進が求められる一方、新型コロナウイルス感染症の影響による景気悪化に伴い、特別区民税収入の減収など区財政を取り巻く状況は厳しくなることが見込まれる。この点、第5章 参考 に記載しているが、区は、国や都が同様の内容を実施している事業や一定の役割を終えたことで事業実績が乏しい事業などを廃止するなど、事業の見直しや改善に不断に取り組んでいる。

したがって、今後も事業の見直し・改善を行いながら、優先的・重点的に取り組むべき課題に財源を積極的に配分することにより、引き続き、SDGsの目標も踏まえた環境負荷低減に向けた取組を様々な主体との連携・協働により推進し、脱炭素社会(ゼロエミッション)の早期実現につなげる必要がある。

2. 外部監査の結果及び意見の一覧

外部監査の結果及び意見の一覧は、表2のとおりである。指摘が15項目、意見が34項目あり、合わせて49項目である。

なお、表中の右欄にある「頁」は、本報告書における各項目の記載箇所である。

表2 外部監査の結果及び意見の一覧

事業名等	監査の指摘または意見		頁
第3章 外部監査の総括			
外部監査の総括	意見	環境負荷低減に向けた取組の更なる推進について	15
第4章 外部監査の結果及び意見（各論）			
Ⅰ 安心して暮らせる低炭素・省エネルギー社会の実現に関する事業			
1. 省エネルギー活動普及啓発	指摘	活動報告書の提出の徹底について	23
	意見	活動報告書未提出時の取扱いについて	24
	意見	登録に際しての取組水準の設定について	24
2. 集合住宅向け省エネ取組支援	意見	複数棟により構成される集合住宅における利用単位について	27
	意見	省エネコンサルタントの派遣後の状況把握について	28
3. 緑のカーテンプロジェクト	意見	区有施設以外の施設への働きかけ等について	31
4. 建築物低炭素化促進	意見	受託事業者の選定機会の確保について	33
5. 全国連携による再生可能エネルギー活用	意見	区内事業者への再生可能エネルギーの導入促進について	36
6. みなとモデル森林整備促進	意見	審査ノウハウの蓄積について	40
Ⅱ 健康で安全に暮らすことのできる生活環境の保全に関する事業			
1. アスベスト対策	意見	港区アスベスト対策費助成のあり方の検討について	45

事業名等	監査の指摘または意見		頁
2. 環境監視施設維持管理	指摘	測定項目の明確化について	47
	意見	報告書の記載項目の明確化について	49
3. 環境測定調査分析	意見	水質調査分析結果の公表内容の充実について	52
4. 台場水質調査	指摘	請求書日付の誤りについて	55
	意見	調査種類の見直しについて	55
5. 泳げるお台場の海創生事業	意見	事業の費用対効果の検証について	59
Ⅲ 快適で魅力ある都市環境の形成に関する事業			
1. みなとタバコルール推進	意見	指定喫煙場所の整備状況について	63
	意見	指定喫煙場所の稼働状況について	64
2. 芝地区みなとタバコルール推進、麻布地区みなとタバコルール推進、赤坂地区みなとタバコルール推進、高輪地区みなとタバコルール推進、芝浦港南地区みなとタバコルール推進	指摘	年度末における消耗品等の購入について（赤坂）	69
	意見	清掃のタイミングと頻度について（芝）	71
	意見	指定喫煙場所の設置について（麻布）	73
3. 芝地区環境美化啓発、麻布地区環境美化啓発、赤坂地区環境美化啓発、高輪地区環境美化啓発、芝浦港南地区環境美化啓発	指摘	年度末における消耗品等の購入について（芝）	77
	意見	清掃用具の貸出状況について（高輪）	78
4. 芝地区生活安全・環境美化活動推進事業、麻布地区生活安全・環境美化活動推進事業、赤坂地区生活安全・環境美化活動推進事業、高輪地区生活安全・環境美化活動推進事業、芝浦港南地区生活安全・環境美化活動推進事業	指摘	年度末における消耗品等の購入について（高輪）	82

事業名等	監査の指摘または意見		頁
Ⅳ 自然や生きものと共存できる、質の高い緑と水の保全・創出に関する事業			
1. 生物多様性推進事業	指摘	生物多様性推進事業支援業務委託の成果品の記載内容等の確認徹底について	86
	指摘	化学農薬使用抑制に関する提案書の提出遅延について	88
	意見	緑と生きもの観察調査会のキャンセル対応策の検討について	88
	指摘	緑と生きもの観察調査会実施報告書の記載内容の確認徹底について	89
	意見	みなと生物多様性パネル展の効果的な開催について	90
	意見	学校ビオトープづくり支援の適時追加実施の検討について	91
2. みどりの活動員活動支援	意見	みどりの活動員等の活動支援の促進について	94
3. 水防対策	意見	雨水流出抑制施設設置に係る計画書への対応について	96
	意見	古川等河川管理施設点検業務委託への対応について	97
4. 芝地区保護樹木・樹林助成、麻布地区保護樹木・樹林助成、赤坂地区保護樹木・樹林助成、高輪地区保護樹木・樹林助成、芝浦港南地区保護樹木・樹林助成	指摘	保護樹木等台帳の管理について（芝・麻布・赤坂・高輪・芝浦港南）	101
	意見	保護樹木等の現況確認依頼について（芝・麻布・赤坂・高輪・芝浦港南）	103
	意見	保護樹木等の点検履歴の把握について（芝・麻布・赤坂・高輪・芝浦港南）	104
	意見	保護樹木等標識の在庫管理について（芝・麻布・赤坂・高輪・芝浦港南）	104
	意見	特別保護樹木・樹林制度の活用推進について	105

事業名等	監査の指摘または意見		頁
5. 高輪地区高輪みどりを育むプロジェクト	指摘	菜園活動及び緑のカーテン事業の保守点検報告書の記載不備について	107
	指摘	質問窓口の設置・指導業務の履行状況報告について	108
6. 芝浦港南地区みどりのあるまちづくり事業	意見	穀物類の育成設備管理等業務委託契約及び田植え体験等事業運営支援業務委託契約の統合について	111
	意見	べいあっぷグリーンマップの周知について	111
V 環境保全に向けた多様な主体の行動と協働の推進に関する事業			
1. みなと区民の森づくり	意見	現況調査の実施方法等の検討について	116
2. 環境にやさしい行動推進	意見	事業の実施方法等の見直しについて	121
3. エコプラザ管理運営	指摘	年度協定書における指定管理料の記載誤りについて	124
4. みなと環境アプリ	指摘	契約締結時におけるその適否の検討について	126
	指摘	契約保証金の未徴収について	128
5. みなと森と水会議	意見	アンケートの有効活用について	131

第4章 外部監査の結果及び意見（各論）

I 安心して暮らせる低炭素・省エネルギー社会の実現に関する事業

1. 省エネルギー活動普及啓発

（1）事業の概要

① 事業の概要

区民及び区内事業者を対象とした省エネルギーセミナーの開催や、環境に配慮した取組を行う区内事業者を登録するみなとエコ宣言登録事業により、省エネルギー・節電対策の推進及び普及啓発を行うものである。

ア. 省エネルギーセミナー

省エネルギー・節電対策の普及啓発を図ることを目的とし、区民及び事業者を対象として省エネルギー・節電に対する意識の向上や具体的行動につながる情報の提供を目的としたセミナーを実施している。

表3 令和元年度における省エネルギーセミナーの事業実績

対象者	開催回数 (参加者数)	内容
区民	7回 (延 143人)	・ 家庭で容易に実践できる省エネルギー・節電対策の紹介 ・ 電力の全面自由化と暮らしでできる3Rについて
事業者	4回 (延 36人)	・ 明日からできる夏の省エネ対策について ・ 今からできる冬の省エネ対策について ・ 再生可能エネルギーの最新の動向について ・ 事業所における有効な省エネ対策とSDGsについてほか

イ. みなとエコ宣言登録

環境に配慮した取組を実施する区内事業者が取組内容を宣言し、区が宣言した店舗や事業所を、「みなとエコ宣言登録店（事業所）」として登録するもの。登録店（事業所）は、宣言内容を記入した登録ステッカーの店頭等への提出、

事業のロゴの名刺への印刷等により、取組内容をPRする。また、区は、登録期間中、登録店（事業所）の情報（所在地、営業時間、URL等）、宣言内容及び特徴のある取組等を区のホームページで紹介することにより、登録店（事業所）の環境に配慮した取組を支援している。

表4 令和元年度におけるみなとエコ宣言登録の事業概要

区分	内容
対象	区内事業者
宣言内容	事業者が実施する環境に配慮した取組 (例) 「冷房時は室温 28℃、暖房時は室温 20℃を目安にすることを宣言します。」 「不必要な照明はこまめに消灯することを宣言します。」 「エコバッグの利用を推奨することを宣言します。」 「クールビズやウォームビズに取り組むことを宣言します。」等

表5 みなとエコ宣言登録の事業実績の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
登録店 (事業所) 数	82 事業所	67 事業所	71 事業所	75 事業所	73 事業所

② 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	141	437	322
決算額	87	381	265

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	265	みなとエコ宣言登録事業周知用チラシ及びステッカーの印刷ほか
合計	265	

④ 他区事例

他区においてもみなとエコ宣言登録に類似した制度が導入されているが、そのうち特徴的な千代田区の「千代田エコシステム」を参照する。

千代田区の「千代田エコシステム」は千代田区地球温暖化対策条例に基づくものであり、一般社団法人千代田エコシステム推進協議会が実施主体となっている。特に、取組の種類（クラス）を3種類に分け、それぞれの水準での取組内容を定めていることが特徴的である。このうち、環境配慮宣言（旧クラスⅡ）においては、「環境に配慮したお店ですステッカー」の貼付や一般社団法人千代田エコシステム推進協議会のホームページにおいて取組の紹介を行うこととされている。さらに、クラスⅢにおいては、活動方針や活動目標を策定した上で活動した年度実績の報告書を作成し、一般社団法人千代田エコシステム推進協議会監査を受けるものとされている。また、監査の結果、「適合」とされた場合には、CES 認証委員会の決定により認証書の交付を受けるものとされている。

また、認証を受けた場合には、千代田区商工融資あっせん制度の利子補給、千代田区低炭素建築物助成制度による助成、入札時に千代田区施工能力・地域貢献等審査型総合評価方式における加点というメリットが設けられている。

表6 千代田エコシステムの概要

クラス	取組内容
環境意識の啓発（旧クラスⅠ）	○千代田区在住の個人、通勤・通学の個人などが対象。 ○日常生活の中で個人単位で取り組む活動で、各種イベント、環境に関する情報紙「エコチヨ」やイベントへの参加（無料）でエコ意識を高め、生活に取り入れる。
環境配慮宣言（旧クラスⅡ）	○個人商店（事業主）などが対象 ○事業活動の中で取り組む活動で、節電やゴミの減量などの関心事項について目標や計画を設定し、自己点検までを行う。
クラスⅢ	○事業者や教育機関、団体などが対象 ○アドバイスを受けながら行動計画などを作成し、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）しながら（PDCA サイクル）導入し、年に1回、（一社）千代田エコシステム推進協議会の監査員による監査及び認証委員会による認証を受ける（有料）。

（出典：一般社団法人千代田エコシステム推進協議会ホームページより監査人作成）

（２）監査の結果

【指摘１】 活動報告書の提出の徹底について

みなとエコ宣言登録においては、みなとエコ宣言登録事業実施要領第9条に基づき、登録店（事業所）は、毎年度末日までに宣言内容に対する取組状況に関する活動報告書を提出することとされているが、令和元年度末日における登録店（事業所）73事業所のうち20事業所分について提出がなされていない。これらについては、当初令和2年3月13日を提出期限としており、未提出の登録店（事業所）には3月25日を期限に催促の連絡を入れたものの、結果的に提出に至らなかったとのことである。

あらためて登録店に対して制度の周知を図るなどして、活動報告書の提出の徹底を図る必要がある。

みなとエコ宣言登録事業実施要領より抜粋

第9条 登録店は、登録期間中、宣言内容に対する取組状況に関する活動報告書（第8号様式）を、毎年度末日（当日が閉庁日の場合はその前日）までに、区長に提出するものとする。

【意見1】 活動報告書未提出時の取扱いについて

みなとエコ宣言登録は、登録することを通して各事業所等の省エネルギー・節電対策の推進及び普及啓発を行うことが目的であり、登録の継続を促すことを前提としている。このため、みなとエコ宣言登録事業実施要領に活動報告書が未提出の際の取扱いは定められておらず、登録を継続する運用としている。

しかし、取組の実施状況を明確に把握することなく登録を継続し、企業名及び取組内容等を区のホームページに掲載することは他の事業者との取扱いの公平性や「みなとエコ宣言登録」自体の信頼性を損ねるおそれがある。

したがって、例えば、2期連続して活動報告書の提出がない場合には登録を取り消す等の運用を検討する必要がある。

【意見2】 登録に際しての取組水準の設定について

登録店（事業所）の取組は、クールビズ/ウォームビズの実施や節電対策等が中心である。登録時においては、環境に配慮した取組がなされているかどうかを審査しているとのことであるが、特段、登録時に求める取組の水準等は定められていない。

クールビズ/ウォームビズの実施や節電対策等も重要な取り組みではあるものの、従前よりも、これらの取組等が一般的なものとなってきた現状を踏まえると、省エネルギー・節電対策の推進及び普及啓発という趣旨から、「みなとエコ宣言登録」に際してはこれまで以上の取組を求める等、登録時に必要とする一定の取組水準を設定することを検討する必要がある。

2. 集合住宅向け省エネ取組支援

（1）事業の概要

① 事業の概要

区民の多くが集合住宅に居住するという区の特性を踏まえ、集合住宅共用部分におけるエネルギー使用量の効果的な抑制を支援することにより二酸化炭素排出量を削減し、環境負荷低減を図ることを目的としている。

表7 集合住宅向け省エネ取組支援の事業概要

区分	内容
港区マンション省エネガイドブックの作成及び配布	集合住宅共用部分の省エネルギー対策をまとめた省エネガイドブックを作成し、配布する。
省エネコンサルタントの派遣	希望する集合住宅の管理組合等を対象に、省エネコンサルタントを集合住宅1棟につき最大4回派遣し、エネルギーの使用状況等を診断するもの。集合住宅共用部分の設備改修や運用改善等、省エネルギー化に関する提案や、区分所有者間の合意形成を円滑に図るための助言を行う。

省エネコンサルタントの派遣については、「港区集合住宅省エネコンサルタント派遣実施要領」に基づき実施しており、実際の派遣及び診断等の業務については、表8のとおり、一般社団法人東京都マンション管理士会に委託している。なお、平成30年度からは、LED照明機器の設置への助成（創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成）に際して、省エネコンサルタントの派遣における「港区マンション省エネ改善提案書」の写しの提出を求めていることから派遣実績が急増している。

表8 集合住宅向け省エネ取組支援事業業務委託の概要

件名	集合住宅向け省エネ取組支援事業業務委託
契約金額	6,715 千円
履行期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
事業者名	一般社団法人東京都マンション管理士会

表9 省エネコンサルタントの派遣実績の推移

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
派遣棟数	7棟	5棟	2棟	49棟	43棟
派遣回数	延13回	延10回	延4回	延100回	延85回

② 事業費の推移

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	1,311	1,305	2,444
決算額	1,080	5,635	6,908

③ 事業費の主な内訳

(単位：千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	193	マンション省エネガイドブックの印刷
委託料	6,715	集合住宅向け省エネ取組支援事業業務委託 ほか
合計	6,908	

（２）監査の結果

【意見 1】 複数棟により構成される集合住宅における利用単位について

省エネコンサルタントの派遣は、集合住宅の管理組合の代表者又はその管理者からの派遣申請の提出を受け、派遣の決定後、概ね 2 回に分けて行われる。このうち 1 回目は、省エネコンサルタントによる対象建物の概要確認、竣工図等の閲覧、現場調査及び写真撮影等が実施され、2 回目は、その結果を取りまとめた港区マンション省エネ改善提案報告書の提示及び説明等が実施される。また、集合住宅向け省エネ取組支援事業業務委託契約は単価契約となっており、実際の実施回数等に契約単価を乗じた額を基礎とした委託料を支払う。例えば、住戸数 400 戸（1 棟）の集合住宅の場合、相談・現況調査 100,000 円、提案書作成 40,000 円、提案書説明 30,000 円となり、税抜の委託料は 170,000 円となる。

表 10 集合住宅向け省エネ取組支援事業業務委託における契約単価

品名及び業務名	単位	税抜単価（円）
相談・現況調査（規模 50 戸未満）	回	60,000
相談・現況調査（規模 50 戸以上 200 戸未満）	回	80,000
相談・現況調査（規模 200 戸以上）	回	100,000
提案書作成	回	40,000
提案書説明	回	30,000
総会、理事会等における対応の助言等	回	20,000

ただし、複数棟から構成される大規模な集合住宅については、港区集合住宅省エネコンサルタント派遣実施要領第 5 条第 4 項において、同一の敷地内に集合住宅が 2 棟以上あるときは、1 棟ごとに省エネコンサルタントの派遣を利用することができる旨を定めている。その場合には、同一の管理組合等からの申請であっても、1 棟ごとに別の案件として取り扱うこととなる。例えば、住戸数 800 戸（400 戸×2 棟）の集合住宅の場合、相談・現況調査 100,000 円、提案書作成 40,000 円、提案書説明 30,000 円について各々 2 棟分となり、税抜の委託料は 340,000 円となる。

港区集合住宅省エネコンサルタント派遣実施要領より抜粋

第5条 省エネコンサルタントの派遣は、午前9時から午後9時までの間に行うものとする。

2 省エネコンサルタントの派遣は、1回2時間程度とする。

（略）

4 省エネコンサルタントの派遣の利用については、同一の集合住宅につき4回を限度とする。ただし、同一の敷地内に省エネコンサルタントの派遣の対象となる集合住宅が2棟以上あるときは、1棟ごとに省エネコンサルタントの派遣を利用することができる。

確かに、同一の管理組合等からの申請であっても、複数棟から構成される集合住宅の場合には、現況調査に時間を要することが想定されるが、省エネコンサルタントの調査の対象となるのは主に集合住宅の共用部分である。このため、戸数が多く複数棟から構成される集合住宅であっても、共用部分が各棟間で共通となっている集合住宅の場合には、1回目の相談・現況調査も両棟合わせて同一の日に概ね2時間程度で行われ、提出された港区マンション省エネ改善提案報告書についても、両棟ともに概ね同一の内容となっている案件も存在する。

したがって、棟数だけで判断するのではなく、対象となる集合住宅の共用部分の範囲等を勘案し利用の単位を決定するよう、港区集合住宅省エネコンサルタント派遣実施要領における利用単位の取扱いを見直す必要がある。

【意見2】 省エネコンサルタントの派遣後の状況把握について

省エネコンサルタントの派遣は、集合住宅共用部分における環境負荷軽減という目的のための手段であり、事業の効果を把握するためには、省エネコンサルタントを派遣した集合住宅において、その後、どのような改善が図られたのか把握することが必要である。

確かに、平成30年度からは、LED照明機器の設置への助成（創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成）に際して、省エネコンサルタントの派遣における港区マンション省エネ改善提案書の写しの提出を求めており、結果として、平成30年度及び令和元年度の2年間で合計50件の助成に結び付いている。これ以外にも、港区マンション省エネ改善提案書において提案された高反射率塗料の被覆工事や人感センサー付照明機器の設置等の提案がなされた場合には、港区の助成制度（創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成/高反射率塗料等材料費助成等）に誘導しているとのことであり、令和元年度における管理組合向けの助成は10件とのことである。しかし、これはあくまで管理組合向けの助成

件数であり、省エネコンサルタントの派遣をきっかけとした助成件数がどの程度であったのかは把握されていない。

平成25年度より開始された省エネコンサルタントの派遣は、7年程度が経過したところであり、省エネコンサルタントの派遣が、区の助成制度の利用にとどまらず、管理組合の具体的な行動に結びついたのか否かをアンケート等により把握することにより、これまでの事業の効果を評価し、今後の実施方法等の見直しに活かす必要がある。

3. 緑のカーテンプロジェクト

（1）事業の概要

① 事業の概要

都心部のヒートアイランド現象を緩和し、地球温暖化対策を推進するため、区有施設につる性植物を使用した緑のカーテンを設置することにより、遮熱と葉の蒸散作用による建物温度の上昇抑制、冷房負荷の軽減を図ることを目的とするものである。また、緑のカーテンの家庭への普及を図るため、区民を対象とした講習会の開催及びゴーヤ等のつる性植物の苗の配布を併せて実施している。

表 11 緑のカーテンプロジェクトの事業概要

区分	内容
緑のカーテンの設置	区立学校、区有施設につる性植物（ゴーヤ等）をネットにはわせた「緑のカーテン」を設置する。
緑のカーテン講習会の実施	区内在住・在学・在勤者を対象に、緑のカーテンの効果及び育成方法を学ぶ講習会を開催する。
緑のカーテン用の苗の配布	区民を対象に、緑のカーテン用の苗（ゴーヤ等）を配布する。

表 12 緑のカーテンプロジェクトの事業実績の推移

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
緑のカーテン設置箇所	69 か所	69 か所	71 か所	69 か所	66 か所
緑のマット設置箇所	13 か所	14 か所	14 か所	—	—
講習会開催回数	6 回	6 回	6 回	6 回	7 回
講習会参加延べ人数	191 人	196 人	165 人	161 人	143 人
苗の配布数	5,000 株	5,000 株	5,000 株	5,000 株	5,000 株

② 事業費の推移

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	13,851	9,499	7,101
決算額	13,414	7,554	6,535

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	3,552	緑のカーテンプロジェクト用苗及び物品の購入ほか
役務費	99	緑のカーテンマニュアルに関する英語翻訳
委託料	2,883	緑のカーテン設置等及び緑のカーテン講習会等運営補助等業務委託ほか
合計	6,535	

（２）監査の結果

【意見 1】 区有施設以外の施設への働きかけ等について

現在、緑のカーテンプロジェクトとして、区立学校等の区有施設（66 ヶ所）に緑のカーテンを設置するとともに、区民を対象とした緑のカーテン用の苗の配布を実施しているが、区有施設への設置には限界がある。

今後、緑のカーテンのより一層の普及を目指すのであれば、区有施設への設置にとどまらず、例えば、私立の学校や保育所/幼稚園、港区役所以外の公的機関の施設等に対してその設置を働きかける等、より積極的な方策についても検討する必要がある。

4. 建築物低炭素化促進

（１）事業の概要

① 事業の概要

区内における二酸化炭素排出量の８割は、建築物から排出されており、建築物の延床面積は、大規模開発事業等により更に増加する見込みである。

そのため、区内建築物の更なる低炭素化に向け、港区民間建築物低炭素化促進制度の対象建築物の拡大及び省エネルギー基準を超える誘導策等並びに区有施設の ZEB³化について検討している。

事業の実施方法としては、表 13 のとおり、業務委託することで港区内建築物の更なる低炭素化推進のための検討を行う体制を採っている。

表 13 港区内建築物の更なる低炭素化推進のための検討支援業務委託の概要

件名	港区内建築物の更なる低炭素化推進のための検討支援業務委託
契約金額	12,760 千円
履行期間	平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで
事業者名	株式会社日建設計総合研究所

② 事業費の推移

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額		8,255	13,574
決算額	432	7,700	13,186

³ Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
報償費	316	技術検討委員会の謝礼
委託料	12,870	港区内建築物の更なる低炭素化推進のための 検討支援業務ほか
合計	13,186	

（２）監査の結果

【意見 1】 受託事業者の選定機会の確保について

港区内建築物の更なる低炭素化推進のための検討支援業務（以下、「検討支援業務」という。）は、以下の推薦理由に基づき、特命随意契約により受託事業者が選定されている。

業者推薦理由書より抜粋

推薦理由

本業務は、専門的かつ技術的な知見のもと、港区内の建築物等に対する更なる低炭素化のための対策について検討等を行うために委託するものです。

本業務の遂行に当たっては、区内建築物の環境性能の向上を推進する観点から、港区の地域特性を踏まえた用途や構造に最適な設備の導入方法や設備の環境負荷に関する計算等高度な知見と専門性を有し、区内建築物の更なる低炭素化を推進するための対策の構築について円滑に支援できる能力がある事業者が必要です。

上記事業者は、平成 30 年度に行った「港区区内建築物の更なる低炭素化推進のための基礎調査業務委託」（以下「基礎調査業務委託」という。）に当たって、プロポーザル方式による事業者選考により選定された事業者です。本事業者は、基礎調査において、港区内の建築物の更なる低炭素化に向けた考え方や具体的な手法等に対し高度な知識・経験を生かし、多角的かつ精緻にデータの分析を行い、得られた情報を分かりやすく体系的かつ包括的に整理しました。

平成 31 年度の当該業務は、平成 30 年度の基礎調査結果を踏まえた業務内容であり、その経過と内容を習熟した上で年度当初からの円滑な履行が求められます。

本事業者は、これまでの調査委託業務の経験と平成 30 年度の基礎調査結果

から、区有施設を含む区内建築物の環境性能に関する現状と課題を的確に把握しているとともに、建築物に関する環境性能向上のための技術と知見を有していると認められるため、限られた期間において効率的・効果的に作業を進めることが可能となります。

以上の理由から、本業務の契約相手方として上記事業者を推薦します。

このとおり、「平成31年度の当該業務は、平成30年度の基礎調査結果を踏まえた業務内容であり、その経過と内容を習熟した上で年度当初からの円滑な履行が求められ」ることを理由に、平成30年度の港区内建築物の更なる低炭素化推進のための基礎調査業務（以下、「基礎調査業務」という。）の受託事業者である当該事業者が選定されている。

しかし、基礎調査業務と検討支援業務は、関連性はあるものの、各々独立した業務である。したがって、本来的には特命随意契約により事業者を選定することは適切ではなく、検討支援業務についてもプロポーザル方式等により事業者を選定する必要があると考える。

そのためには、受託事業者の選定機会を確保する必要があるが、今回はその機会が確保されていなかった。具体的には、基礎調査業務の報告書の提出期限が平成31年3月31日、検討支援業務の開始日が平成31年4月1日となっていたため、基礎調査業務の内容を前提とした事業者選定について検討する時間はなく、特命随意契約によらざるを得ない状況であった。

この点、基礎調査業務の報告書の提出期限を早めるなどして、事業者選定機会を確保する必要があると考える。

今後、このように、基礎調査業務と基礎調査業務の内容を前提とした各種支援業務が予定されている事業については、特命随意契約によらざるを得ない状況とならないよう、事業の全体スケジュールを見据え、事業者選定の機会を確保する必要がある。

5. 全国連携による再生可能エネルギー活用

（１）事業の概要

① 事業の概要

区への再生可能エネルギー（由来）による電力供給を、他自治体との連携により実現するほか、区内事業者への導入に向けても検討及び準備を行っている。

事業の実施方法としては、表14のとおり、業務委託することで区有施設及び区内事業者への再生可能エネルギーの導入を実施・計画している。

表14 全国連携による再生可能エネルギー活用検討業務委託の概要

件名	全国連携による再生可能エネルギー活用検討業務委託
契約金額	2,497 千円
履行期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
事業者名	国際航業株式会社 東京支店

② 事業費の推移

（単位：千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	5,865	6,436	2,974
決算額	5,549	6,418	2,688

※ 平成29年度は「全国連携による再生可能エネルギー導入検討」として実施。

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
旅費	191	打合せ・見学の旅費
委託料	2,497	全国連携による再生可能エネルギー活用検討業務委託
合計	2,688	

（２）監査の結果

【意見1】 区内事業者への再生可能エネルギーの導入促進について

第4次港区環境率先実行計画及び港区地球温暖化対策地域推進計画で示した二酸化炭素排出量の削減目標を達成するためには、二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーの積極的な導入が必要である。

これまで、区では、発電に資する太陽光パネルや風車等の再生可能エネルギー発電設備の設置が難しいことから、全国の自治体と連携した再生可能エネルギーを区有施設に導入してきた。しかし、区有施設への供給量には限界があるため、区内事業者への導入に向けての検討も行い、再生可能エネルギーの導入を拡大していくことが必要である。

そこで、本事業では「全国連携による再生可能エネルギー活用検討業務」（以下、「検討業務」という。）を委託し、全国の自治体と連携した再生可能エネルギーを区有施設へ供給する上での課題を解決するとともに、区内事業者への導入についての検討を行っている。

令和元年度の取組状況は、検討業務報告書に次のとおり記載されている。

検討業務報告書より抜粋

項目	内容
全国連携による再生可能エネルギーの区有施設への導入	再生可能エネルギー由来の電力を産出する自治体との協定をさらに推進するため、各種調査を実施した。本年度の調査では、再生可能エネルギー発電所が既に立地している自治体のみではなく、今後の導入を検討している自治体にも調査の幅を広げることで、更なる拡大を図ることとした。
区内事業者への再生可能エネルギーの導入	全国連携による再生可能エネルギーを供給可能な小売電気事業者を区が登録する「みなと全国連携エネルギー登録制度」を創設するため、登録条件等の検討を行った。また、事業者ニーズを把握するため、RE100 ⁴ を目指す先進企業の動向調査を行った。さらに、区内事業者向けのセミナーの開催および、チラシを作成することで、区内事業者への普及啓発を図った。

⁴ 「Renewable Energy 100%」の略称。事業運営を100%再生可能エネルギーで調達することを目標に掲げる企業が加盟する国際的イニシアチブ（企業連合）のこと。

このとおり、区内事業者への再生可能エネルギーの導入については、平成 29 年度から継続的に行われているが、未だ導入実績はなく、ニーズの把握や普及啓発の段階に留まっているのが現状である。

したがって、普及啓発の効果的な方法の検討や、RE100 を目指す先進企業の動向調査等により把握した事業者ニーズの分析などを行い、区内事業者への再生可能エネルギー導入促進に向けた事業手法の検討を行う必要がある。

6. みなとモデル森林整備促進

（１）事業の概要

① 事業の概要

区では平成 23 年 10 月から、建築物等への国産木材の使用を推進する「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」を開始した。本制度では、地球温暖化防止に貢献することを目的として、区内の公共施設・民間建築物等での国産木材の使用を促進し、その使用量に相当する二酸化炭素固定量を認証している。本制度を通じて、区内の二酸化炭素固定量を増加させるとともに、国内の森林整備の促進と森林の二酸化炭素吸収量の増大に寄与することとなる。

具体的には、区内で延べ床面積 5,000 ㎡以上の建築物を建築する建築主に、国産木材使用計画書の提出を義務付け、1 ㎡当たり 0.001 ㎡以上の国産木材を使用するよう指導し、その使用量に相当する二酸化炭素固定量を認証している。

また、区内のテナントビルで事業活動を行う事業者においては、1 ㎡当たり 0.001 ㎡以上の国産木材を使用した場合、テナント事業者の申請に応じて、その使用量に相当する二酸化炭素固定量を認証している。

なお、本制度では、区と「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結した自治体（協定自治体）から産出された木材（協定木材）の使用を促している。

また、平成 30 年度から、テナント店舗等において内外装や家具等の目に見える場所に使用したモデル店舗を創出するために、協定木材を使用した際の経費を助成している。

事業の実施方法としては、表 15 及び表 16 のとおり、業務委託することで事務局の設置や木材使用量等審査業務について支援を受ける体制を採り、助成金については、「港区テナント店舗等の木質化モデル創出事業助成金交付審査会」を設置し、審査を行っている。

表 15 みなとモデル二酸化炭素固定認証制度事務局支援業務委託の概要

件名	みなとモデル二酸化炭素固定認証制度事務局支援業務委託
契約金額	17,987 千円
履行期間	平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで
事業者名	特定非営利活動法人フォレストリンク

表16 みなとモデル二酸化炭素固定認証制度木材使用量等審査支援業務委託の概要

件名	みなとモデル二酸化炭素固定認証制度木材使用量等審査支援業務委託
契約金額	4,360 千円
履行期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
事業者名	特定非営利活動法人木の建築フォーラム

② 事業費の推移

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	19,072	34,557	40,353
決算額	19,066	28,919	33,229

③ 事業費の主な内訳

(単位：千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
報償費	86	謝礼
旅費	35	地外旅費
負担金、補助及び交付金	8,485	港区テナント店舗等木質化モデル創出事業助成金
需用費	767	購読料、印刷費
役務費	107	広告放送
委託費	23,748	みなとモデル木材製品展示会開催支援業務委託 ちいき百貨展開催支援業務委託 みなとモデル二酸化炭素固定認証制度事務局支援業務委託 みなとモデル二酸化炭素固定認証制度木材使用量等審査支援業務委託
合計	33,229	

（２）監査の結果

【意見1】 審査ノウハウの蓄積について

みなとモデル二酸化炭素固定認証制度木材使用量等審査支援業務委託の目的及び業務内容は次のとおりである。

仕様書より抜粋

4 目的

港区と「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結した自治体から産出した木材を始めとした国産木材の区内での活用を促進する「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」における国産木材使用計画書及び国産木材使用完了届出書等の審査業務を支援することを目的とする。

5 業務内容

(1)「港区建築主におけるみなとモデル二酸化炭素固定認証制度実施要綱」に基づく審査支援業務

(2)「港区テナント事業者におけるみなとモデル二酸化炭素固定認証制度実施要綱」及び「港区テナント店舗等の木質化モデル創出事業助成金交付要綱」に基づく審査支援業務

このとおり、各種審査業務の支援を委託しているが、審査業務の支援という業務の特殊性も考慮され、特命随意契約により行われている。

随意契約理由は、以下のとおりである。

業者推薦理由書より抜粋

推薦理由

本業務は、「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度（以下「本制度」という。）において建築主が提出する建築図面等を解析し、木材使用量及び二酸化炭素固定量を算出して報告内容を審査する、極めて特殊かつ専門性の高い業務です。そのため、本業務を担う事業者には、設計・建築分野に精通しているのみならず、建築物での木材利用に関する高い専門知識と経験が求められます。また、本制度を適正に運用していくため、設計・建築事業者、木材製品事業者に対する中立性及び公平性も求められます。

推薦事業者は、長年、木造建築をはじめとする建築物での木材利用に関する調査研究、周知啓発を行っている団体であり、建築物の木材利用に関する関連法規、設計・建築手法に関する非常に高い知識とノウハウを持っています。また、特定非営利活動法人として我が国で建築された木造建築物を独自に評価・

表彰するなど、関係事業者に対して中立的な立場にあることから、本業務を担うに当たって必要な中立性及び公平性を担保できる唯一の団体です。

以上の理由から、本業務を的確かつ円滑に遂行できる事業者は他になく、上記事業者を契約相手方として推薦します。

なお、本業務は、これまで「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度事務局支援業務委託」において実施していましたが、実施体制の変更に伴う業務内容の見直しにより、当該業務委託とは別に契約することとします。

このとおり、本業務を行う事業者には、木材使用等に関する非常に高い専門知識に加え、関係事業者に対する中立・公平な立場が求められるが、このような事業者は他になく、本事業者が唯一の団体であるとしている。しかしこのことは裏を返せば、本事業者が何らかの事情で本業務の実施ができない場合には本事業の全てが実施できない結果となり、認証制度自体の存続も難しくなる。

したがって、このような事態を回避するためにも、特殊な事例等について、事業者と情報共有を行うなどして、区職員が、木材使用量及び二酸化炭素固定量を算出して報告内容を審査するノウハウを蓄積することができるよう、これまで以上に事業者との連携を図る必要がある。

Ⅱ 健康で安全に暮らすことのできる生活環境の保全に関する事業

1. アスベスト対策

（1）事業の概要

① 事業の概要

本事業は、アスベスト（石綿）による環境汚染を防止するとともに、周辺区民の安心・安全を確保することを目的として、建築物の所有者等が行うアスベスト含有検査、気中のアスベスト濃度検査及びアスベスト除去等工事に要する費用の一部を助成するものである。

平成18年に建築基準法が改正され、吹付けアスベストとアスベスト含有吹付けロックウール（含有率が0.1%を超えるもの）が規制対象となり、新たに建築する建築物への使用が禁止になっている。また、平成18年以前に建築された建築物においても、増改築等を行う場合は除去等（一定規模以下の場合は封じ込め又は囲い込みを許容）が必要となる。

なお、アスベストを使用した建築物を解体する場合には、労働者のアスベストばく露防止の観点から、労働安全衛生法、石綿障害予防規則が適用され、周辺環境へのアスベスト粉じん飛散防止の観点から、大気汚染防止法が適用される。これらの法令により、アスベストの使用の有無の事前調査、作業の届出等が義務づけられている。さらに、解体により生じる廃棄物は、建設リサイクル法、廃棄物処理法に従い、適切に処理する必要がある。

表 17 アスベスト対策費助成の概要

対象	区内にある建築物のうち、アスベストを含有する吹付け材又は保温材等を使用し、又は使用の疑いのある建築物を所有する個人、中小企業者又は共同住宅の管理組合の代表者
助成額	アスベスト含有検査・気中のアスベスト濃度検査・アスベスト除去等工事に要する費用の2分の1相当額 ①吹付け材等のアスベスト含有検査費及び気中のアスベスト濃度検査費の助成限度額 ：10万円 ②建築物のアスベスト除去等工事費の助成限度額 ・戸建ての住宅：50万円 ・共同住宅：200万円 ・上記以外のもの：200万円
根拠法令等	大気汚染防止法 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱 港区アスベスト対策費助成要綱

② 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	7,056	4,800	4,800
決算額	—	9,337	2,914

③ 事業費の主な内訳

(単位：千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	2,914	アスベスト対策費助成金
合計	2,914	

④ 他区事例

建築物に吹付けアスベスト等が使用されているかを調査したい場合、または、建築物に吹付けアスベスト等が使用されており、それについて除去等の対策工事を行う場合、東京都都市整備局によると、令和元年8月1日現在、表18に記載した区で補助を受けることができる。

表18 アスベスト対策への助成を行っている区（令和元年8月1日現在）

	団体名	補助制度の名称	調査・分析	除去等工事
1	千代田区	アスベスト含有調査費助成	○	
		千代田区吹付けアスベスト調査員派遣		
		アスベスト飛散防止工事費助成		○
2	港区	港区アスベスト対策費助成	○	○
3	新宿区	新宿区吹付けアスベスト含有調査費助成金	○	
		新宿区吹付けアスベスト調査員派遣		
		新宿区吹付けアスベスト除去等工事費助成金		○
4	台東区	民間建築物アスベスト対策費助成	○	○
5	墨田区	民間建築物アスベスト確認調査助成金	○	
6	江東区	江東区アスベスト分析調査助成	○	
7	品川区	アスベスト分析調査助成	○	
		アスベスト除去等助成		○
8	目黒区	目黒区アスベスト調査助成	○	
		目黒区住宅リフォーム資金助成		○
9	大田区	大田区吹付けアスベスト分析調査費助成	○	
		大田区住宅リフォーム助成事業 (吹付アスベスト除去工事)		○
10	世田谷区	平成 31 年度民間建築物アスベスト含有 調査助成事業	○	
11	板橋区	板橋区アスベスト分析調査費補助金交付 申請制度	○	
12	練馬区	練馬区建築物等アスベスト調査費用助成	○	
		練馬区吹付けアスベスト等除去工事助成		○
13	足立区	足立区吹付けアスベスト対策費助成 (成分分析調査および空気環境測定調査)	○	
		足立区吹付けアスベスト対策費助成 (除去等工事)		○
14	葛飾区	民間建築物アスベスト調査助成	○	
		民間建築物アスベスト対策助成		○
15	江戸川区	江戸川区アスベスト調査費助成金	○	
		江戸川区アスベスト除去等工事費助成		○
合計			15 区	11 区

（出典：東京都都市整備局データより監査人作成）

（２）監査の結果

【意見１】港区アスベスト対策費助成のあり方の検討について

区は、区内にある建築物のうち、アスベストを含有する吹付け材又は保温材等を使用し、又は使用の疑いのある建築物を所有する個人、中小企業者又は共同住宅の管理組合の代表者を事業の対象として、事業の対象となる建築物の所有者が、アスベスト対策を行う場合に検査・工事に要する費用の２分の１相当額を助成している。

東京都都市整備局によると、令和元年８月１日現在、東京都２３区では、港区を含め１５の区が調査・分析に対する助成を行っており、そのうちの１１の区が除去等工事の助成も行っている。

港区の令和元年度の実績は、検査に対する補助が７件、工事に関する補助が戸建ての住宅、共同住宅１件ずつとなっている。令和元年度に区に届け出のあったアスベスト除去等工事のうち、助成の対象となりうる工事は２２１件とのことであり、大部分の工事が区の助成なしで行われている。

この状況をみると、本事業については、助成制度の周知のあり方を含め、事業そのもののあり方や必要性を十分に検討する必要がある。

表 19 港区アスベスト対策費助成件数

（単位：件）

種別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
検査	一戸建ての住宅	0	0	0	0	0
	共同住宅	2	0	0	0	7
	事業所等	0	0	0	1	0
工事	一戸建ての住宅	0	0	0	0	1
	共同住宅	1	2	0	5	1
	事業所等	0	0	0	0	0
計	一戸建ての住宅	0	0	0	0	1
	共同住宅	3	2	0	5	8
	事業所等	0	0	0	1	0

2. 環境監視施設維持管理

（1）事業の概要

① 事業の概要

本事業は、環境総合測定局及び環境監視装置の維持管理、環境監視テレメータシステムの維持管理、測定機器の購入等を行うものである。

区は、大気汚染の状況を監視するため、環境総合測定局を区内5か所（一の橋局・赤坂局・芝浦局・麻布局・港南局）に設置し、二酸化硫黄、二酸化窒素等の大気汚染物質のほか、気象等についても常時測定を行っている。

② 事業費の推移

（単位：千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	23,591	13,758	14,376
決算額	22,256	13,881	16,412

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	1,225	環境総合測定局の電気料金ほか
役務費	823	環境総合測定局の電信料金
委託料	11,750	環境測定局保守管理及びデータ処理・確定データ提供委託ほか
備品購入費	2,613	環境監視システム及び風向風速計の購入
合計	16,412	

④ 測定局の概要

測定局には一般環境大気測定局（以下、「一般局」という。）、自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」という。）などがある。一般局は、大気汚染防止法第22条に基づいて、環境大気の汚染状況を常時監視（24時間測定）する測定局で、自排局は、大気汚染防止法第20条及び第22条に基づいて、自動車排出ガスによる環境大気の汚染状況を常時監視（24時間測定）する測定局である。

区が設置している環境総合測定局は、麻布局・港南局の2局が一般局、一の橋局・赤坂局・芝浦局の3局が自排局にあたる。

測定局の設置数や設置個所に関する基準は、環境省が策定した「環境大気常時監視マニュアル（平成22年3月 環境省水・大気環境局）」に定められている。同マニュアルは、一般局・自排局について表20の基準等を定めている。

表20 測定局の基準等

区分	一般局	自排局
定義	自排局以外のもの。一定地域における大気汚染状況を継続的に把握するための測定局	自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近に置いて大気汚染状況を監視するための測定局
必要局数の算定 ※	a 人口75,000人あたりに1局 b 可住地面積25km ² あたり1局 } いずれか少ない方	
設置地点の選定	固定発生源（特定の工場等）又は移動発生源（自動車等）からの大気汚染物質等からの排出の影響を受けにくい地点	車種別交通量、走行速度等を勘案し、自動車からの排出が予想される大気汚染物質等の濃度が沿道におけるほかの地点と比較して相対的に高くなると考えられる地点

※ただし、発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて調整することは可能。
（出典：環境大気常時監視マニュアル（平成22年3月環境省水・大気環境局））

一般局の麻布局・港南局は、それぞれを中心として可住地面積25km²の円を描くと区域全体をほぼ網羅している。自排局の一の橋局は首都高速道路・麻布通り、赤坂局は青山通り、芝浦局は海岸通りとそれぞれ車両交通量の多い道路沿道に位置しており、区は3局について、自動車排ガスによる大気への影響を監視するためにはそれぞれ必要な測定局であるとしている。

（2）監査の結果

【指摘1】測定項目の明確化について

区は、区内の環境を総合的に把握するために設置している5つの環境総合測

定局の測定機器類、局舎及びこれに付属している設備等を正常かつ安全な状態で維持し、正確で安定したデータを得ることを目的として、環境計測株式会社と環境測定局保守管理及びデータ処理・確定データ提供委託契約（以下、「データ提供契約」という。）を締結している。

同契約に基づき受託事業者は、測定データをまとめ、その結果を区に報告している。受託事業者が提出している年間報告書によると、一の橋局、赤坂局、芝浦局、麻布局及び港南局の5局は表21に記載した項目の測定を行っているが、各局が測定すべき項目が仕様書に明記されていない。

このことについて所管課に確認したところ、仕様書の別紙1「委託対象機器一覧表」にて各局に設置している測定機器を示しており、それぞれの測定機器によって分析できる測定項目が決まっているため、この別紙1で測定項目を取り決めているとのことである。

仕様書別紙1に記載されている設置機器は表22のとおりであるが、設置機器の記載だけではそれぞれがどのような項目を測定できるのかは明確ではない。また、設置機器ごとに測定できる項目が決まっているとしても、実際にその項目を測定するかどうかは別途定めておく必要がある。

データ提供契約において区は、受託事業者が測定すべき項目を仕様書等で明確化しておく必要がある。

表21 受託事業者が測定している項目

	項目	一の橋	赤坂	芝浦	麻布	港南
①	二酸化硫黄	○	—	—	—	○
②	一酸化窒素	○	○	○	○	○
③	二酸化窒素	○	○	○	○	○
④	オキシダント	○	○	○	○	○
⑤	一酸化炭素	○	—	—	—	—
⑥	浮遊粒子状物質	○	○	○	○	○
⑦	非メタン炭化水素	○	—	—	—	—
⑧	メタン	○	—	—	—	—
⑨	微小粒子状物質	○	○	○	—	—
⑩	窒素酸化物	○	○	○	○	○
⑪	全メタン	○	—	—	—	—
⑫	風速	○	—	—	○	○
⑬	風向	○	—	—	○	○
⑭	温度	○	—	—	○	—
⑮	湿度	○	—	—	○	—

表 22 各環境測定局に設置している機器

設置機器名	設置局	測定できる項目
APSA-3700	一の橋、港南	二酸化硫黄
APNA-3700	一の橋、港南	一酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物 ※正確には、窒素酸化物と一酸化窒素を計測し、差し引くと二酸化窒素が算出される。
NA-721	赤坂、芝浦	
GLN-354B	麻布	
APOA-3700	一の橋、港南	オキシダント
OA-781	赤坂	
GUX-353B	芝浦、麻布	
APMA-3700	一の橋	一酸化炭素
APDA-3700	一の橋	浮遊粒子状物質
PM-711	赤坂	
DUB-357	芝浦、麻布	
APDA-361	港南	
FH62C14	一の橋、赤坂、芝浦	微小粒子状物質
APHA-G360	一の橋	メタン、非メタン炭化水素、全メタン ※正確には、全メタンとメタンを計測し、差し引くと非メタン炭化水素が算出される。
C-W175N	一の橋、麻布、港南	風向、風速
A-1159	一の橋、麻布	温度、湿度

【意見 1】 報告書の記載項目の明確化について

データ提供契約において受託事業者は、年間報告書のほか、月間報告書を毎月区に提出している。

平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月までの月間報告書を確認したところ、表 21 の年間報告書に記載されている項目①～⑮のうち⑩～⑮が月間報告書には記載されていなかった。このことについて所管課に確認したところ、⑩窒素酸化物は、②一酸化窒素と③二酸化窒素の合計、⑪全メタンは⑦非メタン炭化水素と⑧メタンの合計にあたるもので、②と③、⑦と⑧の測定値が明らかになれば報告内容として十分足りていると判断していることから記載していないとのことであった。また、⑫～⑮は、①～⑨の測定項目に異常値が測定された場合にその検証に用いるための参考値という取扱いをしていることから記載していないが、測定データ自体は月間報告書に添付されているとのことであった。

データ提供契約の仕様書では、年間報告書は、月間報告書の最終確定データを基に作成することを求めているが、年間報告書、月間報告書に記載する項目は示されていない。区は、受託事業者が年間報告書、月間報告書に記載すべき項目を仕様書等で明確化しておく必要がある。

3. 環境測定調査分析

（1）事業の概要

① 事業の概要

本事業は、古川、運河の水質及びダイオキシン類の調査分析等を定期的に行うことにより、環境基準の達成状況の把握に努めることを目的としている。平成25年度からは、雨天時水質分析調査も行っている。これは、雨天時において、雨水により下水量が増すことにより、芝浦水再生センターで処理され排出する水が、通常よりも処理時間の短い排水（簡易処理水）として放流されるため、この排水の水質への影響を調査することを目的としている。

また、結果をホームページで公開することで区民及び事業者へ水質汚濁に関する啓発及び情報提供を行っている。

環境基本法第16条では、水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を政府が定めるものとしており、この規定に基づき、昭和46年12月に当時の環境庁が公共用水域の水質汚濁に係る環境基準を告示している。

水質汚濁防止法（以下、「水濁法」という。）は、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路を公共用水域と定義し（水濁法第2条第1項）、都道府県知事は、公共用水域の状況を常時監視しなければならないとしている（水濁法第15条第1項）。

都道府県知事は、当該都道府県の区域に属する公共用水域の水質の測定に関する計画（以下、「測定計画」という。）を作成しなければならない（水濁法第16条第2項）、国及び地方公共団体は、測定計画に従って当該公共用水域の水質の測定を行い、その結果を都道府県知事に送付しなければならない（水濁法第16条第4項）。また、都道府県知事は、当該都道府県の区域に属する公共用水域の水質の汚濁の状況を公表しなければならない（水濁法第17条第2項）。

区は、港区環境基本計画において、水環境の監視測定を取組として挙げており、古川、運河、お台場の海辺において水質調査を行うとしている。

本事業における水質調査は外部事業者への委託により行われている。委託している内容は、古川4か所、運河5か所で隔月1回（年6回）の環境基準適合水質調査、運河1か所で年1回のダイオキシン類調査、運河3か所で年3回の雨天時調査で、令和元年度の委託料は957千円である。

表 23 水質調査等の概要

調査対象	区内の古川・運河及び芝浦水再生センターからの排水
調査概要	【古川・運河の水質調査分析】（2 か月に 1 回） ・ 古川（4 か所）：狸橋、古川橋、一の橋、金杉橋 ・ 運河（5 か所）：末広橋（芝浦運河）、藻塩橋（新芝運河）、夕風橋（芝浦西運河）、港南大橋（京浜運河）、御楯橋（高浜運河） 【ダイオキシン類調査】（年 1 回） ・ 運河（1 か所）：御楯橋（高浜運河）にて、水質調査 1 回、底質調査 1 回 【雨天時水質分析調査】（晴天時に年 1 回・雨天時に年 2 回） ・ 芝浦水再生センター付近（3 か所）：高浜水門、浜路橋、御楯橋（高浜運河）
根拠法令等	環境基本法 水質汚濁防止法 悪臭防止法 ダイオキシン類対策特別措置法 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 港区環境基本条例

② 事業費の推移

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	972	972	972
決算額	939	939	957

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
委託料	957	古川・運河の水質分析及びダイオキシン類調査委託
合計	957	

④ 水質調査方法

本事業では、古川 4 か所、運河 5 か所の環境基準適合水質調査分析を 2 か月に 1 回実施している。

水濁法に基づき都道府県知事が行う公共用水域の水質の汚濁の状況の常時監視のための水質調査について準拠すべき原則的な方法は、昭和 46 年 9 月に当時の環境庁が公表した「水質調査方法」に示されており、古川、運河の水質調査分析も原則として「水質調査方法」に拠っている。

「水質調査方法」は、河川、海域（運河）の採水地点と調査回数について表 24 のように定めている。

表 24 「水質調査方法」

区分	河川	海域（運河）
採水地点	①利水地点 ②主要な汚濁水が河川に流入した後十分混合する地点および流入前の地点 ③支川が合流後十分混合する地点および合流前の本川または支川の地点 ④流水の分流地点 ⑤その他必要に応じ設定する地点	水域の地形、海潮流、利水状況、主要な汚濁源の位置、河川水の流入状況等を考慮し、水域の汚濁状況を総合的に把握できるようにして選定する。
調査回数	年間を通じ、月 1 日以上、各 1 日について 4 回程度採水分析することが原則。	

（出典：水質調査方法（昭和 46 年 9 月環境庁）より監査人作成）

（２）監査の結果

【意見 1】水質調査分析結果の公表内容の充実について

本事業では、古川 4 か所、運河 5 か所の環境水質調査を 2 か月に 1 回実施している。

この調査は東京都も毎月行っており、東京都環境局のホームページには、古川の金杉橋の調査結果が公表されている。

区は昭和 47 年から本事業を行っていることもあり、データ収集を継続的に行うことに重要性があるとも考えられるが、東京都が同様の調査を行っている以上、これとの差別化が必要である。

差別化を図る方法の一つとして、調査結果の公表内容のあり方があると考え
る。

環境水質調査は、港区だけではなく他区なども実施しており、その結果をそれ
ぞれのホームページで公表している。区も調査結果をホームページで公表して
いるが、例えば古川の調査について、年平均値や経年変化は示されているが、そ
れらを踏まえ、古川の水質は改善傾向にあるのか、あるいは年によって水質にど
のような変化や特徴がみられるのかなど、調査結果に対する評価コメントが示
されていない。

金杉橋についての東京都の公表内容も数値のみであり、評価コメントは公表
されていない。区が評価コメントを示すことで、東京都の公表データと一定の差
別化を図ることが可能と考える。

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準には、人の健康の保護に関する基準と
生活環境の保全に関する基準が定められており、区は生活環境の保全に関する
環境基準に基づく調査結果として下記①～④の4項目の年平均値を公表してい
る。ただし、経年変化については、下記②、③のみを公表しており、①、④は公
表していない。①、④も公表し、併せて、各種データに対する評価コメントを加
えることで、情報としての有用性はより増すものと考ええる。

- ① 水素イオン濃度(pH)
- ② 溶存酸素量(DO)
- ③ 生物化学的酸素要求量(BOD)
- ④ 浮遊物質(SS)

区は、本事業について、古川・運河とも水質に対する区民の関心は高いものが
あると考えており、区が独自に水質汚濁に対しての調査・測定を行い、結果を公
表することは区民の要望に応えるものであるとしている。

したがって、区民の要望により応えられるよう、各種データを示すだけでなく、
調査結果に対して評価コメントを加えるなど、環境測定水質調査分析結果の公
表内容をより充実させていく必要がある。

4. 台場水質調査

（１）事業の概要

① 事業の概要

区はお台場海浜公園において、お台場海水浴や地曳網、海苔の育成など、海に関わる様々な事業を行っており、安心して泳げる海をめざし、平成26年度から、お台場海浜公園周辺海域での水質調査を実施している。

水質調査は、定期及び夏季の事業等に合わせて行っており、水質汚濁に係る環境基準や水浴場水質判定基準（お台場海浜公園は現在水浴場ではないため参考値）の達成状況をホームページにて公開している。

水質調査は委託により行っている。委託内容は、環境基準適合水質調査、水浴場水質判定基準調査、お台場周辺の雨天時の水質調査などで、令和元年度の委託料は2,574千円である。

表 25 台場水質調査の概要

調査対象	お台場海浜公園周辺海域
調査概要	【環境基準適合水質調査】 ・ 海域2か所区立お台場レインボー公園前浜先海域、台場駅前浜先海域 【水浴場水質判定基準調査】（5、7、8、9月に実施） ・ 水際3か所：お台場学園前水際、都営台場一丁目アパート1号棟前水際、区立台場保育園前水際 ※各1日につき午前と午後で2回採水 【お台場周辺の雨天時の水質調査】（年間1日） ・ 上記計5か所 ※雨天状況により実施時期不定
根拠法令等	環境基本法 環境省による水浴場水質判定基準

② 事業費の推移

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	2,312	2,808	2,640
決算額	2,257	2,440	2,574

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
委託料	2,574	台場水質調査委託
合計	2,574	

（2）監査の結果

【指摘1】請求書日付の誤りについて

区はお台場海浜公園周辺海域について、安心して泳げる海をめざし水質調査を実施している。令和元年度は委託料 2,574 千円で台場水質調査委託契約を締結している。

受託事業者が区に提出している本委託業務の請求書について、本来、その日付を令和2年3月31日とすべきところ、令和3年3月31日となっていた。しかし区は、この誤った請求書をもとに受託事業者への委託代金を支払っていた。

支払業務は慎重に対応すべきであり、誤謬のある証憑により業務を進めたことは適切ではない。今後、このようなことがないように十分留意する必要がある。

【意見1】調査種類の見直しについて

台場水質調査委託契約において区は、受託事業者に環境基準適合水質調査、水浴場水質判定基準調査、お台場周辺の雨天時の水質調査を委託している。

環境基準適合水質調査は、検体採取場所を2か所、検体採取日を年6回、採取場所を、水浴場に近い内湾部と沖合（調査船が往来できる限界）の2か所としている。

一方、お台場海浜公園周辺海域の環境基準適合水質調査は東京都も実施している。「水質調査方法」は、環境基準適合水質調査での採取回数について、年間

を通じ、月1日以上、各1日について4回程度採水分析することを原則としている。東京都はこれに従い、令和元年度は表26に記載した通り、毎月調査を実施しているが、区は東京都が毎月行っていることを踏まえ、6月3日、9月25日、11月12日、1月14日、2月19日及び2月26日の年6日の調査に留めている。

表26 東京都がお台場海浜公園で実施している環境基準調査

採取位置	採取年月日	pH	DO	COD	全窒素	全磷
上層 (表層)	2019/4/12	8.1	7.6	3.9	1.43	0.105
	2019/5/9	8.6	14.3	10	1.7	0.195
	2019/6/5	8.3	11.8	8.1	2.01	0.327
	2019/7/5	7.8	4.7	5.5	2.38	0.287
	2019/8/8	9.2	19	9.7	1.91	0.208
	2019/9/4	8.2	7	6.8	1.84	0.215
	2019/10/2	7.8	4.7	4.3	2.13	0.164
	2019/11/7	7.6	5.2	4.3	2.9	0.165
	2019/12/4	7.8	5.1	3.1	2.14	0.158
	2020/1/9	7.9	7.2	3.7	2.33	0.146
	2020/2/5	7.7	7.7	4.1	3.15	0.192
	2020/3/3	7.9	8.1	3.3	2.28	0.146
下層	2019/4/12	8	6.9	3.2	0.86	0.077
	2019/5/9	8.4	11.3	5.7	1.25	0.116
	2019/6/5	8.1	4	5.6	1.8	0.269
	2019/7/5	7.9	1.9	4.5	1.62	0.238
	2019/8/8	8.7	4.4	7.2	1.23	0.166
	2019/9/4	8.3	5.7	6.3	1.51	0.114
	2019/10/2	7.9	3.8	3.9	1.44	0.145
	2019/11/7	7.7	1.8	3	1.22	0.113
	2019/12/4	8	4.5	2.2	1.05	0.093
	2020/1/9	8	6.9	2.3	1.06	0.07
	2020/2/5	8	7.6	2.9	1.32	0.099
	2020/3/3	8.1	7.7	2.5	0.97	0.081

(出典：東京都環境局「令和元年度公共用水域水質測定結果」より監査人作成)

このように、東京都もお台場海浜公園周辺海域で環境基準適合水質調査を行っていることから、区立お台場レインボー公園前海域及び台場駅前海域で区が行っている環境基準適合水質調査は、区が行う必要性を再検討する必要がある。

区は、お台場海浜公園の水質についての区民からの問い合わせも多く、また、お台場海浜公園は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会におけるトライアスロンやマラソンスイミングの競技会場にもなっていることから、年間を通して水質調査を行い、情報提供していく必要があるとしている。

このことから、台場水質調査委託契約において区は、受託事業者に環境基準適合水質調査だけではなく、東京都が実施していない水浴場水質判定基準調査、お台場周辺の雨天時の水質調査も委託している。このように、区がより詳細な水質情報を把握して情報提供を行う意義はあるものの、これらの調査のうち、環境基準適合水質調査については、東京都も実施していることから、区は直接実施せずに、東京都の水質情報を活用することを検討する必要がある。

したがって、東京都が実施する環境基準適合水質調査の実施状況を踏まえ、台場水質調査については、調査種類を見直す必要がある。

5. 泳げるお台場の海創生事業

（1）事業の概要

① 事業の概要

お台場海浜公園は東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のトライアスロンとマラソンスイミングの競技会場になる。大会後のレガシーとして「泳げる海、お台場」を将来に残していくことを目的に、水質改善に向けて取り組んでいるほか、地域と協働で海水浴事業等を実施している。

また、2024 年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市であり、「泳げるセーヌ」の復活を目指すフランスのパリ市と連携し、都心での水浴事業の促進に向けて両区市で相互に協力している。

平成 26 年度から毎年、地域住民等により構成する「お台場海水浴実行委員会」と協働し、「お台場海水浴」を開催しており、平成 30 年度からは、パリのセーヌ川の夏の風物詩「パリ・プラージュ」の世界観をお台場に再現した海水浴イベント「お台場プラージュ」として新たに開催した。本事業の実施方法としては、表 27 のとおり、業務委託することでイベントを開催した。

また、実施にあたり、大腸菌等の流入による水質悪化を防ぐために水中スクリーンを設置したほか、台場海域の大腸菌の状況を事前に把握する「お台場海水浴予報システム」を構築・運用し、衛生面の安全性向上を図っている。具体的には、表 28 のとおり、業務委託することで実施可能な体制を構築している。

表 27 お台場プラージュ設営及び企画・進行支援等業務委託の概要

件名	お台場プラージュ設営及び企画・進行支援等業務委託
契約金額	29,419 千円
履行期間	令和元年 5 月 13 日から令和元年 9 月 30 日まで
事業者名	株式会社フジクリエイティブコーポレーション

表 28 お台場海水浴予報システム運用・検証及び水質調査分析等業務委託の概要

件名	お台場海水浴予報システム運用・検証及び水質調査分析等業務委託
契約金額	6,957 千円
履行期間	令和元年 7 月 4 日から令和 2 年 2 月 28 日まで
事業者名	特定非営利活動法人海辺つくり研究会

② 事業費の推移

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額		57,337	49,582
決算額		60,012	44,207

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	84	事務用品
役務費	135	翻訳業務、ネット使用料
委託料	42,967	お台場プラージュ設営及び企画・進行支援 等業務委託 お台場海水浴予報システム運用・検証及び 水質調査分析等業務委託ほか
使用料及び 賃借料	39	バス借上げ（パリ市副市長等視察団受入）
負担金、補助及 び交付金	980	お台場における海水浴予報システムの検証 及び精度向上に係る共同研究費
合計	44,207	

（２）監査の結果

【意見 1】事業の費用対効果の検証について

平成 30 年度より新たに始まった「お台場プラージュ」の開催概要は次のとおりである。

表 29 お台場プラージュの開催概要

項目	平成 30 年度	令和元年度
開催期間	平成 30 年 7 月 31 日（火） ～8 月 5 日（日）	令和元年 8 月 10 日（土） ～8 月 18 日（日）
来場者数	6,431 人（6 日間）	14,114 人
開催場所	都立お台場海浜公園	都立お台場海浜公園
備考	当初は 7 月 28 日（土）～8 月 5 日（日）の 9 日間を予定していたが、台風 12 号の影響により開始日を延期。	8 月 16 日（金）は、台風に伴う強風のため中止したほか、天候により中断や早期終了した日あり。

お台場プラージュの令和元年度の来場者は、平成 30 年度と比較し、2 倍以上となっており、イベントとしては一定の成果を得たといえる。これは、実行委員会が事前の準備を定期的に行い、また、SNS での情報発信やパリ市との連携協定も本イベントへの関心を高めた要因といえる。

一方、本事業を実施するには年間 4 千万円以上の支出を伴い、金額的な影響は大きい。特にお台場プラージュの開催には約 3 千万円の支出が発生している。さらに、本事業では 11 の委託契約が締結されているが、そのうち価格競争が行われたのは 1 契約の約 50 万円だけであり、約 3,950 万円の金額が価格競争のない特命随意契約で実施されている。この点、毎年 4 千万円以上を費やし事業を実施する効果があるか否かについては、検討する必要がある。

特に、お台場プラージュの実施にあたっては、東京 2020 組織委員会の公認プログラムの認定を受けて行われているが、金額的な側面としては、関連する企業から協賛金や宣伝費等を受けられないかなど、事業実施上の財源をどのように調達するかが重要と考えられるため、合わせて検討する必要がある。

Ⅲ 快適で魅力ある都市環境の形成に関する事業

1. みなとタバコルール推進

（1）事業の概要

① 事業の概要

区では、平成15年度に「みなとタバコルール」の取組を開始し、指定喫煙場所の整備や地域との協働によるキャンペーン等の啓発活動を行ってきた。

平成26年度には、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」で、港区内で暮らす人、働く人、訪れる人など全ての人が守るべきルールを定め、たばこを吸う人も吸わない人も、誰もが快適に過ごせる街を目指して取り組んでいる⁵。

具体的には、みなとタバコルールの啓発活動、指定喫煙場所の整備、屋内喫煙所設置費等助成などにより、みなとタバコルールを推進している。

【港区内で暮らす人や働く人、訪れる人など全ての人が守るべきルール】

港区内全域の道路、公園、児童遊園、公開空地など屋外の公共の場所では、

- ① たばこの吸い殻をみだりに捨ててはならない。
- ② 喫煙してはならない（指定喫煙場所を除く。）。
- ③ 公共の場所以外の場所において喫煙する場合に、公共の場所にいる人にたばこの煙を吸わせることがないよう配慮しなければならない。

【港区内で事業活動を行う事業者の方が守るべきルール】

- ④ 事業者が所有する敷地内で喫煙する場合でも、屋外の公共の場所にいる人がたばこの煙を吸わされることがないように、その敷地内の灰皿の移動又は撤去、喫煙場所の確保などの環境の整備を行わなければならない。
- ⑤ 従業員その他事業活動に関わる人に、①、②、③を遵守させるよう努めなければならない。

《みなとタバコルールの啓発活動》

区民や来街者へのルールの浸透を図るため、地域との協働によるキャンペーン、路面シール・ポスター等によるPR、区内全域で路上・歩行喫煙者等へ巡回指導等の啓発活動を行っている。

⁵ なお、環境関連事業ではないが、タバコ関連事業として、みなと保健所健康推進課において、禁煙支援の推進などの健康づくり推進事業を実施している。

《指定喫煙場所の整備》

たばこを吸う人も吸わない人もお互いに配慮し合う快適なまちづくりを目指し、指定喫煙場所を設置又は指定している。

令和2年4月1日現在の状況は、84ヶ所（屋外47ヶ所、屋内37ヶ所）となっている。

《屋内喫煙所設置費等助成》

平成25年度から一般開放可能な屋内喫煙所を設置する建築物の所有者等に対し、その経費を区が助成している。なお、この助成については、令和2年度から、維持管理に係る経費の助成対象期間を最大10年に拡充している。

表30 屋内喫煙所の設置費・維持管理費の申請件数

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
設置費	2件	6件	11件	9件	2件
維持管理費	3件	5件	8件	11件	12件

② 事業費の推移

（単位：千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	388,321	394,766	446,997
決算額	358,958	334,009	457,419

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
報償費	312	謝礼
需用費	8,228	路上喫煙禁止啓発用シート及び雨水枡用シートの購入、受動喫煙防止対策啓発事業業務委託印刷製本費、港区喫煙場所マップ更新作成
役務費	5,154	港区コミュニティバス「ちいばす」の車内外広告掲出業務（みなとタバコルール）
委託料	357,853	みなとタバコルール指導等業務委託
負担金、補助 及び交付金	85,872	指定喫煙場所のパーティション設備等の改善
合計	457,419	

（２）監査の結果

【意見１】 指定喫煙場所の整備状況について

本事業は、「みなとタバコルール」を推進していくことを目的とした事業であり、そのための周知と啓発、巡回指導及び喫煙場所の整備を柱としている。

ここで、現時点での喫煙場所の整備状況が十分といえるかについて検証するため、「港区喫煙場所マップ 2020」より指定喫煙場所が周辺に設置されていない空白地帯を選定し、実地の状況を視察した。結果は、以下のとおりである。

表 31 指定喫煙場所が整備されていない地区の状況

地区	状況
白金台駅周辺	・目黒通り沿いは吸い殻もなく、清潔であった。 ・目黒通りから区道に入ったところにある私有の駐車場には大量の吸い殻がみられた。
白金高輪駅と麻布十番駅の間	・麻布通り沿い及び麻布十番駅周辺の路上に1メートルあたり1本ほどの吸い殻がある。 ・「路上喫煙禁止」のステッカーが路上にはみられないが、麻布十番駅前の地図看板に一つ貼られている。
赤羽橋駅周辺	・駅周辺や古川沿いの公園などには、若干の吸い殻がみられる。
青山一丁目駅周辺	・青山通り沿いは吸い殻もなく、清潔であった。 ・青山通りから区道に入ったところにある私有の駐車場には大量の吸い殻がみられた。

※ 視察日：令和2年8月31日

どこの路上においても若干の吸い殻はみられるが、表31に記載したとおり、喫煙者は喫煙が許可された場所が周囲にない場合、あまり目立たない喫煙できそうな場所で喫煙しようとしてしまうため、手近な駐車場などを見つけて喫煙することが多い。加えて、視察では投げ捨てられた吸い殻が証拠として残っていたが、携帯灰皿を持参している人も多く、実際にその場で喫煙している人は落ちている吸い殻の数以上に存在していると考えられる。このため、駐車場等を所有している区民や利用者にあっては、近隣に指定喫煙場所がないことで吸い殻の投げ捨てや受動喫煙などの不利益を被っている可能性も少なからずあると考えられる。

したがって、上記のような指定喫煙場所が近隣に設置されていない空白地帯は、なるべく早くなくす方向で検討する必要がある。

【意見2】 指定喫煙場所の稼働状況について

上述したとおり、現時点での喫煙場所の整備状況について検証するため、指定喫煙場所が周辺に設置されていない空白地帯の状況を視察したが、その際、いくつかの指定喫煙場所についてもその稼働状況、並びにパーティションや灰皿な

どの設備の状況を確認した⁶。

表 32 は、その中でも検討すべき課題があると判断した指定喫煙場所の状況をまとめたものである。

表 32 指定喫煙場所の稼働状況

指定喫煙場所 ※	状況
2 赤坂見附駅前	・通りに面しており人通りは多い。スペースが狭いため、定員 8 名と記されているが、20 人ほどが通りに溢れていた。
4 溜池山王駅 9 番出口	・交差点のため人通りは多いが、スペースが狭く、喫煙者が通りに溢れていた。
13 新橋駅前 SL 広場	・駅前で人通りは多いが、パーティションも低く、隙間が大きいため、煙が風に流されていた。
23 六本木駅 6 番出口	・交差点のため人通りは多い。しかし、スペースが極端に狭く、喫煙者が通りに溢れていた。 ※「麻布地区みなとタバコルール推進」の意見参照。
39 新一の橋交差点	・交差点のため人通りが多く、交差点と喫煙所の距離が近い。一方、パーティションの高さはあるが、隙間が大きく、川沿いの強風が吹くと煙が交差点の方まで流れてくる。
43 大門駅 A6 出口	・通りに面しており人通りは多いが、スペースが狭く、加えてパーティションの囲いが不十分のため、煙が路上まで流れている。
45 浜松町駅北口	・通りに面しており人通りは多いが、スペースが狭く、加えてパーティションの囲いが不十分のため、煙が路上まで流れている。
68 白金高輪駅 3 番出口前	・パーティションはしっかりしているが、スペースが狭いため、喫煙者が通りに溢れていた。

※ 指定喫煙場所の番号は「港区喫煙場所マップ 2020」の番号である。

このように、上記の多くの場所における課題はスペースの狭さに原因があると思われる。スペースの確保が一番難しいところであるが、「みなとタバコルール」を掲げている以上、忍耐強く場所探しを行っていく必要がある。

⁶ 視察は令和 2 年 8 月 31 日に行った。視察した指定喫煙場所は全部で 19 箇所である。

このほか、パーティションなどの設備の仕様について、指定喫煙場所の特性によって柔軟に変えていった方が良いと思われる場所もあった。特に、行き交う人の量が多く、風の強さや向きに特徴がある場合には、状況が許せば、従来のパーティションで喫煙場所を囲う方式よりも屋外密閉型の喫煙室のような完全な個室方式にすることも良いと考えられる。この屋外密閉型の喫煙室のメリットとしては、煙がほぼ完全に遮断されることと喫煙場所周辺での喫煙が少なくなることである。デメリットとして、用地の確保が容易でないことと設置費用の問題がある。

今後はその点についても情報収集し、費用対効果などを比較検討することは有意義であると考ええる。

また、視察時において指導員が精力的に業務を行っていた。区は毎月定例で、責任者から報告書を受けるときに、現状や課題を口頭で報告を受けるなど、意見交換を行っているが、今後も指導員の経験や知識を活用する必要がある。

2. 芝地区みなとタバコルール推進、麻布地区みなとタバコルール推進、赤坂地区みなとタバコルール推進、高輪地区みなとタバコルール推進、芝浦港南地区みなとタバコルール推進

（1）事業の概要

① 事業の概要

「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」で規定する「みなとタバコルール」に基づき、公共の場所での喫煙による迷惑の防止の取組を推進するとともに、各地区管内の指定喫煙場所の環境改善・管理を行う。

具体的な事業内容は、「みなとタバコルール」の周知・啓発及び指定喫煙場所の清掃にかかる業務委託と一部の指定喫煙場所の補修工事であるが、加えて総合支所によってはクリーンキャンペーンなどの街頭イベントの経費も本事業費の中から支出している。

② 事業費の推移

（芝地区）

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	34,266	35,039	37,961
決算額	33,950	34,733	36,723

（麻布地区）

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	14,499	14,615	14,586
決算額	14,098	14,180	14,419

（赤坂地区）

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	34,113	43,012	49,058
決算額	32,196	39,709	43,678

（高輪地区）

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	15,397	14,623	14,786
決算額	10,085	14,108	13,563

（芝浦港南地区）

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	42,618	40,333	41,769
決算額	40,682	40,305	41,742

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度決算額					主な内容
	芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦港南	
需用費	80	481	1,172	9	380	クリーンキャンペーン用消耗品の購入（赤坂）
役務費	—	—	33	—	—	クリーンキャンペーンのぼり等クリーニング（赤坂）
委託料	36,510	13,937	40,091	13,554	41,362	指定喫煙場所啓発・清掃等業務委託（全支所）
工事請負費	133	—	2,379	—	—	高橋是清翁記念公園指定喫煙場所移設工事（赤坂）
合計	36,723	14,419	43,678	13,563	41,742	

④ 指定喫煙場所清掃等業務

上記の「③ 事業費の主な内訳」に記載したとおり、本事業の事業費は多くの指定喫煙場所の清掃業務委託に充てられている。そこで、当該清掃業務委託の内容を各総合支所の契約ごとにまとめると次のようになる。

表 33 「みなとタバコルール」周知・啓発及び指定喫煙場所清掃等業務委託

区分	芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦港南
契約金額 A (円)	35,870,390	14,058,820	34,329,680	14,164,684	41,384,851
年間吸い殻 回収本数 B (本) ※1	20,590,646	1,709,927	8,181,692	2,311,595	14,290,840
清掃対象指定 喫煙場所数 C (箇所)	9	2 ※2	7 ※3	2 ※4	8
1 日当たり 清掃回数	平日：4 回 土：2 回	1 回	1 回	平日：3 回 土日祝： 2 又は 3 回	※5
一本回収するの に要した金額 A/B (円)	<u>1.74</u>	<u>8.22</u>	<u>4.20</u>	<u>6.13</u>	<u>2.90</u>
1 箇所清掃する のに要した金額 A/C (円)	<u>3,985,599</u>	<u>7,029,410</u>	<u>4,904,240</u>	<u>7,082,342</u>	<u>5,173,106</u>

※1 喫煙所周辺に落ちている吸い殻の回収分も含んだ総回収本数である。

※2 このほかに六本木交差点周辺の道路の清掃が含まれる。

※3 令和 2 年度は 2 ケ所閉鎖し 5 ケ所になっている。

※4 令和元年度においては、「白金高輪駅 3 番出口前指定喫煙場所」及び「京急品川駅高架下品達内指定喫煙場所」の 2 ケ所であり、それぞれ別契約で委託していた。表中の契約金額及び年間吸い殻回収本数は両契約の合計である。なお、令和元年度末に、「京急品川駅高架下品達内指定喫煙場所」が廃止され、令和 2 年度から新たに「高輪二丁目東海大学前指定喫煙場所」における清掃業務が実施されている。

※5 清掃回数は、委託事業者に一任している。

（出典：区提供資料より監査人作成）

（２）監査の結果

【指摘 1】 年度末における消耗品等の購入について（赤坂）

本事業は、その事業費の大部分を指定喫煙場所やその周辺の清掃業務にかか

る委託料が占めているが、このほかにもクリーンキャンペーンなどのイベントにかかる消耗品費などが計上されている。

その中で、令和2年3月11日（支出負担行為決裁日）に以下のような内容の支出がなされている。

表 34 令和2年3月11日支出のその他一般需用費の主な内容

品名	個数	単価	金額（税抜）
再生紙 A3	10 箱	2,700 円	27,000 円
再生紙 A4	13 箱	2,188 円	28,444 円
ファイルボックス	10 袋	2,380 円	23,800 円
宛名ラベル	3 冊	4,228 円	12,684 円
脚付両面ホワイトボード	2 台	30,700 円	61,400 円
衝立	2 台	37,010 円	74,020 円
アルミドローリー	5 台	7,000 円	35,000 円
その他	—	—	38,079 円
合計			300,427 円

（出典：契約締結伺内訳書より監査人作成）

表 34 の支出について、区では来年度以降のキャンペーンにおいて利用するとしている。支出内容を吟味すると、品名の中には予算要求書に記載のあるもの、すなわち予算要求段階から購入予定であったものもあり、一部については確かに令和2年度のキャンペーンにて利用する予定のものもあると考えられる。

一方で、原則論としては、令和2年度のキャンペーンに利用するものは令和2年4月以降に購入することが求められる。また、3月になってからの予算消化的な消耗品の購入はおおよそ不要な物品の購入を誘発しかねないので本来は避けるべきである。

加えて、令和元年度は2月以降新型コロナウイルス感染症の関係で3月のイベントが中止になっており、これにより余った予算を消化したのではないかと捉えられかねない。実際問題として、令和2年4月以降のイベントに向けて消耗品を購入したとしているが、令和2年4月以降も新型コロナウイルス感染症の影響でイベントは軒並み中止になっていることから、3月に早まって購入した物品は少なくとも令和2年度上期においては利用していない。

今後は、年度末の3月になって需用費の執行を行うのではなく、当該年度内の必要に応じた執行を心がける必要がある。

【意見1】 清掃のタイミングと頻度について（芝）

芝地区における「みなとタバコルール」周知・啓発及び指定喫煙場所清掃等業務委託は、主に芝地区における指定喫煙場所やその周辺の清掃業務の委託を行う事業であり、その実施の要領は以下のとおりである。

表 35 芝地区における指定喫煙場所等の清掃業務

指定喫煙場所		実施時間及び回数（平日）
新橋地区	新橋2丁目	午前7時、午前9時、午前11時、午後1時の計4回
	新橋駅前SL広場	
	新橋駅烏森口	
	桜田公園内	
田町地区	田町駅西口（2階）	午前7時、午前9時、午前11時、午後1時の計4回
	田町駅西口（1階）	
浜松町地区	大門駅A6出口	午前7時、午前9時、午前11時、午後1時の計4回
	浜松町駅北口	
虎ノ門地区	虎ノ門1丁目	午前7時、午前10時、午後1時、午後3時の計4回

（出典：実績報告書より監査人作成）

上記の要領を見ると、虎ノ門地区以外の3地区については、その実施する時間帯が午前中に偏っている。そこで、それぞれの吸い殻の回収本数を検討する。例示としたのは令和元年10月度の実施分である。

表 36 芝地区における指定喫煙場所等の吸い殻回収本数（10 月度月間本数）

（単位：本）

指定喫煙場所		実施時間帯			
		1 回目	2 回目	3 回目	4 回目
新橋地区	新橋 2 丁目	70,480	14,830	37,230	11,250
	新橋駅前 SL 広場	231,230	59,970	51,000	15,200
	新橋駅烏森口	184,360	55,870	44,790	12,780
	桜田公園内	102,560	38,530	30,800	9,570
田町地区	田町駅西口（2 階）	158,890	35,630	58,000	9,900
	田町駅西口（1 階）	143,140	32,420	34,090	9,790
浜松町地区	大門駅 A6 出口	90,250	28,550	23,240	9,240
	浜松町駅北口	133,690	37,420	29,780	12,430
虎ノ門地区	虎ノ門 1 丁目	102,480	22,230	34,790	6,820

※ 指定喫煙場所周辺に落ちている吸い殻の回収分は含まない。

（出典：実績報告書より監査人作成）

表 36 より、どの指定喫煙場所においても 1 回目清掃時の回収本数が多くなっている。これは前日の夜からの喫煙分が溜まっているからである。一方、4 回目は概して少ない。このことは、午後 1 時の清掃終了以降翌日の午前 7 時までの間に喫煙所を利用する人が多いということを意味する。

上述したとおり、虎ノ門地区以外の 3 地区では清掃を実施する時間帯が午前中に偏っているが、もう少し実施時間帯に幅をもたせて、全体的に実施時間帯が午後にも及ぶようにした方が合理的であると考ええる。

理由としては、本業務は単なる喫煙所の清掃にとどまらず、「みなとタバコルール」の周知・啓発活動を行うことも目的とされており、利用者が多い時間帯に清掃時間を確保した方が委託業務全体の効果が上がると考えるからである。「みなとタバコルール」の周知・啓発活動は、仕様書によると、『発注者が用意する啓発物等を使用し、指定喫煙場所周辺にて、歩行・路上喫煙者に「みなとタバコルール」の説明を行うとともに、指定喫煙場所の利用及び歩行・路上喫煙をやめる等の声かけ等を行う。』『発注者が用意する啓発 CD 等を CD ラジカセ等の機材を用いて、通行者等に「みなとタバコルール」の周知・啓発を下記（2）業務中（※指定喫煙場所の清掃業務のこと）に行う。』とされており、利用者が多い時間帯に清掃を実施する方が効果的であることは明白である。

また、清掃業務は指定喫煙場所の巡回や見回りの効果もあるため、灰皿やパーテーションなど備品や周辺のごみの状況を確認する機会を考えると、午後 1 時

から翌午前7時までの空白時間は短い方がよい。

仕様書によれば、「作業時間は、受注者が効果・効率がよい時間帯を事前調査し、発注者に承認を受け変更することができる。」とあることから、各指定喫煙場所に応じた最も効果的かつ効率的な清掃実施時間の設定を、受注者と相談することを検討する必要がある。

【意見2】 指定喫煙場所の設置について（麻布）

令和元年度における麻布地区「みなとタバコルール」清掃等業務委託の作業月報によると六本木地区の指定喫煙場所等において回収した吸い殻の本数は以下のとおりであった。

表37 六本木地区における指定喫煙場所とその周辺における吸い殻の回収本数

清掃場所		吸い殻の回収本数（年間）
六本木地区	指定喫煙場所	497,950 本
	六本木交差点周辺	605,520 本

（出典：実績報告書より監査人作成）

表37のとおり、六本木交差点周辺における吸い殻の回収本数が非常に多く、指定喫煙場所の回収本数を超えている。つまり、指定喫煙場所を利用せず（できず）に、周辺での路上喫煙が多くなっている状況である。

これについて、なぜこのような状況になるのか現地を視察することとした。その結果、「六本木駅6番出口」にある指定喫煙場所は、スペースが非常に狭いためではないかと考えられた。

実際に視察した時間帯は平日午後3時過ぎであったが、5人ほどの人が指定喫煙場所を利用していた。指定喫煙場所のパーティション内は2、3人ほどしか入れない広さのため、3、4人ほどの人は指定喫煙場所からはみ出して喫煙していた。

場所は、六本木交差点に面しており、夜ともなると相当の数の人が行き交う東京の繁華街の中心である。このため、この指定喫煙場所を目指してやってきた喫煙者がパーティション内に入れないことも多く、結果的にこの周辺で路上喫煙をしてしまい、せっかくの「みなとタバコルール」の趣旨が活きるどころか、指定喫煙場所周辺の飲食店の方など協力的であった方々に逆に迷惑をかける結果となりかねない。

指定喫煙場所となるスペースの確保が難しいのは理解できるが、小規模でも更にいくつかの指定喫煙場所の設置が急務である。

図2 六本木駅6番出口指定喫煙場所



（出典：令和2年8月31日監査人撮影）

3. 芝地区環境美化啓発、麻布地区環境美化啓発、赤坂地区環境美化啓発、高輪地区環境美化啓発、芝浦港南地区環境美化啓発

（1）事業の概要

① 事業の概要

本事業は、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」に基づく普及啓発、及び「各地区環境美化活動推進協議会」並びに「環境美化推進員」活動の運営経費として支出されるものである。また、清掃用具や着用品の貸出しや地域清掃の相談受付などによりその活動を支援している。

表 38 各地区環境美化推進委員と登録団体数の推移

地区	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
芝	環境美化推進員	655 人	807 人	791 人	706 人	407 人
	登録団体	12 団体	14 団体	14 団体	14 団体	12 団体
麻布	環境美化推進員	357 人	367 人	267 人	257 人	272 人
	登録団体	9 団体	9 団体	8 団体	8 団体	10 団体
赤坂	環境美化推進員	710 人	621 人	591 人	534 人	544 人
	登録団体	22 団体	23 団体	22 団体	20 団体	20 団体
高輪	環境美化推進員	194 人	206 人	206 人	187 人	179 人
	登録団体	10 団体	10 団体	10 団体	10 団体	10 団体
芝浦 港南	環境美化推進員	133 人	108 人	109 人	98 人	94 人
	登録団体	11 団体	9 団体	9 団体	9 団体	7 団体

（出典：区提出資料より監査人作成）

② 事業費の推移

（芝地区）

（単位：千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	3,551	3,454	2,335
決算額	3,174	2,544	2,244

（麻布地区）

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	287	287	190
決算額	276	286	189

（赤坂地区）

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	27	4	5
決算額	26	3	4

（高輪地区）

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	44	44	43
決算額	41	43	42

（芝浦港南地区）

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	210	210	210
決算額	208	209	206

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度決算額					主な内容
	芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦港南	
需用費	396	189	4	42	206	環境美化啓発活動用品の購入（芝、芝浦港南）
委託料	1,848	—	—	—	—	ガム痕除却等業務委託（芝）
合計	2,244	189	4	42	206	

（２）監査の結果

【指摘１】 年度末における消耗品等の購入について（芝）

本事業は、クリーンキャンペーンの際に道路のガム痕を除却する業務の委託にかかる費用が事業費の大部分を占めているが、このほかにも環境美化啓発活動にかかる消耗品費などが計上されている。

その中で、令和２年３月６日（支出負担行為決裁日）に以下のような内容の支出がなされている。

表 39 令和２年３月６日支出のその他一般需用費の主な内容

品名	個数	単価	金額（税抜）
丸筒	２組	2,100 円	4,200 円
乾電池	20 パック	1,400 円	28,000 円
清掃トング	50 本	240 円	12,000 円
落書き落としスプレー	50 本	3,300 円	165,000 円
スクレーパー	50 本	750 円	37,500 円
ゴミ袋	20 パック	270 円	5,400 円
台車	２台	24,640 円	49,280 円
合計			301,380 円

（出典：契約締結伺内訳書より監査人作成）

表 39 の支出について、区では来年度以降のキャンペーンにおいて利用するとしている。支出内容を吟味すると、品名の中で予算要求書に記載のあるもの、すなわち予算要求段階から購入予定であったものはゴミ袋のみであるが、品名からは確かに令和２年度のキャンペーンにて利用する予定のものもあると考えられる。

しかし一方で、原則論としては、令和２年度のキャンペーンに利用するものは令和２年４月以降に購入することが求められる。また、３月になってからの予算消化的な消耗品の購入はおおよそ不要な物品の購入を誘発しかねないので本来は避けるべきである。

加えて、令和元年度は２月以降新型コロナウイルス感染症の関係で３月のイベントが中止になっており、これにより余った予算を消化したのではないかと捉えられかねない。実際問題として、令和２年４月以降のイベントに向けて消耗品を購入したとしているが、令和２年４月以降も新型コロナウイルス感染

症の影響でイベントは軒並み中止になっていることから、3月に早まって購入した物品は少なくとも令和2年度上期においては利用していない。

今後は、年度末の3月になって需用費の執行を行うのではなく、当該年度内の必要に応じた執行を心がける必要がある。

【意見1】 清掃用具の貸出状況について（高輪）

本事業は概要に記載したとおり、登録団体などがその地域の清掃キャンペーンを開催する際に清掃用具の貸出を行う事業である。

表40は、最近5年間の清掃用具の貸出状況をまとめたものである。

表40 清掃用具の貸出状況（高輪地区）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
貸出回数	7回	5回	9回	6回	0回

（出典：区提出資料より監査人作成）

表40のとおり監査対象年度である令和元年度の貸出回数がゼロであった。これについては、明確な理由は考えられず偶然申請がなかった可能性もある。

平成30年度までの状況を見ると、概要に記載した登録団体10団体のうち、過去5年間毎年度貸出申請している団体はなく、申請するかどうかは各団体がその年度の状況によって決定しているようである。しかし、突然ゼロになるということに本当に理由がないかは今後確認し、本事業の遂行に支障があれば解決に向けて検討する必要がある。

4. 芝地区生活安全・環境美化活動推進事業、麻布地区生活安全・環境美化活動推進事業、赤坂地区生活安全・環境美化活動推進事業、高輪地区生活安全・環境美化活動推進事業、芝浦港南地区生活安全・環境美化活動推進事業

（１）事業の概要

① 事業の概要

本事業は、各地区の生活安全と環境を守る協議会の運営及び各種活動支援を行う事業である。

表 41 各地区の環境美化活動推進協議会

名称	令和元年度の主な活動内容（環境美化分野のみ）
芝地区生活安全・環境美化活動推進協議会	① 「芝地区クリーンキャンペーン～路上喫煙ゼロのまち！～」 （計 9 回、4,033 名参加） 芝地区内の主要駅周辺にて、午前 8 時 30 分から午前 9 時 30 分まで、清掃活動、喫煙マナーの啓発活動、放置自転車や路上看板への警告札貼付活動、ガム痕の除去活動、落書き消しなど実施。 ② 地域内の連携を図る取組 ア キャンペーンに 3 年間継続して年間 2 回以上参加した 10 の事業所等に感謝状を贈呈。 イ キャンペーンの会場に「地域交流スペース」を設置。参加事業所の紹介ポスター、町会・自治会の紹介地図、地域のイベント情報、みなとタバコルールの周知、防災情報などをパネルに掲載。 ウ 参加事業所に事務局の役割を分担
麻布地区の生活安全と環境を守る協議会	① 「クリーンアップキャンペーン～路上喫煙・放置自転車・落書きをなくそう」の実施 麻布十番駅周辺及び六本木駅周辺の路上喫煙、放置自転車及び落書きを無くすため、キャンペーンを実施。令和元年 11 月 14 日 麻布十番駅周辺 63 名参加 ② 「落書き消去活動」の実施 まちの環境美化及び犯罪の抑止を目的として、児童及び近隣町会・自治会等とともに実施。令和元年 12 月 9 日 南山小学校周辺 76 名参加

名称	令和元年度の主な活動内容（環境美化分野のみ）
赤坂青山安全・環境 美化推進協議会	① 「地域清掃活動」への参加 毎月第2・4金曜日 青山表参道商店会 毎月第2金曜日 青山三・四丁目商店会 毎月第2・4金曜日 青山外苑前商店街振興組合 毎月第3金曜日 青山一丁目町会 毎月第2・4水曜日 エスプラナード赤坂商店街振興組合 毎月第1金曜日 赤坂地区総合支所周辺 毎月第2火曜日 グリーンバード TBS 横 毎月15日 南青山一丁目町会 ② 「赤坂青山美しいまちマナーのまち」キャンペーンへの参加 ※（）内の人数は各キャンペーンの参加者数である。 4月25日赤坂駅（108名）5月30日溜池山王駅（126名） 5月31日青山一丁目駅（198名）6月27日赤坂見附駅（133名） 9月26日赤坂駅（81名） 9月27日表参道駅（90名） 10月17日溜池山王駅（121名）11月14日赤坂見附駅（105名） 12月12日赤坂駅（110名） 12月13日表参道駅（89名） 1月30日溜池山王駅（127名）1月31日青山一丁目駅（181名） ③ 落書き消去活動 落書き発見作業9回、落書き消去活動7回
高輪地区生活安全・ 環境美化協議会	① 環境美化活動・キャンペーン ・京急グループCSR活動支援 平成31年4月2日 327名参加 ・白金台・白金高輪駅周辺タバコマナー&クリーンアップキャンペーン 令和元年10月8日 88名参加 ・品川駅高輪口周辺タバコマナー&クリーンアップキャンペーン（みなとタバコルール斉キャンペーン） 令和元年11月14日 143名参加 ② 打ち水 ・あっぷリングたかなわ打ち水大作戦！2019 第一弾 令和元年7月27日 約80名参加 第二弾 令和元年7月30日 496名参加 第三弾 令和元年8月3日 約100名参加

名称	令和元年度の主な活動内容（環境美化分野のみ）
芝浦港南地区安全・美化協議会	① クリーンアップキャンペーン（地域清掃活動）
	令和元年5月23日 港南地区 116名参加
	令和元年6月13日 芝浦・海岸地区 189名参加
	令和元年9月19日 港南地区 76名参加
	令和元年10月10日 芝浦・海岸地区 134名参加
	令和元年12月5日 台場地区 65名参加
	② みなとタバコルール啓発活動 同上
	③ みなとタバコルール一斉キャンペーン 令和元年11月14日 品川駅港南口 57名参加

注：雨天や新型コロナウイルス感染症の影響によって中止されたものは掲載していない。

② 事業費の推移

（芝地区）

（単位：千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	7,403	7,184	7,028
決算額	5,859	5,991	5,673

（麻布地区）

（単位：千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	441	415	315
決算額	368	406	286

（赤坂地区）

（単位：千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	533	289	1,060
決算額	532	302	1,058

（高輪地区）

（単位：千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	1,338	1,597	1,317
決算額	1,262	1,296	1,296

（芝浦港南地区）

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	842	842	842
決算額	916	834	841

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度決算額					主な内容
	芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦港南	
職員手当等	412	—	—	—	—	クリーンキャンペーン当日 従事職員の時間外勤務手当 （芝）
需用費	4,046	286	1,058	1,022	841	クリーンキャンペーン啓発 用消耗品の購入（芝）
役務費	244	—	—	—	—	環境美化活動着用品のクリ ーニング（芝）
委託料	970	—	—	273	—	クリーンキャンペーン会場 設営等業務委託ほか（芝）
合計	5,673	286	1,058	1,296	841	

（２）監査の結果

【指摘 1】 年度末における消耗品等の購入について（高輪）

本事業の事業費には、イベントの運営支援業務の委託料などがあるが、それ以外はクリーンキャンペーンなど高輪地区生活安全・環境美化協議会が開催するイベントなどにかかる消耗品費などが計上されている。

その中で、令和 2 年 3 月 19 日（支出負担行為決裁日）に以下のような内容の支出がなされている。

表 42 令和2年3月19日支出のその他一般需用費の主な内容

品名	個数	単価	金額（税抜）
養生テープ	100 巻	315 円	31,500 円
軍手	20 袋	530 円	10,600 円
子ども用軍手	15 袋	1,000 円	15,000 円
ホワイトボード	1 台	42,000 円	42,000 円
ボールペン	30 本	375 円	11,250 円
使い切り手袋	2 梱	5,160 円	10,320 円
ショルダーバッグ	6 個	2,380 円	14,280 円
その他	—	—	28,995 円
合計			163,945 円

（出典：契約締結伺内訳書より監査人作成）

表 42 の支出について、区では来年度以降のキャンペーンにおいて利用するとしている。支出内容を吟味すると、品名の中で予算要求書に記載のあるもの、すなわち予算要求段階から購入予定であったものは軍手のみであるが、品名からは確かに令和2年度のキャンペーンにて利用する予定のものもあると考えられる。

しかし一方で、原則論としては、令和2年度のキャンペーンに利用するものは令和2年4月以降に購入することが求められる。また、3月になってからの予算消化的な消耗品の購入はおおよそ不要な物品の購入を誘発しかねないので本来は避けるべきである。

加えて、令和元年度は2月以降新型コロナウイルス感染症の関係で3月のイベントが中止になっており、これにより余った予算を消化したのではないかと捉えられかねない。実際問題として、令和2年4月以降のイベントに向けて消耗品を購入したとしているが、令和2年4月以降も新型コロナウイルス感染症の影響でイベントは軒並み中止になっていることから、3月に早まって購入した物品は少なくとも令和2年度上期においては利用していない。

今後は、年度末の3月になって需用費の執行を行うのではなく、当該年度内の必要に応じた執行を心がける必要がある。

Ⅳ 自然や生きものと共存できる、質の高い緑と水の保全・創出に関する事業

1. 生物多様性推進事業

（1）事業の概要

① 事業の概要

本事業は、港区生物多様性地域戦略に基づく自然や生きものと共存できるまちづくりを進めるため、生物多様性についての周知・啓発や生きもの観察会など生物多様性に関する様々な取組を行っている。

具体的には、「生物多様性みなとフォーラム」において「みなと生物多様性パネル展」の開催、小学生用副読本「Let's meet 夏の虫」を活用した生きもの調査「みんなと生きもの調査隊」（対象：区立小学校3・4年生）、「港区緑と生きもの観察会・調査会」、「学校プールのヤゴ救出観察会」、「学校ビオトープづくり支援」などを行っている。

「港区緑と生きもの観察会・調査会」は、身近な公園等で生きものについて学ぶ区民対象のイベントであり、令和元年度は、第六台場や鳥の島に生息するウヤサギ類などの野鳥を、船から観察・調査するバードウォッチングを実施した。

「学校プールのヤゴ救出観察会」は、小学校の屋外プールに生息しているヤゴを、プール清掃で流されてしまう前に救出してトンボに羽化するまでを観察するイベントであり、令和元年度は、御成門小学校・芝小学校・東町小学校の3校で実施し、ギンヤンマやアカトンボ類など総計1,000匹近くのヤゴを救出した。

「学校ビオトープづくり支援」は、教育機関のビオトープの維持管理や整備に対して、専門家を派遣し指導・アドバイスを行うものであり、令和元年度は、小学校・保育園・児童館等8施設で実施した。

そのほか、生物多様性推進事業支援業務として、以下の業務を委託している。

表 43 生物多様性推進事業支援業務の委託内容

区分	内容
生物多様性保全・再生の重点箇所管理・運営方法の検討支援 ・重点箇所における生物現況調査 ・重点箇所の課題整理及び管理・運営方法の作成	重点箇所（高輪森の公園樹林、亀塚公園ビオトープ、港南緑水公園自然観察池、芝浦中央公園湿生花園）における管理・運営方法を検討するための支援
エコロジカルネットワーク ⁷ の評価手法の検討支援	エコロジカルネットワークの形成の進捗具合を確認するための評価・モニタリング手法の検討支援
化学農薬使用抑制支援	化学農薬を使わない緑地等の適切な管理を実現するための取組等についての提案

② 事業費の推移

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	7,489	9,351	13,136
決算額	6,739	7,538	8,204

⁷ 生きものが移動できるように、生きものの生息拠点となる緑地が小規模な緑地や街路樹などでつながれた状態にある生息地のネットワークのこと。生態系ネットワークともいう。

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	341	「小学生用副読本（Let's meet 夏の虫）」 ほかの印刷
委託料	7,763	生物多様性推進事業支援業務委託 3,025 緑と生きもの観察調査会開催等支援業務 委託 1,573 「生物多様性みなとフォーラム」開催支援 業務委託 1,072 学校プールのヤゴ救出観察会支援業務委 託 1,047 学校ビオトープづくり支援業務委託 1,045
使用料及び賃借料	99	船舶借り上げ
合計	8,204	

（２）監査の結果

【指摘１】 生物多様性推進事業支援業務委託の成果品の記載内容等の確認徹底
について

生物多様性推進事業支援業務委託においては、以下の成果品を提出するよう
仕様書に定めがある。

仕様書より抜粋

6 成果品の提出 以下の成果品を提出すること。 (1) 重点箇所の生物現況調査報告書 (2) 重点箇所の生物現況調査報告書概要版 (3) 重点箇所管理・運営方法 (4) エコロジカルネットワークの評価手法等提案書 (5) 化学農薬使用抑制のための提案書 (6) 業務完了までの打合せ議事録及び関係資料
--

成果品を確認したところ、下記のとおり、成果品のタイトルが仕様書と一致していなかった。成果品は、上記（1）から（6）に相当するものではあったが、仕様書で求めている成果品として提出させる必要がある。

表 44 成果品のタイトルの相違

仕様書	実際の提出物
重点箇所の生物現況調査報告書	生物多様性を高める自然環境の保全・再生の重点箇所における生物現況調査報告書
重点箇所の生物現況調査報告書概要版	生物多様性を高める自然環境の保全・再生の重点箇所における生物現況調査報告書概要版
重点箇所管理・運営方法	生物多様性を高める自然環境の保全・再生の重点箇所における管理・運営方針（以下、「管理・運営方針」という。）
エコロジカルネットワークの評価手法等提案書	エコロジカルネットワークの評価手法に関する提案書
化学農薬使用抑制のための提案書	化学農薬使用抑制に関する提案書
業務完了までの打合せ議事録及び関係資料	打合せ記録簿

（出典：仕様書及び成果品より監査人作成）

また、成果品のタイトル以外にも、記載不備等が多数みられた。

例えば、報告書文中の参照ページが誤っていたり、目次のページが誤っていたりしていた。また、管理・運営方針においては、「水生植物と水生植物がバランスよく生育し……」といった記載や「ヒメガマ」と記載すべきところを異なる水生植物である「ガマ」と記載するなど、誤った内容の記載がみられた。

そのほか、管理・運営方針の記載内容に不十分な点がみられた。管理・運営方針は、以下のような構成となっており、重点箇所ごとの課題を整理し、重点箇所の管理・運営方法を記載することとなっている。

管理・運営方針より抜粋

1. 概要
2. 重点箇所が存在する公園の基礎データ
3. 管理・運営に関する問題点と課題
4. 重点箇所における管理・運営方針

しかし、「3. 管理・運営に関する問題点と課題」において、現状や現在の管理方法が列挙されているだけの重点箇所があり、問題点と課題が記載されていなかった。問題点と課題が明確になっていないことから、当然ながら「4. 重点箇所における管理・運営方針」は、問題点と課題を解決するための管理・運営方法についての記載となっていない状況であった。

以上のとおり、生物多様性推進事業支援業務委託の成果品について、記載不備が多く、記載内容も不十分であった。したがって、今後は成果品の記載内容等の確認を徹底する必要がある。

【指摘2】 化学農薬使用抑制に関する提案書の提出遅延について

上記指摘1で記載したとおり、生物多様性推進事業支援業務委託の成果品として、「化学農薬使用抑制に関する提案書」を提出することとなっている。

提出期限については、仕様書で下記のとおり示されている。

仕様書より抜粋

(3) 化学農薬使用抑制支援

区民や区内事業者が、化学農薬を使わない緑地等の適切な管理を実現するための取組について、「食」、「子ども・子育て」、「働きかた」の各視点から、地域や世帯などターゲットに応じた具体的な方法を8月下旬までに提案すること。

このとおり、化学農薬使用抑制に関する提案書の提出期限は8月下旬となっているが、提出期限後の令和元年9月に提出されていた。

今後は、提出遅延とならないよう留意する必要がある。

【意見1】 緑と生きもの観察調査会のキャンセル対応策の検討について

令和元年度の「港区緑と生きもの観察会・調査会」は、平成30年度に引き続き、第六台場や鳥の島に生息するウヤサギ類などの野鳥を船から観察・調査する

バードウォッチングであり、緑と生きもの観察調査会開催等支援業務委託により行っている。

平成30年度は、参加費500円としたところ、定員30名に対して、応募者数が20名、当日参加者数は16名であった。令和元年度は、参加費無料としたところ、定員30名を超える41名の実参加者があったため、抽選を行った上で、定員の30名を参加予定者とした。しかし、当日参加者は20名であり、事前欠席連絡3名、当日キャンセル7名（うち2名は同伴予定者から欠席の旨の連絡あり）と10名がキャンセルした。

キャンセル者が参加予定者の3分の1（平成30年度は5分の1）も生じたことを考慮すると、生物多様性に関する普及・啓発への効果が不十分であるといわざるを得ない。結果として、参加したくても参加できなかった区民（令和元年度に抽選に漏れた者）が11名いたことから、生物多様性に関する普及・啓発への効果を上げる意味においても、対応を検討する必要がある。例えば、今後、同様の事業を実施する際には、抽選後に事前キャンセルの連絡があった場合、抽選に漏れた者に連絡し、あらためて参加の可否について確認するようなキャンセル待ち等の救済措置を取ることも考えられる。

また、船上バードウォッチングでは、緑と生きもの観察調査会等開催支援の委託料（約157万円）だけでなく、船舶借り上げ（約10万円）の費用も生じている。参加者が定員に満たなかったことを考慮すると、費用対効果が想定よりも低くなったといえる⁸。

したがって、今後同様の事業を実施する際、キャンセル対応策の検討を行い、参加人数を確保して、生物多様性に関する普及・啓発への効果を上げる必要がある。

【指摘3】 緑と生きもの観察調査会実施報告書の記載内容の確認徹底について

上記意見1で記載したとおり、令和元年度の「港区緑と生きもの観察会・調査会」は、緑と生きもの観察調査会開催等支援業務委託により、バードウォッチングを行っている。

本委託業務の報告書である「緑と生きもの観察調査会実施報告書」（以下、「実施報告書」という。）を確認したところ、表45のとおり、参加人数（参加予定者）の記載が、当日の受付表の記載と整合していなかった。

⁸ 単純計算で、参加者一人当たり費用想定約5万円であったが、キャンセルにより約8万円となった。

表 45 参加人数の相違

区分	内容
実施報告書	参加人数：14 組 20 名（参加予定者 19 組 41 名）
当日の受付表	参加人数：13 組 20 名（参加予定者 19 組 30 名）

実際の参加人数（参加予定者）は、当日の受付表のとおりであり、緑と生きもの観察調査会実施報告書の記載内容が誤りであった。

今後は、実施報告書の記載に誤りがないよう、確認を徹底する必要がある。

【意見 2】 みなと生物多様性パネル展の効果的な開催について

区内事業者等の生物多様性に関する活動や取組を広く一般に周知・啓発するために、みなと生物多様性パネル展（以下、「パネル展」という。）を開催している。平成 29 年度以降のパネル展の開催概要は、表 46 のとおりである。

表 46 パネル展の開催概要

年度	開催時期	開催場所
平成 29 年度	3 月 1 日～3 月 8 日	みなとパーク芝浦 1 階アトリウム 及び喫茶前広場
	3 月 9 日～3 月 19 日	区役所 1 階ロビー
平成 30 年度	3 月 1 日～3 月 18 日	みなとパーク芝浦 1 階アトリウム 及び喫茶前広場
令和元年度	2 月 18 日～3 月 1 日	みなとパーク芝浦 1 階アトリウム 及び喫茶前広場

（出典：仕様書より監査人作成）

このとおり、パネル展を平成 29 年度は 2 か所で開催したものの、毎年度同じ場所で開催しており、開催時期もほぼ同じである。しかし、パネル展の認知度については、アンケート結果からは高いとはいえない。具体的には、『「パネル展」は何で知りましたか』との質問に対して、「たまたま施設に来て」との回答が 92.9%と多数を占めており、パネル展自体を目的とした来場者は少なかった。

区内事業者等の生物多様性に関する活動や取組を広く一般に周知・啓発するというパネル展の開催目的をより効果的に果たすためには、少しでも多くの区民がパネル展に来場してもらう工夫が必要である。現状、パネル展の開催場所がみなとパーク芝浦に固定化されていることから、芝浦港南地区以外の区民がパネル展に来場する機会は少ないと考えられる。

したがって、例えば、他地区でも開催するなどして、より多くの区民の目に触れるようにするなど、パネル展の効果的な開催方法について検討する必要がある。

【意見3】 学校ビオトープづくり支援の適時追加実施の検討について

小鳥や昆虫など身近な生きものが住める空間（ビオトープ）は、身近な場所で生きものを観察し、ふれあうことにより生物多様性の大切さを学ぶことができることから、公園や児童遊園のほか、学校等の教育機関にもつくられている。

学校ビオトープづくり支援は、学校、保育園、児童館等の教育機関のビオトープの維持管理や整備に対して、専門家を派遣し指導・アドバイスを行うものであり、学校ビオトープづくり支援業務委託により行っている。

ビオトープ専門家の派遣対象施設は、仕様書において、8施設に最大10回派遣する旨が示されている。

学校ビオトープづくり支援業務委託報告書によると、令和元年度は、表47のとおり、8施設に延べ9回訪問しており、1回当たり、1時間から2時間程度のビオトープの維持管理や整備に対する指導・アドバイス等を行っている。

表47 ビオトープ専門家の派遣対象施設及び訪問年度

No.	施設	訪問年度
1	芝小学校	平成28～30年度、令和元年度
2	芝公園保育園	平成29,30年度、令和元年度
3	青山児童館	令和元年度（観察会を実施）
4	麻布保育園	平成30年度、令和元年度
5	青南幼稚園	平成29年度、令和元年度
6	青南小学校	平成29年度、令和元年度（観察会も実施）
7	三光幼稚園	平成29年度、令和元年度
8	東町小学校	令和元年度

（出典：学校ビオトープづくり支援業務委託報告書より監査人作成）

表 47 の訪問年度を見ると、令和元年度の派遣対象施設 8 施設のうち 6 施設については、平成 30 年度以前にも訪問実績があり、学校ビオトープづくりの支援を継続的に受けている。一方で、一度も学校ビオトープづくりの支援を受けていない学校等施設もある。これは、施設や担当教員により、学校ビオトープづくりへの取組に対する関心の深さが異なることが一因と考える。

現状では、仕様書において、ビオトープ専門家の派遣対象施設を年度当初に確定していることから、年度途中で派遣対象施設を追加することは想定されていない。この点、学校ビオトープづくりに関心のある教員が異動した場合など、年度途中で学校ビオトープづくりの支援を希望する可能性もあることから、希望する学校等施設が適時に支援を受けられるようにすることが望ましいと考える。

したがって、派遣対象施設をあらかじめ限定するのではなく、例えば、派遣により費やした工数等の実績に基づいて委託料を支払う単価契約とすることなどにより、希望する学校等施設が学校ビオトープづくりの支援を適時に受けることができる方法を検討する必要がある。

2. みどりの活動員活動支援

（1）事業の概要

① 事業の概要

港区みどりの活動員制度は、港区みどりを守る条例第20条に基づき、区民協働によるみどりの保全と創出活動を推進するため、みどりに関する情報提供や区の緑化事業への協力に加え、自ら緑化活動を行う区民及び事業者をみどりの活動員等として認定し、みどりの活動員等による緑地の維持管理や知識の普及・啓発活動を支援する制度である。

具体的には、みどりの活動員等による公共性の高いみどりに関する自主活動に対して、維持管理活動に必要な用具の貸与と資材等物品の支給、1団体年間20万円3か年を限度に助成金の交付と技術的な支援を行っている。

みどりの活動員等認定数実績は表48のとおりである。

港区みどりを守る条例より抜粋

（みどりの活動員等）

第二十条 区長は、みどりの保全及び創出に関する活動を行う区民又は団体をみどりの活動員又はみどりの活動団体（以下「みどりの活動員等」という。）として認定することができる。

2 みどりの活動員等は、区の施策に協力するとともに、みどりの保全及び創出に関する活動及び知識の普及に努めなければならない。

表48 みどりの活動員等認定数実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
みどりの活動員等認定数	5団体	4団体	5団体	5団体	4団体

② 事業費の推移

（単位：千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	60		60
決算額	59		—

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
—	—	—
合計	—	

（２）監査の結果

【意見１】 みどりの活動員等の活動支援の促進について

令和元年度現在、みどりの活動員等に認定されているのは、4 団体のみである。本事業の助成制度は 1 団体あたり 3 か年を限度としているが、現在、認定されている 4 団体は既に 3 か年の助成期間が経過しており、助成対象外となっている。平成 29 年度に新規で認定された 1 団体は 3 年目であった令和元年度に更新しなかったため、令和元年度は本事業の助成対象団体がなかった。

そのため、現在、認定しているみどりの活動員等は、全て助成対象団体ではなく、みどりの活動員等が行う公益性の高いみどりに関する自主活動へ助成することができない状況である。みどりの活動員等は、港区緑と水の総合計画において、緑と水を育てる担い手として期待され、また、港区環境基本計画において、区民協働によるみどりの保全と創出活動の担い手として期待されている。

区民協働による緑の保全・創出を推進していくのであれば、みどりの活動員等の活動支援を促進するため、助成制度のあり方も含めた支援策を検討する必要がある。

3. 水防対策

（1）事業の概要

① 事業の概要

本事業は、渋谷川・古川流域の治水事業を総合的に推進するものであり、浸水ハザードマップの作成や雨水流出抑制施設設置の指導等を行っている。

近年、ヒートアイランド現象の影響等による局地的集中豪雨が頻発し、都市型水害が問題となっており、区内でも、古川沿いの低地部、台地斜面下部の谷等で浸水被害が発生している。そこで、集中豪雨による被害を軽減するため、区は、民有地及び公園等における雨水流出抑制施設の設置を推進し、雨水の地下浸透を促進している。

具体的には、表49のとおり、建築物の新築や建替え時などにおいて、建築計画にあわせて、雨水流出抑制施設の設置の指導を行っている。

表49 雨水流出抑制施設設置指導の概要

設置対象	・ 250 m²以上の敷地において実施する、個人、民間企業等の建築物の新築、増改築及び駐車場の新設、増設、改修の事業主 ・ 国、都、区、公社等が実施する公共的な事業
根拠法令等	水防法第15条 渋谷川・古川流域豪雨対策計画
設置指導数	平成29年度 124件 平成30年度 127件 令和元年度 137件

② 事業費の推移

（単位：千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	14,174	14,724	18,316
決算額	13,868	14,217	26,117

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	4,294	港区浸水ハザードマップ印刷ほか
役務費	4,070	港区浸水ハザードマップの全戸配布業務委託
委託料	17,652	雨水流出抑制施設設置指導業務委託 8,933 古川等河川管理施設点検業務委託 5,720
負担金、補助及び交付金	100	東京都総合治水対策協議会負担金
合計	26,117	

（２）監査の結果

【意見１】雨水流出抑制施設設置に係る計画書への対応について

区は、雨水流出抑制施設設置指導業務を株式会社 NJS・E&M に委託している。委託内容は、「港区雨水流出抑制施設設置指導要綱」に基づき区職員が行う申請書類の内容確認や、現場における図面との照合確認等を補助するものである。

雨水流出抑制装置を設置する事業者（以下、「設置者」という。）は、区に計画書を提出する必要がある。この計画書は、設置者が作成しており、雨水流出抑制施設設置指導業務委託契約（以下、「指導業務委託契約」という。）により、同委託契約の受託事業者がチェックを行い、指摘事項がある場合にはそれを区に報告している。区は、受託事業者から報告された指摘事項を確認し、それを設置者に示している。

設置者から提出された計画書には指摘事項が多数見受けられた。例えば、令和2年3月をみると、28件の計画書が提出されているが、そのうちの27件に何かしらの指摘事項が示されている。

区は、設置者が事前相談のために区役所等を訪れた際に計画書の提出が必要なことを伝え、計画書を作成するにあたっては事前に雨水流出抑制チェックリスト（以下、「チェックリスト」という。）による確認を行い、提出書類に不備がないよう求めている。チェックリストは区ホームページよりダウンロード可能で、区も事前相談に訪れた設置者に対しては、区ホームページよりダウンロードして確認するよう伝えているとのことである。しかしながら、指摘事項の中には、設置者がチェックリストを十分に確認していないのではないかと思われる事案が見受けられ、チェックリストをダウンロードしていない事業者も少なからず

存在している可能性が考えられる。

チェックリストの未確認を防ぐためにも、チェックリストは出力したものを設置者に渡すことが望ましい。

現在は、指導業務委託契約により受託事業者が計画書のチェックを行っている。計画書の不備が多くみられる現状では、チェックを外部に委託することはやむを得ないが、計画書の不備は設置者の責に帰すべきもので、本来は、区がコストをかけて対応すべきものではない。

区においては、設置者が作成する計画書の品質の向上を図るべく対応していく必要がある。

【意見2】古川等河川管理施設点検業務委託への対応について

区は、河川管理施設の出水期前点検として、変状の発見、変状の種別の分類、施設健全度の把握、応急処置の必要性を判断することを目的として、下記対象地域の点検を委託している。

- ・古川（流路延長 約 4.3 km）
- ・古川支流（流路延長 約 0.4 km）
- ・汐留川（流路延長 約 0.1 km）

受託事業者は点検の結果を取りまとめ、区に報告している。受託事業者から提出された補修計画では、評価 d の箇所について、大きな機能回復は困難であると考えられ、応急対策として考えられる補修方法の検討結果が示されている。

そこで、補修計画を受けて、評価 d の箇所について、その後、区がどのような対応を図ったのかを確認したところ、令和2年10月2日時点の状況は表50のとおりであった。

表 50 古川等河川管理施設点検業務委託

点検No.	水系名	対応（予定）日	対応内容の概要
1005	古川水系	未定（都による対応）	東京都へ対応を依頼済
1006	古川水系	未定（都による対応）	東京都へ対応を依頼済
1008	古川水系	未定（都による対応）	東京都へ対応を依頼済
2035	古川水系	未定（都による対応）	東京都へ対応を依頼済
2036	古川水系	未定（都による対応）	東京都へ対応を依頼済
1003	古川水系	未定（都による対応）	東京都へ対応を依頼済
1004	古川水系	未定（都による対応）	東京都へ対応を依頼済
1005	古川水系	未定（都による対応）	東京都へ対応を依頼済

上表の箇所はいずれも、具体的な対応を図るのは東京都であるが、応急対策は取られていない状況であった。

点検の結果、応急対策が示された箇所については、港区は東京都へ対応を依頼しているが、その後の状況について東京都に定期的に確認し、対応の進捗状況を把握しておく必要がある。

4. 芝地区保護樹木・樹林助成、麻布地区保護樹木・樹林助成、赤坂地区保護樹木・樹林助成、高輪地区保護樹木・樹林助成、芝浦港南地区保護樹木・樹林助成

（１）事業の概要

① 事業の概要

港区みどりを守る条例に基づき、区内にある一定基準以上の樹木・樹林を守り、健全に育てていくため、所有者や管理者から申請を受け、保護樹木・保護樹林（以下、「保護樹木等」という。）の指定をしている。

令和２年３月３１日現在、地区別の保護樹木等の指定数は表５１のとおりである。

表５１ 地区別の保護樹木・樹林の指定数（令和２年３月３１日現在）

区分		芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦港南	５地区計
樹木	指定件数	１５件	３８件	２５件	４７件	２件	１２７件
	指定本数	１０９本	１８２本	９２本	２６５本	１６本	６６４本
つる性 樹木	指定件数	０件	０件	０件	１件	０件	１件
	指定本数	０本	０本	０本	１本	０本	１本
樹林	指定件数	９件	６件	４件	９件	０件	２８件
	指定面積	４４,６７１㎡	１４,３１８㎡	３１,１２８㎡	１８,４５７㎡	０㎡	１０８,５７４㎡
生け垣	指定件数	３件	３件	４件	９件	１件	２０件
	指定延長	４１７.６ｍ	１３８.６ｍ	４６１.２ｍ	５１８.９ｍ	１０７.０ｍ	１,６４３.３ｍ

保護樹木等については、標識を設置し、維持管理に要する費用の一部を補助している。指定基準及び年間補助金額は表５２のとおりである。

また、樹木による事故で損害が発生したときに、管理者の負担を軽減するため、区が樹木保険に加入している。

表 52 指定基準及び年間補助金額

区分	指定基準	年間補助金額	
樹木	・ 樹木は地上 1.2mの高さで幹の周囲が 1.0m 以上のもの ・ 株立した樹木で高さが 3m以上のもの	1 本目	7,500 円
		2 本目以降 1 本につき	5,500 円
	・ つる性の樹木で枝葉面積 20 m ² 以上のもの	20 m ² 以上 30 m ² 未満	3,000 円
		30 m ² 以上 20 m ² 増すごとに	1,000 円を加算
樹林	・ 樹林面積が 200 m ² 以上のもの	200 m ² 以上 1,000 m ² 未満	40,000 円
		1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	50,000 円
		2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	60,000 円
		3,000 m ² 以上	70,000 円
	・ 生け垣の長さが 20m以上のもの	20m以上 25m未満	10,000 円
		25m以上 5mを超えるごとに	2,000 円を加算

※ 補助金額は一所有者又は一管理者毎に年額 7 万円を限度とする。

② 事業費の推移

（芝地区）

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	1,186	1,169	1,170
決算額	1,089	1,140	1,471

（麻布地区）

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	1,382	1,398	1,470
決算額	1,323	1,308	1,304

（赤坂地区）

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	874	874	909
決算額	813	874	832

（高輪地区）

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	2,060	2,031	1,993
決算額	1,904	1,940	1,888

（芝浦港南地区）

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	87	87	85
決算額	23	112	121

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度決算額					主な内容
	芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦港南	
需用費	298	—	—	—	—	保護樹木・保護樹林標識の購入
委託料	14	—	—	14	—	保護樹木の新規調査及び点検調査業務委託
役務費	18	30	16	47	2	保護樹木施設賠償責任保険料
負担金、補助及び交付金	1,140	1,274	816	1,826	119	保護樹木・樹林補助金
合計	1,471	1,304	832	1,888	121	

（２）監査の結果

【指摘 1】 保護樹木等台帳の管理について（芝・麻布・赤坂・高輪・芝浦港南）

港区みどりを守る条例第 8 条で保護樹木等に関する台帳を作成しなければならないとされ、港区みどりを守る条例施行規則（以下、「施行規則」という。）第 5 条で台帳の記載事項が列挙され、第 3 号様式で保護樹木・樹林指定台帳（以下、「台帳」という。）の様式が示されている。施行規則第 5 条第 2 項では、「台帳への記載は、電磁的記録をもつて行うことができる。」とされているが、区担当者に確認したところ、紙を正式な台帳として管理しているとのことであった。

各総合支所の台帳を確認したところ、芝地区総合支所では、施行規則第3号様式を使用しておらず、指定年月日の欄がない様式の台帳で管理していた。麻布地区総合支所、赤坂地区総合支所及び芝浦港南地区総合支所では、施行規則第3号様式が使用されていた。高輪地区総合支所では、やや様式が異なるものの、施行規則第5条の記載事項は全て満たしている様式の台帳で管理していた。

また、文書保存期限の関係から過去の保護樹木・樹林異動届や保護樹木・樹林指定解除申請書が保存されていない保護樹木等も散見された。指定解除が行われた場合、台帳では二重線で削除し、指定解除日が記載されているものもあれば、二重線で削除しているのみで、指定解除申請書も綴じられておらず、指定解除日が分からない保護樹木等も散見された。また台帳の指定番号が誤っている保護樹木等も散見された。

なお、紙の台帳とは別に、現状の保護樹木等の指定状況を把握するため、環境課及び各総合支所共有フォルダ内に表計算ソフトで作成したファイル（以下、「ファイル」という。）も作成している。

サンプル抽出した保護樹木等について、このファイルと紙の台帳とを突合したところ、紙の台帳の指定番号が誤っていたもの、ファイルに指定解除された保護樹木等が残っていたもの、ファイルでは抹消されているが台帳に残っているものがあり、実際の保護樹木等の指定状態と乖離しているものが散見された。

以上のように、紙の台帳でもファイルでも現状で指定されている保護樹木等と完全には一致していないため、台帳を正しく整備する必要がある。

港区みどりを守る条例より抜粋

（台帳）

第八条 区長は、保護樹木等に関する台帳を作成し、前条第一項の規定により保護樹木等を指定したときは、これに記録しなければならない。

港区みどりを守る条例施行規則より抜粋

（台帳の記載事項）

第五条 条例第八条に規定する台帳には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 所有者等の氏名及び住所
- 二 指定番号及び指定年月日
- 三 所在地
- 四 イ 樹木については、樹種及び幹の周囲
ロ 樹林については、主な樹種及び面積
ハ 生け垣については、その長さ

ニ	株立ち樹木については、樹種及び高さ
ホ	つる性樹木については、枝葉の面積
五	位置図
六	その他必要な事項
2	前項の規定による台帳への記載は、電磁的記録をもつて行うことができる。
3	第一項の規定による台帳への記載は、条例第十四条の規定による指定の解除があるまで保存するものとする。

【意見1】 保護樹木等の現況確認依頼について（芝・麻布・赤坂・高輪・芝浦港南）

区では、港区みどりを守る条例第6条に基づき、概ね5年ごとに港区みどりの実態調査を実施している。保護樹木等についても調査対象となっており、平成19年3月港区みどりの実態調査（第7次）までは、保護樹木等について全件調査していた。しかし、みどりの実態調査（第8次）以降では新規指定分のみを実態調査しているのみであり、既存指定分の保護樹木等の実態調査は実施されていない。

港区みどりを守る条例第11条では「保護樹木等の所有者等に対し、保護樹木等の枯死又は損傷の防止その他の保全について、必要な指導をしなければならない。」とある。そのためには、保護樹木等の現況を把握していなければならないが、保護樹木等の指定数は、700件超あり、区担当者が全件調査することは非常に困難である。

したがって、保護樹木等の所有者に、毎年度、標識の有無や老朽化状況などの現況確認を依頼することで、現況を把握しておく必要がある。またその際、樹木医による点検も行うことができることも周知し、保護樹木等の保全に努める必要がある。

港区みどりを守る条例より抜粋

（基本方針の策定及び調査）

第六条 区長は、みどりの保全及び創出に関する基本方針を策定するとともに、おおむね五年ごとに緑被の状況等みどりの実態調査を行い、これを公表しなければならない。

（指導）

第十一条 区長は、保護樹木等の所有者等に対し、保護樹木等の枯死又は損傷の防止その他の保全について、必要な指導をしなければならない。

【意見2】 保護樹木等の点検履歴の把握について（芝・麻布・赤坂・高輪・芝浦港南）

区では、平成25年から、保護樹木等の管理・育成の支援策として、樹木医による樹木診断を実施している。樹木医による樹木診断後は、樹木点検カルテが提出され、概ね保護樹木等の台帳ごとに綴られている。しかし、樹木医による樹木診断を実施した対象保護樹木等、実施時期、実施結果については、すぐに把握できる状態となっていない。

枯死又は損傷のおそれがある保護樹木等を全件把握することは困難であるし、把握した保護樹木等の樹木診断を一度に行うことは困難である。したがって、保護樹木等の点検履歴等の状況を、一覧等により総覧できる状態にしておく必要がある。また、所有者による現況確認も踏まえて、保護樹木等の保全のため、計画的に保護樹木等の点検を所有者に勧める等、保護樹木等の保全に関する指導につなげる必要がある。

【意見3】 保護樹木等標識の在庫管理について（芝・麻布・赤坂・高輪・芝浦港南）

令和元年度に芝地区総合支所では、予算流用により、保護樹木標識を72枚、保護樹林標識を1枚購入している。購入金額は、保護樹木の標識が1枚あたり3,500円（税抜）、保護樹林の標識が1枚あたり19,800円（税抜）であった。

これは予算編成時には、標識の在庫があるため予算措置をしなかったが、平成30年度に保護樹木指定申請が2件あり、令和元年度は新規の保護樹木申請が11件、追加の保護樹木申請が1件の合計12件の新規の保護樹木指定を行ったところ、標識が不足することが判明したための購入である。また、新規の標識のほかに、既に保護樹木に指定した樹木の標識が劣化し、交換しなければならない標識があることも判明したために購入したものである。

標識の在庫管理表は作成しておらず、急な保護樹木等の指定申請時に対応ができない場合もある。総合支所間で標識の融通もしているとのことであるが、標識の管理状況が把握できておらず、口頭等での在庫確認が必要な状況である。

現在の標識の個数を把握できれば、急な指定申請や老朽化した標識や破損した標識の架け替えに備えた事前の予算要求も可能となる。また、標識の在庫管理表を共有フォルダで管理をすれば、他の総合支所の在庫も確認することができ、急な指定申請に対しても総合支所間で融通ができる。

以上より、簡単な受払簿でも構わないので、標識の在庫管理表を作成し、保護

樹木等の標識の在庫情報を共有する必要がある。

港区みどりを守る条例より抜粋

（標識の設置）

第九条 区長は、第七条第一項の規定により保護樹木等を指定したときは、区規則で定めるところにより、これを表す標識を設置するものとする。

【意見4】 特別保護樹木・樹林制度の活用推進について

平成21年度に、区のみどりの象徴としてふさわしいと認める保護樹木等について、所有者等からの申請に基づき、特別に保護し、育成すべき保護樹木等（以下、「特別保護樹木等」という。）を指定することができる特別保護樹木等の指定制度が創設されたが、令和2年度現在でも特別保護樹木等に指定されたものは1件もない。

現状の制度では、保護樹木等でも、特別保護樹木等でも補助金額に差はなく、所有者が特別保護樹木等に指定申請をする動機づけとなっていない。むしろ所有者が特別保護樹木等の指定解除の申請をした場合、港区みどりを守る条例では区長が当該特別保護樹木等の保存を所有者に要請することができ、所有者の都合で指定解除することができないこともあり、特別保護樹木等に指定申請をしない要因となっている可能性がある。

区のみどりの象徴としてふさわしいと認める保護樹木等について、所有者等が率先して特別保護樹木等に指定申請することができるよう補助制度を改正するなど、特別に保護し、育成すべき保護樹木等の保全を推進する必要がある。

港区みどりを守る条例より抜粋

（特別保護樹木等の指定等）

第十五条 区長は、区のみどりの象徴としてふさわしいと認める保護樹木等について、所有者等からの申請に基づき、特別に保護し、育成すべき保護樹木等（以下「特別保護樹木等」という。）を指定することができる。

2 第八条、第九条及び前条の規定は、前項の規定により指定された特別保護樹木等に準用する。

3 区長は、特別保護樹木等の所有者等から指定解除の申請があつたときは、当該特別保護樹木等の保存について、所有者等に要請することができる。

5. 高輪地区高輪みどりを育むプロジェクト

（１）事業の概要

① 事業の概要

区民との協働により、高輪地区の特徴である豊かな緑を守り、育み、楽しみながら、更に緑を広げられるよう、緑化の普及に対する意識の向上を図っている。

地域住民、地区内の保育園児や児童との協働により、総合支所庁舎の菜園活動や壁面緑化などに取り組んでいる。また、高輪地区内にある国立科学博物館附属自然教育園での講習会を通じて、緑に対する理解を深め、緑化の普及・啓発に取り組んでいる。令和元年度の高輪地区高輪みどりを育むプロジェクト事業実績は表53のとおりである。

表53 高輪地区高輪みどりを育むプロジェクト事業実績（令和元年度）

活動日・期間	活動内容	概要	参加人数
5月15日（水） ほか2回	アジサイロードづくり（雑草抜き）	高松中学校敷地内にて雑草抜き	5～8人
5月18日（土）～ 9月28日（土）	菜園活動	高輪コミュニティーぷらざ3階テラスにて、プランターを使用し野菜等を栽培	37人
6月7日（金）	菜園活動	ネット設置ほか	20人
6月12日（水）～ 10月24日（木）	緑のカーテン設置	保育園園児とゴーヤ等を植付け	17人
7月5日（金）	菜園活動	ナスのX字支柱立てほか	13人
7月7日（日）	第1回自然教育園散策&講習会	自然教育園講師による解説付き園内散策と工作	19人
7月26日（金）	緑化普及啓発活動	熱帯植物館の見学	9人
8月2日（金）	菜園活動	秋茄子収穫に向けた剪定作業	14人
8月6日（火）	緑化普及啓発活動	高輪子ども中高生プラザ児童とアジサイの挿し木体験	約25人

活動日・期間	活動内容	概要	参加人数
10月28日（月）	緑化普及啓発活動	高輪子ども中高生プラザ児童及び保育園園児と冬花の植付け	29人
11月23日（土）	第2回自然教育園散策&講習会	自然教育園講師による解説付き園内散策と工作	23人
12月5日（木）	緑化普及啓発活動	都立公園の見学	7人

② 事業費の推移

（単位：千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	4,200	4,320	4,320
決算額	3,335	3,529	3,595

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	75	小型収納庫ほか購入
委託料	3,520	高輪みどりを育むプロジェクト運営支援業務委託
合計	3,595	

（2）監査の結果

【指摘1】 菜園活動及び緑のカーテン事業の保守点検報告書の記載不備について

高輪地区総合支所では、区民との協働により、高輪地区の特徴である豊かな緑を守り、育み、楽しみながら、更に緑を広げられるよう、緑化の普及に対する意識の向上を図るため、高輪みどりを育むプロジェクト運営支援業務委託契約を締結している。

その委託契約で受注者は、菜園活動支援及び緑のカーテン事業支援を実施し、菜園実施中及び緑のカーテン設置期間中は1週間に1回の頻度で保守管理を行

うこととされている。

また、保守管理については、「点検後は写真・現状報告をまとめた点検報告資料を作成し、点検を実施した月の翌月 25 日までに提出すること」とされている。しかし、その保守点検報告書では、写真とその日付が記載されているだけで、育成状況等の現状報告の内容が全く記載されていなかった。

令和 2 年 3 月 31 日付の年間の報告書では簡単ではあるが、育成状況等の現状報告が記載されている。しかし、すでに菜園活動及び緑のカーテン設置は終了しており、その時点での育成状況等の報告では遅いと考える。

月次の保守点検報告書で現状報告を記載する趣旨は、菜園実施中及び緑のカーテン設置期間中に生育不良等が生じた場合に、適宜、必要な対策をとるためであると考ええる。

したがって、仕様書に従い、月次の保守点検報告書において、現状報告を記載するよう指導する必要がある。

【指摘 2】 質問窓口の設置・指導業務の履行状況報告について

高輪みどりを育むプロジェクト運営支援業務委託契約では、質問窓口の設置・指導業務として、「受注者は各種講習会の開催、菜園活動、緑のカーテン事業、アジサイロードづくり等の管理方法について、参加者の質問窓口となり、解決に向けてアドバイスをすること。また、その際は発注者と情報共有を図ること。」とされている。

しかし、どのような相談があり、どのようなアドバイスを行ったかの報告がなされておらず、区との情報共有状況が不明であった。保守点検報告書の写真を見る限りにおいては、菜園活動や緑のカーテンの生育状況が良くないものも見受けられた。参加者にアドバイスを行うことで、菜園活動、緑のカーテン等の良好な生育につなげるためにも、仕様書に従い、質問窓口の設置・指導業務の履行状況を報告させる必要がある。

6. 芝浦港南地区みどりのあるまちづくり事業

（１）事業の概要

① 事業の概要

芝浦港南地区は他地区と比較し、緑被率が低い現状を踏まえ、区民や事業所と協力し、みどりの保全と創出に向け、地域特性に応じた緑化を推進している。また、田んぼ体験や畑などを利用した自然環境学習をとおして自然を大切にする心を育むための普及・啓発を実施している。

具体的には、地区内の緑被率をあげていくための取組について分科会で考えていくとともに、自然環境への理解と保全への普及啓発を図るためのイベントや、みどりを通じた交流の場の提供などの活動について、企画・運営をしている。例えば、地域の自治会と連携した「田植え体験」、「稲刈り体験」や区民参画組織メンバーによる地域のみどりをめぐるまち歩きを通じて、みどりへの関心を高め、みどりを通じて地域の方々が身近なところで交流する機会を提供している。

令和元年度の芝浦港南地区みどりのあるまちづくり事業実績は表54のとおりである。

表54 芝浦港南地区みどりのあるまちづくり事業実績（令和元年度）

イベント	開催日	参加人数	内容
芝浦港南地区 「田植え体験」	5月25日（土）	87人	芝浦公園の田んぼで田植え体験を開催
芝浦港南地区 「稲刈り体験」	10月6日（日）	81人	芝浦公園の田んぼで稲刈り体験を開催
芝浦公園で トウモロコシの収穫	7月17日（水）	約30人	芝浦公園に作った畑で、五色橋保育室5才児クラスの園児とトウモロコシを収穫
第3回べいあっぷグリーンツアー「台場のみどりを海から見てみよう！」	11月3日（日）	32人	台場のみどりを水陸両用バスにより海から再発見するツアーを開催
芝浦公園で にんじんの収穫	1月24日（金）	約30人	芝浦公園に作った畑で、芝浦アイランドこども園5才児クラスの園児とにんじんを収穫

② 事業費の推移

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	3,774	3,600	3,600
決算額	2,958	3,566	3,386

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	187	みどりのあるまちづくり分科会主催イベントのガイドマップ、募集用チラシ等の印刷
委託料	3,032	田植え体験等事業運営支援業務委託 847 穀物類の育成設備管理等業務委託 495 みどりのあるまちづくり分科会主催イベントの支援業務委託 495 植物及び根菜類の育成設備管理等業務委託 484 普及啓発用マップの作成業務委託 369 みどりのあるまちづくり分科会会議運営支援等業務委託 342
使用料及び賃借料	120	べいあっぷグリーンツアー実施に係る水陸両用バス雇上
負担金、補助及び交付金	45	港区立芝浦公園内芝浦田んぼに係る水道料負担金
合計	3,386	

（２）監査の結果

【意見１】 穀物類の育成設備管理等業務委託契約及び田植え体験等事業運営支援業務委託契約の統合について

本事業において、芝浦公園内に穀物を生育して、地域の子供たちに自然体験学習の場を提供し、みどりのまちづくりの推進を図るため、その穀物類の育成設備管理等業務を委託して、穀物の育成を行っている。別途、田植え体験事業運営支援業務及び稲刈り体験事業運営支援業務（以下、「田植え体験等事業運営支援業務」という。）についても、委託している。

令和元年度は、穀物類の育成設備管理等業務委託契約と田植え体験等事業運営支援業務委託は、それぞれ別の事業者が受注している。そのため、穀物類の育成設備管理等業務委託の受注者は、仕様書上、田植え、稲刈りなど、区が別途企画するイベントに協力することとなっており、田植え体験、稲刈り体験のイベントの際には、参加している。

当然、実際に穀物類を育成した者の方が、田んぼの状況や稲の育成状況を把握しているため、区が企画する田植え、稲刈りのイベントの際には、イベントの運営支援を行う田植え等体験事業運営支援業務委託の受注者だけでなく、穀物類の育成設備管理等業務委託契約の受注者の協力も必要となってくる。しかし、それぞれの業務委託契約の受注者が異なるとイベントに向けた調整等が必要となり、非効率な点が生じる。

このように、穀物類の育成設備管理等業務委託契約と田植え体験等事業運営支援業務委託契約を一体として、同一の受注者に委託した方が効率的であることから、両委託契約について統合することを検討する必要がある。

【意見２】 べいあっぷグリーンマップの周知について

芝浦港南地区総合支所の区民参画組織「港区ベイエリア・パワーアッププロジェクト」の分科会の一つである「みどりのあるまちづくり分科会」が企画・実施する普及啓発用マップとして、べいあっぷグリーンマップ（以下、「グリーンマップ」という。）を作成している。

グリーンマップは、地域のみどりをめぐるまち歩きを通じて、みどりへの関心を高めることを目的としており、芝浦港南地区内の港区景観表彰や港区みどりの街づくり賞を受けた場所、芝浦エリアや港南エリア等のまち歩きルートが掲載されている。

グリーンマップは芝浦港南地区の施設に備え置かれているが、区ホームページ上には掲載されていない（令和２年１０月２３日現在）。このため、現状では、

芝浦港南地区の施設に行かなければ、グリーンマップを手にする事ができず、ホームページからすぐにダウンロードして手に取ることができない。

地域のみどりをめぐるまち歩きを通じて、みどりへの関心を高めるためには、区ホームページ上にも掲載するなどして、グリーンマップを周知し、手にする機会を増やす必要がある。

V 環境保全に向けた多様な主体の行動と協働の推進に関する事業

1. みなと区民の森づくり

（1）事業の概要

① 事業の概要

区は、手入れが行き届かずに荒廃した森を整備することによって、二酸化炭素の吸収林としてよみがえらせ、地球温暖化防止に役立てるため、あきる野市から約22haの市有林を借り受け「みなと区民の森」として整備している。

整備の過程で発生した間伐材は、港区立エコプラザや幼稚園、小学校、中学校等の区有施設の内装材や家具のほか、保育園の遊具、公園の維持管理用材料等、区も様々な事業等で有効活用している。

また、区民を対象として、「みなと区民の森」や里山保全地域「横沢入」等で各種環境学習事業を実施している。

表 55 みなと区民の森の事業経過

時期	内容
平成19年5月	港区とあきる野市とが、平成29年3月31日までを土地使用貸借契約期間とし、「みなと区民の森づくり整備事業協定書」に調印 区民ボランティアの協力により、約10haの森林に作業道の整備、間伐、枝打ち、下刈り、植樹等を実施
平成20年度	「みなと区民の森」に作業小屋を建設 平成19年度整備実施部分を除く森林約10haを整備 環境学習事業（パッケージ型）を開始
平成28年11月	港区とあきる野市とが、令和9年3月31日までの土地使用貸借契約期間の延長に合意し、「みなと区民の森づくり整備事業協定書」に調印
平成29年4月1日	土地使用貸借契約締結 契約期間：令和9年3月31日まで 使用貸借面積：既存使用貸借面積約20haに約2ha追加 合計約22ha
平成30年度	オーダーメイド型環境学習を開始

表 56 みなと区民の森づくりの事業概要

区分	内容	
1.「みなと区民の森」の整備	森の作業道の整備、間伐、枝打ち、下刈り、植樹等	
2. 環境学習の実施	対象	区民、保育園、小学校、児童館の児童等
	内容	自然観察、植樹、里山散策、間伐材によるクラフト体験、農業体験等

図 3 みなと区民の森 環境学習施設



（出典：令和2年7月31日監査人撮影）

② 事業費の推移

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	28,037	30,194	26,597
決算額	25,852	26,116	22,656

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
旅費	18	あきる野環境学習同行に係る地外旅費ほか
需用費	269	みなと区民の森環境学習用パンフレットの作成ほか
役務費	36	電話料金
委託料	22,331	あきる野環境学習事業委託 あきる野環境学習事業参加申込み受付等事業委託 みなと区民の森維持管理業務委託ほか
負担金、補助及び交付金	1	無線機電波利用料
合計	22,656	

④ 他区事例

都心区である千代田区、中央区及び新宿区的事例を参照する。

千代田区においては、地球環境を守り低炭素社会の実現を図ることを目的として、地方都市と連携・協力して森林整備事業を行う「地方との連携による森林整備（カーボン・オフセット）事業」を実施している。これは、森林を継続的に整備することで増加する二酸化炭素吸収量を、区内で発生する二酸化炭素排出量と相殺するものであり、現在、群馬県嬬恋村及び岐阜県高山市と森林整備協定を締結している。ちなみに、二酸化炭素吸収量については、群馬県「企業参加の森林づくり」等 CO₂吸収量認証制度実施要綱による認証及び岐阜県「地球環境の保全のための森林づくり」による認定を受けている。また、群馬県嬬恋村との間においては、ミズナラなどの広葉樹の苗木を植樹する体験学習（森林整備活動）を実施している。

中央区においては、東京都桧原村の3地区（数馬地区、南郷地区、矢沢地区）に中央区の森を設置しており、特に南郷地区及び矢沢地区においては、針葉樹林から広葉樹林にすることにより、桧原村に本来ある自然豊かな森に復元することを目指している。ちなみに、二酸化炭素吸収量については、平成25年5月に東京都の「とうきょう森づくり貢献認証制度」による認定を受けている。また、間伐や炭焼き等を体験できる「中央区の森体験ツアー」や「中央区の森親子自然体験ツアー」を実施している。特徴的なのは、中央区の森における森林保全活動の原資とする「中央区の森寄附金」を設けているとともに、区内事業者・団体の方を対象に、中央区の森で実施する間伐や下草刈りなどの森林保全活動に対し、その費用（バス借上げ代・現地NP0法人指導員謝礼）の一部を助成することとしている。

新宿区においては、区外の森林を整備することで、二酸化炭素の吸収を促進し、区内の二酸化炭素排出量の一部と相殺する自治体連携によるカーボン・オフセットの取組を行っており、長野県伊那市、群馬県沼田市及び東京都あきる野市と「地球環境の保全に関する協定」を結び、それぞれの自治体に「新宿の森」を開設し、植林や間伐などの森林整備を進めている。ちなみに、二酸化炭素吸収量については、各々、長野県の「森林の里親促進事業」、群馬県の「森林のCO₂吸収量認証制度」及び東京都の「とうきょう森づくり貢献認証制度」による認定を受けている。また、植林や下草刈りなどの環境体験学習ができるバスツアー等を実施している。

（2）監査の結果

【意見1】 現況調査の実施方法等の検討について

平成28年1月8日に出された「みなと区民の森の今後の活用について」において、「5. 今後の方向性」として、「(6) 森林整備後のみなと区民の森における動植物の現況を確認するため、森林整備から概ね10年が経過する平成30年度を目途に、動植物の現況調査を実施します。」とされているが、令和元年度に至っても、結果的に現況調査は実施されていない。

所管課によれば、一定水準以上の現況調査を行うには相当額の費用がかかるため、実施を見合わせているとのことである。しかし、区が多額の資金を投じてみなと区民の森を整備し維持管理する目的は、二酸化炭素の吸収能力を確保するだけではなく、多様な生物が生息する環境を保持し、そのような豊かな自然を区民が体験する環境学習の場とすることにより、豊かな自然環境の必要性やそれを守ることの重要性といった点の理解を促進することにあるものといえる。

また、当初の区民の森整備事業計画においても、動植物の多様性と共存の環境づくりを目的の一つとして挙げており、一定の時点において、現況調査を行う必要性はあるものといえる。

今後、みなと区民の森の整備とその後の維持管理において、どのような効果があったのかを説明する一つの材料として、調査を実施する時期やどの程度の調査を行うか等についてあらためて検討を進める必要がある。

2. 環境にやさしい行動推進

（１）事業の概要

① 事業の概要

家庭における環境にやさしい行動の実践を支援し、二酸化炭素排出量の削減を促進することを目的として、区民の環境にやさしい自発的な行動やイベントへの参加に対してポイント（エコポイント）を付与する「みなとエコチャレンジ」を実施するものである。なお、ポイント数に応じて、所定の景品に交換することが可能である。

事業の実施方法としては、エコポイントの集計管理等を行うみなとエコチャレンジ事業システムの保守管理、エコポイントの集計等業務及びメールによる問合せ対応業務について、表 57 のとおり、業務委託する体制を採っている。

表 57 みなとエコチャレンジ事業システム保守管理及び運用支援委託の概要

件名	みなとエコチャレンジ事業システム保守管理及び運用支援委託
契約金額	1,504 千円
履行期間	平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで
事業者名	株式会社ビットメディア

表 58 みなとエコチャレンジの事業概要

区分	内容		
対象者	区民（世帯単位での参加）		
参加方法	（１）「みなとエコチャレンジ」専用ホームページから参加登録 （２）エントリーシートを郵送、FAX又は持参し参加登録		
ポイントの内容	ポイントの種類	付与条件	ポイント数
	環境行動チェックポイント	各月の電気・ガス・水道使用量をすべて記録する（インターネット参加者は、3 か月ごとに行う環境行動アンケートに回答する）	春・夏・秋・冬の 3 か月ごとに 100 ポイント

区分	内容		
	省エネ行動ポイント	当月の電気・ガス・水道使用量を前年同月比3%以上削減する（平成30年度以前からの参加者は、前年同月比以下に削減する）	各100ポイント×1か月ごと（水道は100ポイント×2か月ごと）
	環境行動ポイント	環境イベント等に参加する（緑のカーテン講習会、あきる野環境学習、エコライフ・フェアMINATO等）	100ポイント×参加回数及び10ポイント×レシート数（上限）
		「みなとエコショップ」登録店で買い物をする	1世帯あたり各1,200ポイント
		文房具等についているエコマークを収集する	5ポイント×エコマーク枚数（上限） 1世帯あたり1,000ポイント
		LED照明を購入する	20ポイント×購入個数（上限） 1世帯あたり100ポイント
		国が定めた省エネ性能の高い5つ星家電製品（エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・蛍光灯器具等）を購入する	各200ポイント（上限） 1世帯あたり1回限り
		太陽光発電システム、蓄電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）を設置する	
		高断熱サッシ、日射調整フィルムを設置する	
		港区自転車シェアリングへの会員登録をする	200ポイント
		緑のカーテンを育成する	200ポイント

区分	内容	
景品	景品名	交換ポイント数
	あきる野環境学習の無料優先参加券（1回1グループ4人まで）	6,000 ポイント
	みなと区民の森への植樹（1本）	1,500 ポイント
	間伐材ホワイトボード	1,000 ポイント
	区内共通商品券（500円分）	675 ポイント
	間伐材ボールペン・シャープペンシルセット	400 ポイント
	間伐材マウスパッド	300 ポイント
	※主要なものを抜粋	

表 59 みなとエコチャレンジの事業実績の推移

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
参加世帯数	419 世帯	479 世帯	522 世帯	590 世帯	685 世帯
ポイント交換 世帯数	94 世帯	73 世帯	84 世帯	81 世帯	80 世帯
交換ポイント 数合計	135,450 ポイント	124,900 ポイント	159,975 ポイント	179,175 ポイント	162,700 ポイント

② 事業費の推移

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	1,898	4,900	1,994
決算額	1,925	5,037	1,934

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	322	みなとエコチャレンジリーフレットの作成
役務費	107	みなとエコチャレンジ事業広告の「ちいばすチャンネル」における放送業務
委託料	1,504	みなとエコチャレンジ事業システム保守管理及び運用支援委託
合計	1,934	

（２）監査の結果

【意見 1】 事業の実施方法等の見直しについて

みなとエコチャレンジ参加世帯数は増加傾向にあり、令和元年度の参加世帯数は平成 27 年度と比べて 266 世帯（63.4%）増加している。しかし、令和元年度における参加世帯数（685 世帯）は、港区全体の世帯数（147,693 世帯：令和 2 年 1 月 1 日現在）の 0.5%程度に過ぎない。

現状の事業を前提により参加しやすい方法の検討等も重要ではあるものの、事業開始から 8 年ほどが経過しており、家庭における環境にやさしい行動の実践を支援し、二酸化炭素排出量の削減を促進するという目的に照らして、事業継続自体の要否も含めてあらためて見直す必要がある。

3. エコプラザ管理運営

（１）事業の概要

① 事業の概要

港区立エコプラザ（以下、「エコプラザ」という。）は、区民の環境の保全に関する理解を深めることにより、環境への負荷の少ない生活文化の形成に寄与することを目的として設置されている。

また、表 60 のとおり指定管理者制度が導入されており、株式会社小学館集英社プロダクションと大星ビル管理株式会社との共同企業体である港区エコみらいプロジェクトが管理者に指定されている。

表 60 港区立エコプラザの概要

区分	内容
施設名称	港区立エコプラザ
根拠法令等	港区立エコプラザ条例
所在地	港区浜松町 1-13-1
延べ面積	1,157.98 m ²
開設年月日	平成 20 年 6 月 1 日
開館時間	午前 9 時 30 分～午後 8 時
休館日	毎月第 4 月曜日（祝日と重なるときはその翌日）、年末年始、臨時休館日
施設内容	エントランスホール、事業エリア（多目的室）、会議室（A、B）、ビオトープ
実施事業	1. 環境の保全に係る普及啓発に関すること。 2. 環境の保全に係る情報の収集及び提供に関すること。 3. 環境の保全に関する学習に関すること。 4. 環境の保全に係る人材の育成及び支援に関すること。 5. 環境の保全に係る団体の交流及び連携の促進に関すること。 6. リサイクルの推進に関すること。 7. エコプラザの施設の利用に関すること。 8. 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

表 61 港区立エコプラザにかかる指定管理者の概要

件名	港区立エコプラザの管理運営
指定管理料	72,165 千円 （当初指定管理料 72,850 千円から戻入額 685 千円を控除。）
指定管理期間	平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
指定管理者	港区エコみらいプロジェクト

表 62 港区立エコプラザにかかる来館者数の推移

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
来館者数	54,462 人	58,530 人	61,617 人	54,459 人	69,250 人
開館日数	340 日	344 日	344 日	347 日	340 日

② 事業費の推移

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	76,579	79,593	129,641
決算額	75,705	79,690	122,024

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	2,857	電気料金
役務費	2,470	エコプラザ備品の収集運搬業務
委託料	76,696	港区立エコプラザ指定管理料 特定天井等耐震化改修工事監理等業務委託 ほか
工事請負費	40,000	港区立エコプラザ特定天井等耐震化改修工事
合計	122,024	

（２）監査の結果

【指摘１】 年度協定書における指定管理料の記載誤りについて

年度協定書第４条において「指定管理料の額は、年間 72,850,936 円（消費税を含む。）」と記載されているが、第５条においては指定管理料の合計額は 72,850,937 円と記載されている。見積書や収支計画書等から 72,850,937 円が正しい指定管理料であり、執行額も同額となっている。

僅少な記載誤りではあるものの、当該年度の指定管理料を定める条項であり慎重な作成を行う必要がある。また、本件への対応にとどまらず、契約書や協定書等の作成にかかる事務処理において、誤りやすい要確認事項のチェックリスト化や担当者相互での読み合わせの徹底等、類似の事案の再発を防ぐ事務処理方法を明確にすることも併せて実施する必要がある。

4. みなと環境アプリ

（１）事業の概要

① 事業の概要

環境イベントの開催情報や環境学習用コンテンツを発信することにより、区民が日頃から環境について学び、考える機会を提供することを目的とし、スマートフォン向け環境普及啓発用アプリケーション（みなと環境アプリ）を配信するものである。平成28年12月から配信してきたが、令和元年10月31日をもって配信を終了している。

事業の実施方法としては、みなと環境アプリの保守業務等について、表63のとおり、業務委託する体制を採っていた。

表63 みなと環境アプリ保守業務委託の概要

件名	みなと環境アプリ保守業務委託
契約金額	142千円 ※
履行期間	平成31年4月1日から令和元年9月30日まで ※
事業者名	ハーバー・ソリューションズ株式会社

※ 当初契約は令和2年3月31日までであったが、令和元年9月30日をもって契約を解除している。このため、上記の契約金額も平成31年4月から令和元年9月分である。

② 事業費の推移

（単位：千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	824	850	879
決算額	5,103	943	142

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
委託料	142	みなと環境アプリ保守業務委託
合計	142	

（２）監査の結果

【指摘１】 契約締結時におけるその適否の検討について

みなと環境アプリは、平成 28 年 12 月からハーバー・ソリューションズ株式会社（以下、「ハーバー社」という。）に同アプリの保守業務等を委託する形態により配信を行ってきたところである。

しかし、以下の経緯により、令和元年 9 月 30 日をもってハーバー社との、みなと環境アプリ保守業務委託を解除した。

この結果、アプリ配信を継続することができなくなったが、エコプラザの SNS 等により情報発信が充実してきたこと等を勘案し、令和元年 10 月 31 日に配信を終了している。

表 64 みなと環境アプリ保守業務委託契約解除に至る経緯

年月	内容
平成 30 年 7 月頃	○ハーバー社代表者が体調不良等により、連絡が取りにくい状況となる。以後、平成 31 年 3 月頃までの間、毎日電話しても連絡が取れるのは月に 2～3 回程度となる。
平成 31 年 4 月から 令和元年 5 月	○一時的に連絡が取れるようになったため、令和元年度における「みなと環境アプリ保守業務委託」の契約を締結。
令和元年 6 月	○A社から、みなと環境アプリ内で使用している一部イラストについて、ハーバー社からイラスト作成費が未払いのため、港区による著作権の買取意思の確認と買取意思がない場合には、当該イラストの使用差し止めを請求する旨の通知。 ○B社から、ハーバー社から港区に対して有する債権の譲渡を受けたため、平成 31 年 4 月 4 日以降に発生する売掛債権等（委託料等）の総額について、B社に支払いを求める旨の通知。

年月	内容
	○ハーバー社から、A社及びB社の件については同社が対応する旨の回答があった後、連絡が取れない状況となる。
令和元年 10 月	○令和元年 9 月 30 日をもって契約を解除する旨を、港区からハーバー社に対して通知。
	○令和元年 10 月 31 日をもってみなと環境アプリの配信を終了。
令和元年 11 月	○平成 31 年 4 月から令和元年 9 月分のみなと環境アプリ保守業務委託料 142,560 円から契約解除による違約金 14,520 円（注）を差し引いた 128,040 円について、港区からハーバー社に対して支払い。

（出典：区提出資料より監査人作成）

（注）契約書第 12 条の 2 において、受注者が契約保証金の納付を免除されており、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合には、契約金額（未履行部分）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者に支払う旨が規定されている。

表 64 に記載する契約解除に至る経緯において、イラスト使用差し止め請求を起こされる可能性をはじめとする事項については、A 社等からの連絡を受けるまでは、区としては認知できなかったものと考えられる。このため、令和元年 9 月 30 日をもってみなと環境アプリ保守業務委託契約を解除したこと自体はやむを得なかったものと考えられる。

しかし、ハーバー社は株式会社の形態を採っているものの、事実上代表者 1 名のみの会社であり、その代表者が平成 30 年 7 月頃から体調不良等により、連絡自体が取りにくい状態にあったことは、その業務の遂行に疑念を与える事象といえる。

所管課によれば、平成 31 年 2 月 4 日に代表者にヒアリングを行い、平成 30 年度中は体調不良等により業務の履行が困難となることがあったが、今後は快方に向かっているため業務の履行は可能である旨の回答を得るとともに、連絡が取れない場合の代替窓口となる者の紹介を受け、代表者と連絡がつかない際には、その者に連絡を取っていたとのことである。また、前年度よりも仕様書において求める業務を少なくし、みなと環境アプリの維持管理に限定する仕様とすることにより、契約上の義務の履行が果たされると判断したとのことである。しかし、快方に向かっているとの説明があったとはいえ、半年にわたり体調不良等により連絡がつかなかった後のことであり、受注者の事実上唯一の構成員である代表者との直接の連絡が十分に取れる保証がない状況においては、業務が中断するリスクを相当程度抱えた状態にあったものといわざるを得ない。

今後、本件事案に限らず、継続的に契約を締結している案件であったとしても、契約締結に際して業務の遂行に疑念を与えるような事象を把握している場合には、契約締結の適否をより慎重に判断する必要がある。なお、判断の結果、契約を締結した場合であっても、業務遂行状況の確認等を適宜行うとともに、年度途中における状況変化への対応策をあらかじめ検討しておく必要がある。

【指摘2】 契約保証金の未徴収について

港区契約事務規則第46条においては、第2項に該当する場合を除き、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせることを求めている。しかし、みなと環境アプリ保守業務委託契約においては、契約保証金の納付を求めていなかった。

所管課によれば、本件契約において契約保証金を求めた場合の金額は少額で、相手方の完全な履行を確保するための効果が期待できる金額にならないこと及び不履行の事態が発生した場合に、その受ける損害をてん補する金額にならないことから徴収しなかったとのことである。

確かに、契約保証金として委託料の10%相当額を徴収したとしても、相手方の履行を確保するための効果には乏しいものといえる。また、最終的に履行部分に相当する契約保証金は返還することになるため、最終的には違約金と同額となる。

しかし、金額の多寡は港区契約事務規則に定める契約保証金の免除事由に該当しないとともに、本件のように契約締結に際して業務の遂行に疑念を与えるような事象を把握している場合には、相手方に対する牽制の意味からも契約保証金を徴収することが必要であったものといえる。

本件は特殊な事例ではあるものの、今後、各課契約において同様な事案が生じないよう、契約締結に際して、契約保証金の徴収の適否を慎重に検討する必要がある。

港区契約事務規則より抜粋

（契約保証金）

第46条 契約担当者は、契約の相手方をして、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めさせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- 一 契約の相手方が、保険会社との間に本区を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

- 二 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- 三 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- 四 物件を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- 五 前各号に定めるもののほか、施行令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により区長の定める資格を有する者による一般競争入札に付し、若しくは指名競争入札若しくはせり売りに付し、又は随意契約による場合において、その必要がないと認めるとき。
- 六 国、地方公共団体、公法人又は公益法人と契約を締結したとき。
- 七 前各号に定めるもののほか区長が認めるとき。

5. みなと森と水会議

（１）事業の概要

① 事業の概要

みなと区民の森づくり事業、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度など、地球温暖化対策としての日本の森林整備及び国産木材活用の促進に向けた区の実施を踏まえ、都市生活者である区民が森の役割や森がもたらす豊かな恵みについて学ぶことを目的とし、親子向けワークショップや協定自治体グルメコラボ、首長による会議（森と水サミット）等を開催している。

事業の実施方法としては、表 65 のとおり、業務委託することでワークショップや森と水サミット等を実施する体制を採っている。

表 65 「第 13 回みなと森と水会議」開催支援業務委託の概要

件名	「第 13 回みなと森と水会議」開催支援業務委託
契約金額	2,794 千円
履行期間	令和元年 9 月 1 日から令和元年 12 月 27 日まで
事業者名	T S P 東日本株式会社 港営業所

② 事業費の推移

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	4,714	4,634	4,209
決算額	4,069	3,808	3,516

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
旅費	3	みなと森と水会議 林産地見学会に係る地 外旅費
需用費	178	広報チラシ印刷
委託料	3,164	みなと森と水会議開催支援業務委託ほか
使用料及び賃借 料	169	みなと森と水会議に係るバス借り上げ
合計	3,516	

（２）監査の結果

【意見 1】 アンケートの有効活用について

当業務委託の受託事業者は、指名競争入札により選定され、「みなと森と水会議」において、親子向けワークショップ、特産品の展示会及び首長による会議等を開催している。本事業の直近 5 年間の実施状況は表 66 のとおりである。

表 66 「みなと森と水会議」の直近 5 年間の実施状況

年度	実施日	実施内容	来場者数
27	平成 28 年 1/30～2/26	森と水サミット 2016、親子向けワークショップ、協定自治体の特産品等の展示会	3,100 人
28	平成 28 年 10/26～11/5	森と水サミット 2016 年度、区政 70 周年記念特別講演会、親子向けワークショップ、協定自治体の特産品等の展示会	5,900 人
29	平成 29 年 10/13～11/8	森と水サミット 2017、親子向けワークショップ、協定自治体の特産品等の展示会、林産地見学会	1,400 人
30	平成 30 年 10/22～11/10	森と水サミット 2018、親子向けワークショップ、協定自治体グルメコラボ、林産地見学会	1,500 人
元	令和元年 10/27～11/10	森と水サミット 2019、親子向けワークショップ、協定自治体グルメコラボ、林産地見学会	1,600 人

平成27年度から平成28年度にかけて、区政70周年記念特別講演会の効果もあり、倍増に近い数値で来場者数は増加した。また、平成29年度からは林産地見学会を新規に行い、平成30年度からは協定自治体グルメコラボも開催している。

令和元年度のアンケート調査の結果を見ても、「楽しいイベントでした。」や「良い経験になりました。」など、参加したこと自体については満足した結果が得られているようだが、「友人に紹介したい」や「自宅でも取り組んでみたい」のように、イベントから離れて広がり期待されるような感想はあまりみられない。

より多くの区民に、森の役割や森がもたらす豊かな恵みについて伝えるためにも、現状に満足せず、イベントの内容や宣伝方法等について、常に見直しを図る必要がある。特に、イベント実施後のアンケートは、今後の来場者数やイベントの満足度・効果を把握する重要な情報であるため、より有効に活用する必要がある。

第5章 参考

本章に記載している8事業（省エネ対策サポート事業、雨水浸透施設整備費助成、放射能・放射線対策、芝地区緑化普及啓発、麻布地区緑化普及啓発、赤坂地区緑化普及啓発、高輪地区緑化普及啓発、芝浦港南地区緑化普及啓発）については、事業実績が乏しい等の理由により、「事業の廃止も含め、事業のあり方を検討する必要がある。」との監査意見を形成し、監査報告書の草案段階で第4章に記載していたものである。

しかし、監査の最終局面である令和2年12月に、区の行政評価（事務事業評価）において、事業の「廃止」評価が決定した。区は今後、この評価結果に基づき、事業の廃止に向けた対応を行うことから、当該監査意見に対する措置を講ずる必要がなくなった。

そのため、参考として記載するものである。

I 安心して暮らせる低炭素・省エネルギー社会の実現に関する事業

1. 省エネ対策サポート事業

(1) 事業の概要

① 事業の概要

地域の関係団体と連携しながら中小規模事業所に省エネ相談員を派遣し、それぞれの事業所の実態にあわせた省エネ支援・アドバイスを行うとともに、ビルの運用管理をビルメンテナンス事業者に委託している事業所については、省エネ運用の支援を行っている。

また、省エネに取り組んだ事業所を「港区省エネ推進モデル事業所」として認定し、その取組を積極的にPRすることにより、中小規模事業所の省エネの取組を推進している。

事業の実施方法としては、表67のとおり、業務委託することで省エネ相談員を派遣し、省エネ支援・アドバイスを行う体制を採っている。

表 67 港区中小ビルの省エネ取組の推進事業支援業務委託の概要

件名	港区中小ビルの省エネ取組の推進事業支援業務委託
契約金額	6,194 千円
履行期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
事業者名	知識研・エコエナジーJV

② 事業費の推移

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額		6,205	6,399
決算額		6,886	7,375

③ 事業費の主な内訳

(単位：千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	280	中小ビルの省エネ取組推進支援事業チラシの印刷ほか
委託料	5,674	港区中小ビルの省エネ取組の推進事業支援業務委託 表彰状用木製額縁製材加工業務委託ほか
償還金、利子及び割引料	1,420	平成 30 年度東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業補助金の返還
合計	7,375	

(2) 監査の結果

【参考1】 事業のあり方の検討について

区における二酸化炭素排出量のうち約 7 割が民生業務部門由来であり、その事業所の多くは中小規模事業所である。しかし、中小規模事業所は建物規模や用途等も多種多様であることから、画一的に省エネルギー対策を進めることが困難であるとともに、省エネの意識が浸透しきっておらず、区が実施している省エネに関する施策についての情報にも疎遠な状況にある。

そこで区は、区内の中小規模事業所に省エネ相談員を派遣し、ヒアリングや計測器を使用した改善支援を通じて、省エネに関する意識を啓発しつつ、省エネに関する区の施策や情報等を合わせて提供することで、事業所に省エネの取組を行うよう働きかけを行っている。

直近 5 年間の事業の実施状況は表 68 のとおりである。

表 68 省エネ相談員派遣事業の実施状況

年度	省エネ相談員の 派遣事業所数	ビルオーナーへの 支援件数
平成 27 年度	6	
平成 28 年度	6	
平成 29 年度	5	
平成 30 年度	17	0
令和元年度	14	0

平成 30 年度からは、別の事業との統合により、省エネ相談員の派遣事業所数は約 3 倍まで増加しているが、年間で 15 件程度実施しても、区における二酸化炭素排出量のうち約 7 割を占める民生業務部門から得られる効果としては限定的であると考ええる。

したがって、2030（令和 12）年度の中期削減目標達成に向けて、中小規模事業所に対してどのような取組を行うかは再考が必要である。特に、省エネルギー対策支援については、国や東京都も積極的に事業展開しており、補助金支給や税の減免等も行われている。

今後は、国や東京都の制度の活用を支援することを中心とした事業に移行することを視野に入れ、事業の廃止も含め、事業のあり方を検討する必要がある。

Ⅱ 健康で安全に暮らすことのできる生活環境の保全に関する事業

1. 放射能・放射線対策

(1) 事業の概要

① 事業の概要

東日本大震災による福島第一原子力発電所事故以来、子どもたちの安全・安心をより確かなものとし、保護者をはじめとする全区民の不安を解消すべく放射能・放射線対策を実施している。

また、「港区放射性物質除染実施ガイドライン」を平成23年11月1日に策定し、「区有地、区有施設における追加被ばく線量が地表から5センチメートルの高さで年間1ミリシーベルト（毎時0.23マイクロシーベルト）以下とする。」ことを目標とした区有地、区有施設における区の除染基準を設けている。

表 69 事業の実施状況

区分	年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
放射線モニタリングポスト（港区役所）	年平均値 （単位：マイクロシーベルト/時）	0.069	0.075	0.069	0.071	0.069
放射線モニタリングポスト（お台場学園港陽小・中学校）		0.042	0.043	0.042	0.041	0.041
区有施設等の砂場及び広場の地表近くの放射線量測定 ※	延べ測定回数	207	207	207	—	—
給食の放射能測定 ※		296	307	317	—	—
牛乳の放射能測定 ※		263	276	277	—	—
放射線測定機器の貸出 ※	貸出件数	9	6	0	—	—

※ 平成30年3月に終了した。

② 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	4,837	992	888
決算額	4,573	1,503	961

③ 事業費の主な内訳

(単位：千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	13	消耗品
委託料	948	放射線モニタリングポスト運営委託
合計	961	

(2) 監査の結果

【参考1】 事業のあり方の検討について

本事業の事業費は、放射線測定機器の管理やメンテナンスにかかる委託料が大部分を占める。「(1) ①事業の概要」に記載したとおり、平成 30 年度に事業内容の大幅な見直しを行い、これに伴って一部の委託業務も終了したため、平成 30 年度から全体の予算額は大きく減少した。

一方、平成 30 年度に事業の縮小を行ったとはいえ、現在継続して実施している事業についても、その事業の効果などの観点から今後継続していくことの妥当性を検討する必要があると考える。

理由の一つとして、「(1) ①事業の概要」に記載したとおり、放射線モニタリングポストの測定結果が、平成 27 年度以降、低い値⁹でほぼ安定していることが挙げられる。

本事業は、元々、平成 23 年 3 月に起こった東日本大震災による福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性物質による影響を測定することが目的である。放射線量は時間の経過とともに安定的に低減していくと考えられるため、現在のような安定的な状態に移行した後は、新たな発生原因が生起しない限

⁹ 令和元年度の放射線モニタリングポスト（港区役所）における測定値 0.069 マイクロシーベルト/時は、港区放射性物質除染実施ガイドラインにおける除染基準 0.23 マイクロシーベルト/時のおおよそ 30%である。

り、この数値が大きく増加する可能性は低いと考えられる。

また、もう一つの理由として、東京都においても同様の放射線モニタリングポストによる測定が行われていることが挙げられる。

表 70 に東京都が行っている 8 箇所の測定結果（令和元年度分）を記載する。データについては、東京都健康安全研究センターホームページの結果数値から、区の測定結果と比較できるように、年平均のデータに加工している。単位については、東京都はマイクログレイを使っているが、区が使用しているマイクロシーベルトと値は同じである（※1 グレイ＝1 シーベルトである）。

表 70 のとおり、東京都の測定場所に港区内の地区は選ばれていないが、比較的近い場所で測定している。また、測定結果であるが、港区役所の数値は若干高いがほぼ都内全域で同程度の水準であるといえる。

こうしたことから、区が独自で大気中の放射線量を測定する意義は年々薄まっていると考えられる。したがって、事業の廃止も含め、事業のあり方を検討する必要がある。

表 70 東京都による大気中の放射線量測定結果（令和元年度）

測定場所		2019 年 4 月～2020 年 3 月までの年平均
新宿	新宿区 百人町（健康安全研究センター）	0.038
江東	江東区 青海（産業技術研究センター）	0.035
大田	大田区 （羽田空港内）	0.035
足立	足立区 舎人公園（都立舎人公園）	0.031
江戸川	江戸川区 上篠崎（都立篠崎公園）	0.046
八王子	八王子市 南大沢（東京都立大学）	0.032
調布	調布市 西町（調布飛行場）	0.029
小平	小平市 中島町（薬用植物園）	0.031

※ 単位はマイクログレイ/時。ただし、1 グレイは 1 シーベルトである。

※ 新宿、大田、足立、八王子、調布は原子力規制庁の委託により設置している。

（出典：東京都健康安全研究センターホームページより監査人作成）

Ⅳ 自然や生きものと共存できる、質の高い緑と水の保全・創出に関する事業

1. 雨水浸透施設整備費助成

(1) 事業の概要

① 事業の概要

本事業は、総合治水対策の一つとして、敷地面積が 500 ㎡未満の個人が所有する住宅において、雨水浸透施設を設置する場合に助成を行うものであり、平成 21 年 6 月に開始している。

助成対象等の概要は、表 71 のとおりである。

表 71 雨水浸透施設設置助成の概要

助成対象事業	○個人が所有する住宅等に設置する雨水浸透施設（ただし敷地面積 500 ㎡以上の新築は除く。） ○港区雨水浸透施設技術指針<小規模民間施設用>に準拠すること
雨水浸透施設	「浸透ます」・「浸透管（浸透トレンチ）」
助成対象者	助成対象事業に係る住宅等の所有者（個人に限る）
助成金額	40 万円が上限で、区が定めた標準工事費単価から算出した額

② 事業費の推移

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	2,324	1,418	1,068
決算額	630	497	545

③ 事業費の主な内訳

(単位：千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	545	雨水浸透施設設置助成金
合計	545	

(2) 監査の結果

【参考1】事業のあり方の検討について

表72は、平成29年度から令和元年度の助成予定件数と実績件数の推移である。過去3年間の実績は、1～2件と少なく、予定件数にも満たない状況である。

表72 助成件数の推移

(単位：件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予定件数	7	6	4
実績件数	2	1	2

また、表73のとおり、雨水流出抑制施設設置指導件数と比較すると、設置指導件数に対する設置助成件数の割合は1%前後と著しく低い状況である。

表73 設置指導・設置助成件数

(単位：件、%)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
設置指導数 A	124	127	137
設置助成数 B	2	1	2
B/A×100	1.6	0.8	1.5

(出典：区提供データより監査人作成)

以上のように、設置指導件数が130件前後であるのに対し、助成予定件数が4～7件とそもそも少なく、当然ながら助成実績も少ない。つまり、雨水流出抑制施設の設置に対して、助成の効果がほとんどないといえる。

したがって、事業の廃止も含め、事業のあり方を検討する必要がある。

2. 芝地区緑化普及啓発・麻布地区緑化普及啓発・赤坂地区緑化普及啓発・高輪地区緑化普及啓発・芝浦港南地区緑化普及啓発

(1) 事業の概要

① 事業の概要

緑の重要性について、広く区民の理解と認識を高めるために、区ホームページや広報誌等を通じて緑化意識の普及・啓発に努めるとともに、植木市、園芸講座、樹木の引き取り及びあっせん等を行っている。

植木市は、区民の緑に対する関心を高めるため、春に有栖川宮記念公園で1回、秋に芝公園で1回（区民まつり）の合計2回、延べ3日間開催している。会場では、庭木・草花・肥料及び園芸用土などを市価より安く販売するとともに、草花の種・球根等の無料配布や、専門家による青空園芸教室及び緑の相談も行っている。

園芸講座は、区民に緑に関する知識を深めてもらい、緑化意識の向上や家庭での植物栽培の参考としてもらうため、初心者を対象に講義と実技を行っている。

植木市や園芸講座等のみどりの普及・啓発事業実績は表 74 のとおりである。

表 74 みどりの普及・啓発事業実績

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
植木市		3 回 延べ 4 日	2 回 延べ 3 日	2 回 延べ 3 日	2 回 延べ 2 日	1 回 延べ 1 日
みどりの相談		53 件	40 件	50 件	30 件	14 件
緑の 配布	誕生鉢植	764 鉢	854 鉢	672 鉢	—	—
	敬老鉢植	621 鉢	784 鉢	854 鉢	—	—
園芸講座		2 講座 延べ 5 回	2 講座 延べ 5 回	2 講座 延べ 5 回	2 講座 延べ 10 回	2 講座 延べ 10 回

※平成 30 年度の植木市は、雨天のため 1 日中止となった。

※令和元年度の植木市は、雨天のため 2 日中止となった。

※緑の配布は、平成 29 年度で終了した。

樹木の引取り・あっせん（グリーンバンク）は、区民が大切に守り育てていた樹木を、引越や建物の増改築等に伴い伐採しなければならなくなった場合に、区のみどりを守るため、区民からの申請を受けて、区が移植可能かどうかなどを判定し、区有地（桜田公園内）に引き取っている。また、引き取った樹木を希望す

る区民にあっせんし、活用している。

樹木の引取り・あっせん実績は表 75 のとおりである。

表 75 樹木の引取り・あっせん実績

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
引取り	調査件数	4 件	3 件	4 件	3 件	1 件
	実施本数	2 件	0 件	4 件	1 件	0 件
	引取り本数	5 本	0 本	12 本	4 本	0 本
あっせん	実施件数	1 件	0 件	3 件	0 件	1 件
	あっせん本数	10 本	0 本	24 本	0 本	5 本
引取り・あっせん		3 件	0 件	7 件	1 件	1 件
実施合計		15 本	0 本	36 本	4 本	5 本

② 事業費の推移

(芝地区)

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	2,839	2,302	2,173
決算額	2,346	1,548	964

(麻布地区)

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	2,376	2,282	1,946
決算額	2,255	1,628	1,637

(赤坂地区)

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	725	250	254
決算額	724	211	252

(高輪地区)

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	1,232	250	254
決算額	1,053	211	243

(芝浦港南地区)

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	1,329	250	254
決算額	909	248	252

③ 事業費の主な内訳

(単位：千円)

節	令和元年度決算額					主な内容
	芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦港南	
需用費	—	395	—	—	—	春季植木市記念品の購入
委託料	964	1,235	252	243	252	園芸講座企画運営支援業務委託、春季植木市会場設営等業務委託、グリーンバンク苗圃維持管理委託
役務費	—	6	—	—	—	植木市開催に伴うグリーンウォッチング参加者傷害保険料
合計	964	1,637	252	243	252	

(2) 監査の結果

【参考 1】 園芸講座の見直しについて（芝・麻布・赤坂・高輪・芝浦港南）

園芸講座は、誰もが参加しやすい内容で講座を実施することで緑化知識取得の場として充実させ、区民一人一人の緑化への意識を醸成しながら身近な植物を育ててもらうことで、緑化意識の向上と緑の普及啓発を図ることを目的としている。

しかし、緑化に関する知識をもった公園の指定管理者も、同様な講座を自主事業で実施している状況である。したがって、園芸講座については、公園の指定管理者に委ねることを視野に入れ、事業の廃止を含め、事業のあり方を検討する必要がある。

【参考2】 樹木の引取り・あっせん（グリーンバンク）の見直しについて（芝）

グリーンバンクでは、区民が大切に守り、育ててきた樹木を、建物の新築や増改築に伴い、伐採しなければならなくなった場合に、樹木を引取り、その引取った樹木を希望する区民にあっせんしている。

引取った樹木は区立桜田公園内の苗圃で保守管理しており、グリーンバンク苗圃維持管理の委託料が発生している。区内は集合住宅が多いこともあり、樹木のあっせんがなく、苗圃は引取った樹木で一杯になっており、維持管理を行うのみの状況にある。

このような状況のなか、毎年度、苗圃維持管理の委託料を負担しながらグリーンバンクを継続することは、費用対効果の点で見直す必要がある。したがって、グリーンバンクについて、廃止も含め、事業のあり方を検討する必要がある。

【参考3】 植木市の見直しについて（芝・麻布）

区民の緑に対する関心を高めるため、植木市を春に有栖川宮記念公園で1回、秋に芝公園で1回（区民まつり）開催し、会場では、庭木・草花・肥料及び園芸用土などを販売するとともに草花の種・球根等の無料配布や、専門家による青空園芸教室及び緑の相談も行っている。

しかし、表74のとおり、近年では、みどりの相談件数も少ない状況が続いている。

また秋には、芝公園で開催される区民まつりに区のブース出展として、植木市を開催している。当初は、ブース出展数が少なかったこともあり、植木市の来場者が多く、来場者に対する緑化普及啓発に一定の効果があった。しかし、近年では民間のブース出展数も増加し、みなと区民まつりの参加者の年齢層も変化してきて、植木市のブースの来場者数も減少傾向にある。

したがって、植木市について、廃止も含め、事業のあり方を検討する必要がある。

以上